

報告書

格差社会への挑戦

「構造改革」の下での「生活崩壊」と最低生計費試算

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,980	2年	5		
長袖シャツ	1,000	2年	5	113	

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	89,800	8年		939	
電気ストーブ	2,980	8年	2	31	

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、
それに嗜好品を加えた金額は、

2,385 k カロリー 757 円

嗜好品・265 k カロリー 181 円

最低生計費試算報告書の発行にあたって

京都総評は2004年9月から最低生計費試算のプロジェクトを立ち上げました。仏教大学の金沢誠一教授の全面的なご協力をいただき、16回にわたる検討会を開催してきました。2005年の3月から4月にかけては、組合員のみなさんにご協力をいただきアンケート調査を実施しました。これは、「生活実態調査」と「持ち物財調査」で、この調査結果をもとに最低生計費のモデルについて確定をし、市場価格調査やその他の統計等を利用した調査をおこないました。

これまでのみなさんのご協力に感謝申し上げます。

2005年1月末に概略版を発行し、二つの世帯モデル（若年単身、夫婦・子ども2人）での最低生計費の試算を発表しました。この概略版は、最低生計費のおおまかな内容をできるだけ多くの方々に知っていただくために作成したものです。

その後、本報告の準備に入り、概略版で出した数値について出たさまざまご意見を踏まえ、再検討をするとともに、新たに、二つの世帯モデル（高齢者単身、高齢者夫婦）を追加しました。

最低生計費の試算が働く人々の賃金の底上げに役立つことを期待しています。多くの方々にご活用いただければ幸いです。また、この最低生計費の試算について、率直なご意見等をお寄せいただければ幸いです。

2006年7月

京都総評最低生計費試算プロジェクト

目 次

はじめに	3
I すすむ「生活崩壊」——今なぜ最低生計費が必要か	3
1 低所得層・ワーキングプアの増大	
2 「生活崩壊」＝「社会的排除」の拡大・深化	
II 国民生活の再構築＝最低生計費の算定	10
1 抵抗線としての貧困ライン＝最低生活基準が存在しない	
2 抵抗線としての最低生計費の必要性	
3 最低生計費の考え方＝「人間に値する生活」とは	
4 新しい高齢者像——積極的な生活を送る高齢者	
5 算定の対象と方法	
III 最低生計費の試算	21
1 食費の試算	21
2 住居費の試算	26
3 水道・光熱費の試算	27
4 医療費の試算	28
5 交通・通信費の試算	29
6 教育費の試算	30
7 家具・家事用品の試算	31
8 被服および履き物の試算	42
9 身の回り用品の試算	51
10 教養娯楽費の試算	53
11 理美容費の試算	56
12 交際費の試算	58
13 こづかいの試算	59
IV 最低生計費 総括表	60
V 算定された最低生計費の位置	62
1 保護基準と比較した場合	
2 「最低生計費」未満の人々の割合	
むすび	65
報告書の中の図表・資料	
図表1 所得金額別にみた世帯数の相対累積度数分布	4
図表2 非正規職員・従業員の推移	5
図表3 範疇分類別、家計支出の割合の推移	6
図表4-1 国民健康保険の保険料（税）の滞納世帯の推移	8
図表4-2 資格証明書と短期保険証の交付世帯数の推移	8
図表5 国民年金の収納率の推移	8
図表6 2004年度の就学援助率	9
図表7 年齢階層別、男女別、日常生活影響状況の事柄（複数回答）、世帯人員数（6歳以上）	14
図表8-1 平成6年、60歳以上男性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支出	15
図表8-2 平成11年、60歳以上男性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支出	15
図表8-3 平成16年、60歳以上男性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支出	15
図表9-1 平成6年、60歳以上女性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支出	15
図表9-2 平成11年、60歳以上女性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支出	16
図表9-3 平成16年、60歳以上女性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支出	16
図表10-1 平成16年、60歳以上男性単身世帯、無職、消費支出の範疇分類別内訳	17
図表10-2 平成16年、60歳以上男性単身世帯、無職、生活扶助相当額の範疇分類別内訳	17
図表11-1 平成16年、60歳以上女性単身世帯、無職、消費支出の範疇分類別内訳	17
図表11-2 平成16年、60歳以上女性単身世帯、無職、生活扶助相当額の範疇分類別内訳	17
図表12-1 男性単身者世帯、年齢階層別、全世帯、外食を除いた食費の内訳	18
図表12-2 女性単身者世帯、年齢階層別、全世帯、外食を除いた食費の内訳	18
図表13-1 29歳以下、単身世帯の所得金額階層別、相対累積度数分布	63
図表13-2 240代、夫婦と未婚氏のみ世帯、所得金額階層別、相対累積度数分布	64
図表13-3 365歳以上の単独世帯の所得金額階層別、世帯数の相対累積度数分布	64
図表13-4 65歳以上夫婦のみ世帯の世帯金額階層別、世帯数の相対累積度数分布	65
「生活実態調査」の概要	67
「持ち物財調査」の概要	67
最低生計費試算のための生活実態調査結果	68
最低生計費試算シンポジウムから	111
最低生計費プロジェクト会議の経過	123
プロジェクト会議の構成	124
調査アンケート表	125

「構造改革」の下での「生活崩壊」と最低生計費試算

はじめに

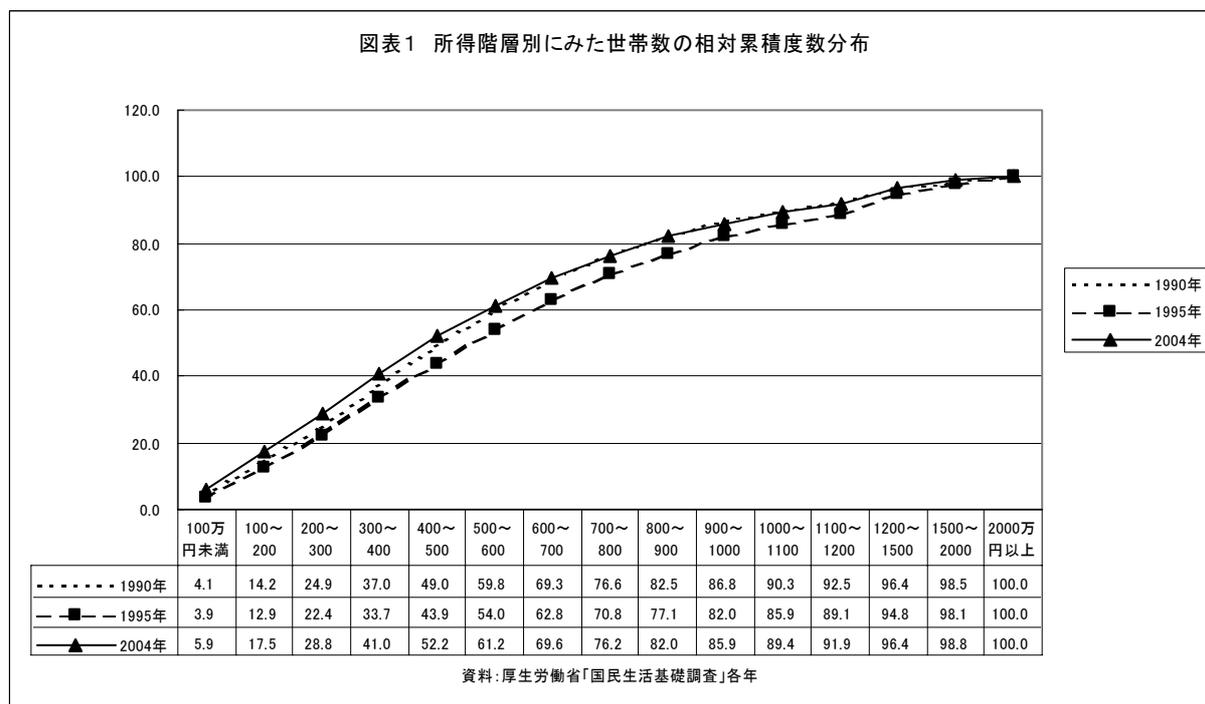
これは、京都総評の「最低生計費試算プロジェクト」が、この2年間にわたり取り組んできた研究・調査・討議の成果である。最低生計費はもともと、労働者の討議の中で、正しいものとなる性格のものである。ここで「試算」としたのは、さらなる国民各層の討議を経て、これだけはぎりぎり必要だという最低生計費への社会的共感を形成していく必要があるからである。ここで試算された最低生計費を機軸として最低賃金、リビングウェッジ・公契約、生活保護、最低保障年金などの運動がより一層すすむことを願うものである。

すでに、京都総評の最低生計費試算の概略版が2006年1月に発表されている。そこでは、「若年単身世帯モデル」と「中年夫婦と未婚子モデル」の試算がなされている。そこで発表された最低生計費の額とここでの額とは若干異なっている。それは、その後の討議の結果として修正したものである。また、新たに「高齢単身世帯モデル」と「高齢夫婦モデル」の試算がなされている。

I すすむ「生活崩壊」－今なぜ最低生計費が必要か－

政府自民党が押し進めてきた80年代の臨調「行革」から95年以降今日の「構造改革」によって、以下でみるように、低所得層を増大させ、生活崩壊を生み出されてきた。今日の「生活崩壊」の特徴は、ただ単に所得水準が低いということにとどまらず、さまざまな社会制度から遠ざけられ排除された「社会的排除」の状態を意味している。労働者をはじめとした勤労者世帯は、多方面にわたって社会制度から遠ざけられ排除されることにより、生活崩壊を深めている。

1. 低所得層・ワーキングプアの増大



標準3人世帯の保護基準を1.4倍するとほぼ年収300万円となる。この生活水準は、生活保護受給世帯とほぼ同一水準とみることができる。というのは、生活保護受給世帯の場合には、税金や社会保険料が免除され、働いている場合には勤労控除があるから、実質的には保護基準以上の収入があるからである。では、年収300万円未満の世帯はどの位存在するのだろうか。厚生労働省の「国民生活基礎調査」による(図表1)と、国民全世帯の28.8%(2004年)となる。1995年には22.4%であるから、この間6.4ポイントもの増大ということになる。これを世帯業態別にみると、自営業世帯の場合には28.7%とほぼ平均に近い。常用雇用世帯の11.5%と比較すると2倍以上である。言うまでもなく、臨時雇や日々雇世帯の場合にはきわめて多く、それぞれ40.5%、51.1%にも上っている。300万円を貧困ラインとみると、かくも多くの現役で働いている勤労者世帯の3分の1近くが、貧困ライン以下の生活をしていることになる。これを現代における「働く貧民・ワーキングプア」ということができる。貧困は隠蔽された形で広がっているのである。

2. 「生活崩壊」＝「社会的排除」の拡大・深化

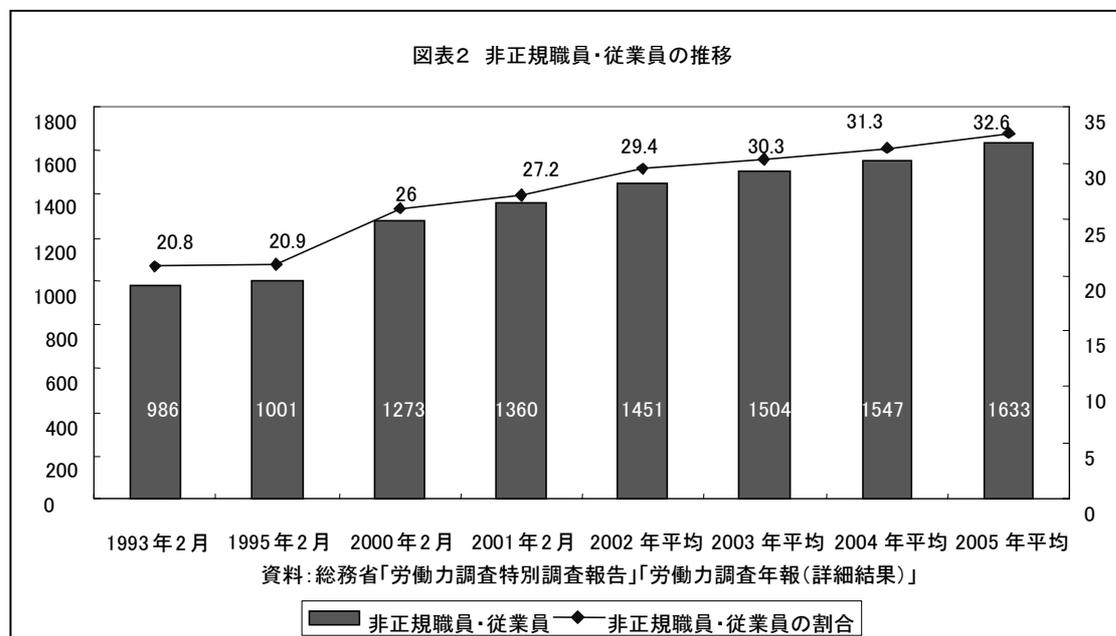
ワーキングプアとして隠蔽された現代の貧困は、ただ単に所得水準が低いというだけではない。所得が低い故にまた、さまざまな社会制度から遠ざけられ排除された存在でもある。いわば「社会的排除」として現れているのが今日の特徴である。社会的排除は、今日、以下のようなさまざまな形をとっている。

(1) 「経済的排除」

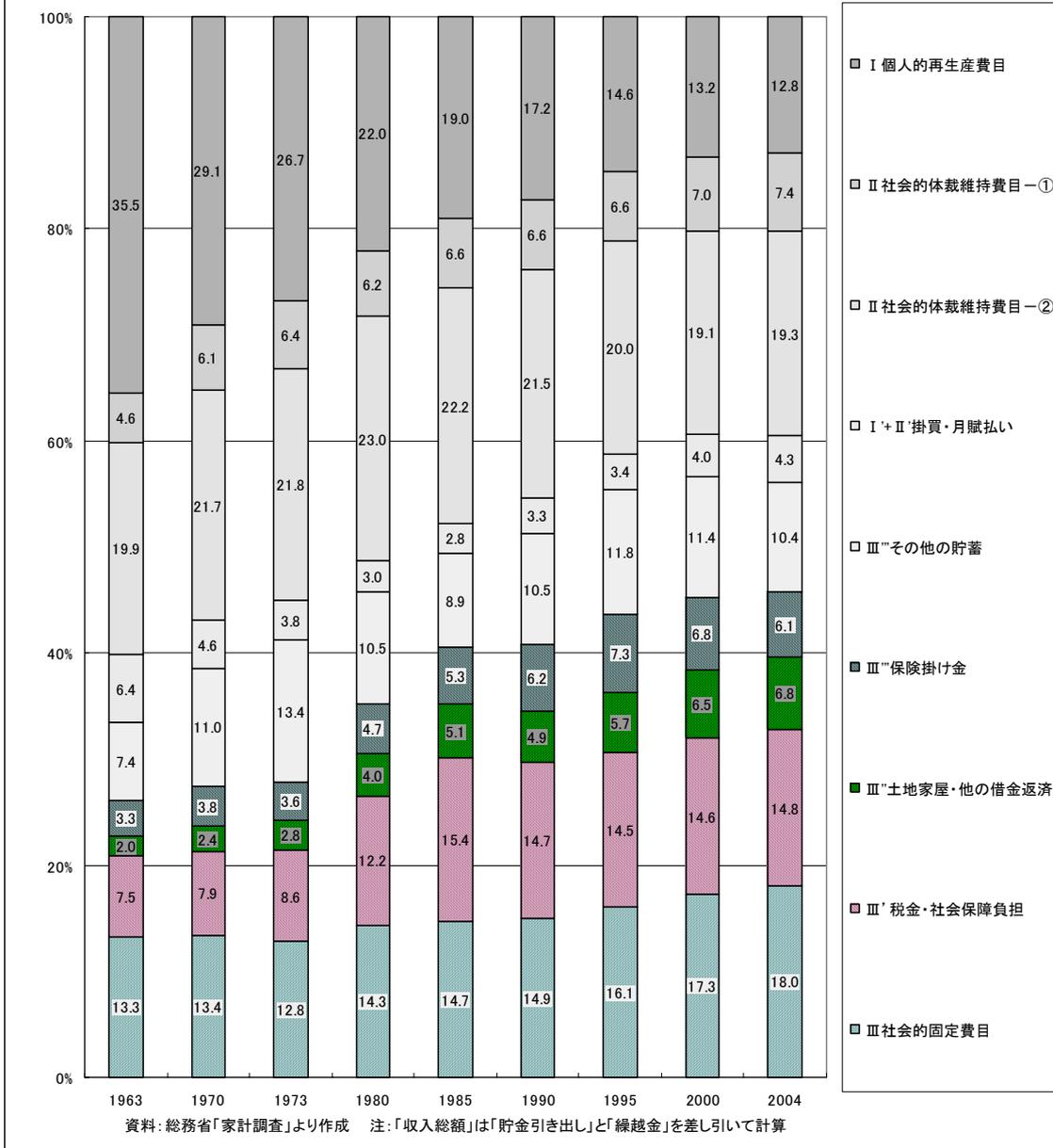
生産や消費といった経済活動から排除される可能性が高まっている。

① 生産面からの排除－失業や不安定雇用の増大－

生産面からの排除としては、失業や不安定雇用＝「非正規雇用」の増大である。完全失業率は、2002年の5.4%をピークに低下傾向にあり2005年には4.4%、294万人とそれでもまだ高止まりの状態である。また、「非正規雇用層」は2005年平均で1,633万人、32.6%まで増加して続けている(図表2)。特に、若年者の失業率は今日でも9%近くであり、若年フリーター(15歳から34歳)は2004年平均で213万人にのぼり、若年無業者は64万に達している(厚生労働省「平成17年版労働経済白書」)。このような失業や半失業＝非正規雇用は、雇用から遠ざけられ排除された姿を映し出している。



図表3 範疇分類別、家計支出の割合の推移



② 消費面からの排除 1 — 一般世帯における隠蔽された形で進む「生活崩壊」 —

他方、消費からの排除は、戦後形成された生活慣習や生活様式、社会活動を満たし得ない「生活崩壊」が、一般世帯に広くみられるようになってきている。それは、この間の臨調「行革」から「構造改革」下での「受益者負担原則」の強化により、一方では、賃金の伸びの低迷から低下へ、他方では、賃金の伸びをはるかに超えて住宅、教育などの「生活基盤」の確保のための負担（住宅ローンや教育ローンの返済を含め）や、社会保障・社会福祉諸制度の確保のための社会保険料や税金の負担が大きかったことによる。これらは人間の存立に不可欠なものであり、長期的生活の継続と安定のために不可欠なものであるがゆえに、その支出は社会的に“強制力”を持ち、社会的に“固定的費用”としての特徴を持つ。その点からこの支出の膨張は、家計の「硬直化」を強めるものとなる。家計支出に占めるこれら固定的負担部分は、1973年の27.8%から2004年には45.7%まで大幅化している（図表3 「Ⅲ 保険掛

け金」から下の部分が固定的負担部分)。

この固定的負担部分の大幅化は、第1に食費や被服費といった労働力の肉体的再生産に必要な費目に大きな影響を与え、1990年から2004年までに2万強、22%もの削減となっている。第2に交際費や教養娯楽費、こづかい、外食、理美容費などの社会的体裁維持に必要な費目に影響を与え、95年から2004年までの1万1千円、8.9%の削減となっている。第3に固定的負担部分の大幅化への抵抗力ともいえる民間保険や貯金などの貯蓄の減少である。95年から2004年までに2万1千円、18.2%もの減少である。日銀「金融広報中央委員会」での調査でも、「貯蓄ゼロ」の世帯は、1972年の3.2%から2005年には実に23.8%と著しい増加を示している。また、内閣府の国民経済計算では、家計貯蓄率は73年度の23.1%をピークに低下し2004年度には2.8%まで低下している。生活の継続と安定度からいえばそれだけ弱まっているのである。

こうしてみると、政府自民党が押し進めてきた「小さな政府」の政策は、消費の自由な選択の余地を狭め、反対にそれだけ「硬直化」が進み、労働力の自由な発達とその自立した生活とは反対に、息の詰まったゆとりのない支配と従属の生活の傾向を増しているのである。また、“公助”を後退させ“自助”を叫べば叫ぶほど“自助”の力が弱まるといった矛盾の構造がつけられている。このようにして、一般世帯の「生活崩壊」は目に見えない隠蔽された形で潜在的に広がっているのである。

③ 消費面からの排除 2－低所得層で広がる顕在化した「生活崩壊」－

また、低所得層では、一般世帯にみられるような食費や被服費といった労働力の肉体的再生産費や教養娯楽や交際費などの社会的体裁維持費の削減にも限界がみられるようになり、最も削減しにくい固定的負担部分の支払いが困難となる可能性を高めている。例えば国民健康保険や国民年金制度から遠ざけられ排除される人々の増大、就学援助を受けている比較的若い世帯の増大、その他にも授業料を払えず退学していく人々、住宅ローンなど多重債務を抱える人々、ホームレスの増大などなど、目に見える形で「生活崩壊」は顕在化することになる。以下そのいくつかをみてみよう。

a. 国民健康保険制度から遠ざけられる人々

国保の被保険者は、農林漁業者、商店や小零細な町工場などの自営業者の他に、小零細企業に勤める労働者やパート、アルバイト、臨時などの労働者、それに年金生活者からなっている。ただし、この間のリストラによる失業者や非正規雇用＝不安定雇用層の増大により、労働者が大量に国保に流れ込むという事態が生じている。その結果、被保険者の構成は大きく変化し、第1位が労働者で30.2%、第2位が年金生活者で27.9%、第3位が所得のない者で25.1%、第4位が自営業層の10.5%、第5位が農民の2.8%となっている。

まず、滞納世帯の推移をみると、1998年の321.9万世帯(16.5%)から2004年には461.1万世帯(18.9%)まで増加している。また、正規保険証の取り上げの推移をみると、99年の40.7万世帯から2004年には134.4万世帯と3.3倍まで増加している。その内、資格証明書の発行は約30万世帯に上り、短期保険証の発行は104.5万世帯にものぼる。いずれも、社会保険庁毎年6月1日現在での調査によるものである。

(図表4-1～2参照)

図表4-1 国民健康保険の保険料(税)の滞納世帯の推移

単位:世帯

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
全世帯	20,337,706	21,153,483	21,943,183	22,834,063	23,732,335	24,436,749
滞納世帯数	3,485,976	3,701,714	3,896,282	4,116,576	4,546,714	4,611,603
滞納世帯の割合	17.14%	17.50%	17.76%	18.03%	19.20%	18.87%

注1:滞納世帯は各年6月1日現在の状況

注2:全世帯は各年3月31日現在の状況

資料:社会保険庁

図表4-2 資格証明書と短期保険証の交付世帯数の推移

単位:世帯

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
総数 (A)	406,958	496,031	804,963	1,003,518	1,204,156	1,343,945
資格証明書 (B)	80,676	96,849	111,191	225,454	258,332	298,507
短期保険証 (C)	326,282	399,182	693,772	777,964	945,824	1,045,438
A/全世帯	2.00%	2.34%	3.67%	4.39%	5.07%	5.50%
B/全世帯	0.40%	0.46%	0.51%	0.99%	1.09%	1.22%
C/全世帯	1.60%	1.89%	3.16%	3.41%	3.99%	4.28%
A/滞納世帯	11.67%	13.40%	20.66%	24.38%	26.48%	29.14%
B/滞納世帯	2.31%	2.62%	2.85%	5.48%	5.68%	6.47%
C/滞納世帯	9.36%	10.78%	17.81%	18.90%	20.80%	22.67%

注1:資格証明書、短期保険証の発行世帯数は各年6月1日現在の状況 資料:社会保険庁

図表5 国民年金の収納率の推移

1995年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
84.5	76.6	74.5	73	70.9	62.8	63.4	63.6

注:各年度末現在 資料:社会保険庁

b. 国民年金制度から遠ざけられる人々

国民年金の納付率—被保険者が保険料を納付すべき月数に対する当該年度に保険料を納付した月数の比率—の推移をみると、1995年の84.5%から2002年には62.8%まで低下し、その後も2004年でも63.6%とほとんど改善はみられていない。実に36.4%もの未納率ということになる。これらの人々の多くが、将来低年金生活者や無年金者になる可能性が高いのである。(図表5参照)

また、未納理由については、社会保険庁の調査では、第1位が「保険料が高く、経済的に支払いが困難」で64.5%、第2位「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」の15.0%、第3位「支払う保険料に比べて、受け取る年金額が少ないと感じるから」の4.5%

と続いている。若年層を中心に年金不信が根強いのも事実であるが、若年層の失業やニートやフリーターの増大にみられるように、経済的理由は若年者でも半数を超えているのである。

c. 就学援助を受けている児童生徒の増大

戦後、小中学教育は義務教育となったが、完全無償制は実現されていない。授業料や教科書代は無料であるが、それ以外の学用品、通学費、学校給食、修学旅行費などは自己負担となる。学校教育法 25 条では、経済的理由によって就学困難と認められる子どもの保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならない、としている。これを就学援助制度という。その対象は、保護者が生活保護を受けている子ども（要保護児童生徒）と、市町村の教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した子ども（準要保護児童生徒）である。

この就学援助を受けている児童生徒が急増している。1998 年度には 83 万人、2000 年度には 98 万人、2004 年度には 133.7 万人に増えている。2000 年度より約 37% も増加している。受給率は全国平均で 12.8% にも達している。特に、大阪や東京での受給率が高く、それぞれ 27.9%、24.8%（図表 6 参照）となっている。2005 年度から自治体が独自に資格要件を定めている「準要保護」への援助に対する国庫補助がなくなり、一部の自治体では 06 年度の予算編成に向けて、資格要件を厳しくするなど、縮小への動きも始まっている（朝日新聞、2006 年 1 月 3 日朝刊）。この制度では、地域格差が大きいのが特徴である。

図表 6. 04年度の就学援助率 単位:%

全国	12.8		
北海道	19.3	滋賀	9.4
青森	12.3	京都	15.7
岩手	6.7	大阪	27.9
宮城	6.9	兵庫	16.2
秋田	7.5	奈良	11.2
山形	4.8	和歌山	11.3
福島	6.8	鳥取	9.9
茨城	5.1	島根	8.5
栃木	4.9	岡山	12.5
群馬	5.5	広島	15.9
埼玉	10.1	山口	23.2
千葉	6.4	徳島	12.6
東京	24.8	香川	8.9
神奈川	11.9	愛媛	7.7
新潟	12.1	高知	17.9
富山	5.6	福岡	16.7
石川	9.1	佐賀	7.0
福井	5.4	長崎	11.7
山梨	6.9	熊本	9.3
長野	7.5	大分	11.0
岐阜	5.4	宮崎	9.4
静岡	4.1	鹿児島	13.8
愛知	9.0	沖縄	13.0
三重	7.5		

資料:朝日新聞 06年1月3日朝刊

(2)「政治的排除」として、国民の政治への日常的な継続的参加からの排除である。これは、国家と個人との間の中間領域・公共圏として存在する労働組合や消費者団体、業者団体、福祉の当事者団体、住民運動団体などが弱体化していることを意味している。この公共圏の弱体化により、国民は丸裸で国家と立ち向かわなければならないことになる。日常的に継続的に自分の要求を実現する手段が奪われているのである。低所得層は特に未組織の場合が多く、いわゆる物言わぬ“無告の民”として、その傾向が強いのである。

それはまた、情報の一元化をも意味している。情報は一方的にマスメディアを通して流れてくる。自分の意見や要望を伝える手段がないのと同時に、情報が一面化され、さまざまな情報が入ってこない可能性を高める。権力による国民の世代間や所得間、地域間の分断・分裂を意図的に行う可能性が高いのである。また、「政治的排除」は、結局、「経済的排除」を打開する手段を弱めることになる。そしてまた、「政治的排除」は、国民の社会的孤立化を進めることにもなる。

(3)「社会的排除」として、社会生活や地域生活の領域における排除を経験する可能性も高まっている。「経済的排除」や「政治的排除」はまた、それにとどまらず、人々の社会的孤立化を生み出すことになる。さまざま社会制度から遠ざけられたり、さまざまな団体・仲間から遠ざかったり遠ざけられたりすることは、人々にとっては長く耐えて生きていくことはできないきわめて抑圧的状况である。だれも自分の名前を呼んでくれる人がいない。だれも自分の話を聞いてくれる人がいない。自分の生きてきた人生の価値を認め共感してくれる人がいない。こうした状況に人々は長く耐えて生きていくことはできない。将来や社会や人生に対する希望や勇気すら持ち得ない状況になりやすいのである。

それにとどまらず、低所得層が増加し格差が固定化され、「生活崩壊」が進めば、国民相互間に足の引っ張り合いがはじまり、社会の分断や分裂がみられるようになる。国民的連帯や協力が急速に衰え、社会不安を増大させ、一方で引きこもり、閉じこもりを増大させ、他方では暴力や犯罪が増大する。

Ⅱ 国民生活の再構築＝最低生計費の算定

1. 抵抗線としての貧困ライン＝最低生活基準が存在しない

今日、わが国では貧困ライン＝最低生活基準が存在しないと言っても過言ではない。小泉内閣が押し進める「構造改革」の下で、社会保障制度や社会福祉制度への攻撃はますます激しさを増している。社会保障制度の本丸ともいえる生活保護制度への攻撃として、保護基準の引き下げが断行され（2003年保護基準0.9%削減、2004年同0.2%削減、2004年から高齢加算段階的削減・廃止、2005年母子加算段階的削減・廃止）、さらに、地方分権とのからみで地方自治体や与党から「基礎年金より高い保護費をもらっているのはおかしい」という意見がでて、それを受ける形で厚生労働省は保護基準の本格的な見直しを図ろうとしている（毎日新聞、06年1月12日朝刊）。憲法が保障している「人間に値する生活」の中身を問うことなく、ただ単に、一般世帯の所得の対比や、基礎年金との対比で高いというのは、本末転倒である。また、現行の最低賃金制度が保障する最低賃金額は保護基準を明らかに下回っている。しかも、すでにみたように、保護基準を下回る低所得層が増大している。明らかに、わが国では、国民生活の崩壊をくい止める防波堤としてあるいは抵抗線としての貧困ライン＝最低生活基準が存在しないのが実態である。このような状況下では、「人間に値する生活」の中身が問われていることになる。これを満たすものとして算定されるのが「最低生計費」である。

2. 抵抗線としての最低生計費の必要性

国民生活の崩壊が進んでいる中で、その崩壊をくい止め、国民の連帯を図り社会の安寧を図るためには、国民の最低生活保障が緊急の課題である。それはまず、一体どれだけの費用が必要なのかを明らかにする必要がある。その意義は、第1に、この「最低生計費」を一つの尺度として、逆に、現在の低所得層の生活がどのように破壊されているか、つまり、現在の生活実態をこのようなごくひかえ目なものさし＝「最低生計費」と比較して、どの部分がどれだけ不足しているかを明らかにし、みずからの状態をもう一度みつめなおすための足場とすることである。それはわれわれの「最低生計費」が、基準としての意味を、一つの側面として持つからである。

第2に、「最低」生活を可能にするための生活費用という意味である。その意味でひとつの理論値である。その測定を以下でみるマーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）で行う。

いずれにせよ、このように得られた最低生活費用でありまた基準生活費でもあるところの理論値は、最低保障年金や最低賃金、生活保護、リビングウェッジ・公契約などの運動の一つのよりどころでありたいと考えている。

3. 最低生計費の考え方＝「人間に値する生活」とは

(1)「相対的貧困論」に基づく算定

ここで、最低生計費を試算するためのわれわれの最低生活の考え方を示す必要がある。最低生活の考え方は、逆に言えば、何をもって貧困と考えるかということでもある。つまり、貧困ライン＝最低生活ということになる。

これまでの貧困の考え方は、大きく分けて2つある。一つは、絶対的貧困論、もう一つは相対的貧困論である。

①ラウントリーの絶対的貧困論

ラウントリーの貧困ライン＝最低生活の考え方（B. S. ラウントリー著、長沼弘毅訳『貧乏研究』（株）千城、1970年）は、その最低生活費の算定の際の費目の想定にみられる。例えば、食費については新鮮な肉は一切含まず、当時のワークハウスで提供されている食費よりも低い額であった。家庭雑費については、旅行、慰安、贅沢、病気、葬式などの場合を一切考慮しない、ただ健康時に焦点をあてたものであった。およそ肉体的能率をたもつために絶対必要な物以外は買ってはならないというものである。こうした貧困観は、飢餓水準であり、歴史的にも社会的にも変わらない絶対的貧困である。また、貧困調査に際しては、欠乏や汚雑といった貧困の証拠があるかないかを丹念に確かめ、ボロを着ている子どもの顔色で判断したこともあったというように、誰の目にも明らかな「見える貧困」でもあった。

ラウントリーは、次のように貧困を定義している。「第1次貧乏」とは「単なる肉体的能率を維持するに足る必要生活費（貧困線）を下回る状態」であり、「第2次貧乏」とは「有用（医療など）であれ、無用（飲酒など）であれ、収入の一部を他の支出に向けられない限り、単なる肉体的能率を維持するに足りる状態」である。この貧困基準以下であれば、生存や労働能率が損なわれる、端的に言えば飢餓水準ということになる。この飢餓の状態を貧困とみる考え方は、貧困の最も際立った側面をとらえたものである。こうした考え方は、歴史的にみても社会的にみても変わらない絶対的なものであり、今日においても根強く存在している。

②タウンゼントの相対的貧困論

それに対して、タウンゼントは貧困の相対性に着目する。タウンゼントは、人々の「ニーズは、個人が属する社会の性格によって生まれるものである。社会は社会内の職業的、教育的、経済的およびその他の諸制度を通して、人々に期待されるべきあり方を強要し、同時に

その組織や慣習によって欲望を生ぜしめる。」と述べているように、人々のニーズは、社会の諸制度や慣習などによって生み出され、それが人々に期待されるべきあり方を「強要」していくことが述べられている。

産業の発展が様々な商品やサービスを生み出し、マスメディアなどを通して社会的に新しい慣習として社会に浸透していく。また、両親の教育に対するニーズは、「靴や学校の制服の着用といった社会的規範のみならず、義務教育、無償教育、無料の学校給食やミルクおよび保健サービスなどについての公的規則によって、とりわけ影響を受けるものである。」また、高等教育に対する国の補助金や奨学金制度の在り方が国民の教育負担に大きく影響することになる。さらにまた、国の住宅政策によって、例えば公営住宅中心の政策なのか持ち家政策中心なのかによっても、国民の住宅に関する負担は大きく変化することになる。社会保障・社会福祉政策にしても、例えば、医療保障についていえば、税金を財源とする国民保健サービスとして提供されるのか、社会保険中心で提供されるのか、あるいは民間保険中心に提供されるのかでは、国民の医療に対する負担は大きく変わることになる。

タウンゼントは、人々の生活資源（所得、資産、社会的給付など）が、「平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているため、通常社会で当然と認められている生活様式、慣習、社会的活動から事実上締め出されている」状態を、貧困と定義した。彼は、この貧困の状態を「相対的剥奪 (relative deprivation)」(P. タウンゼント「相対的収奪としての貧困」、D. ウィッダーバーン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困の理論』所収、光生館、1977年)と呼んだのである。

従って、人々の生活様式や慣習、社会的活動は、社会に対しあるいは歴史的にみても相対的なものとなり変化するとともに、貧困の様相も変化することになる。いわば、その時代その社会の社会的標準的「人並みの生活」を満たしえぬ状態を貧困と考えたのである。

③朝日訴訟にみられる相対的貧困論

朝日訴訟の判決もまた、この相対的貧困の考え方を示している。1960年の第1審判決では「健康で文化的な生活水準」とは「それ自体各国の社会的文化的発達の程度、国民経済力、国民所得水準、国民の生活感情等によって左右されるものであり、したがってその具体的な内容は決して固定的なものではなく通常は絶えず進展向上しつつあるものとする」とした。朝日訴訟は争うべき対立点があったとしても、貧困についての考え方は最高裁判決でも支持され「文化の発展、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考察」して決定されるとした。

この裁判を通じて「健康で文化的な生活水準」とは、ただ単に辛うじて生物をして生存を維持できる程度のもではなく、「人間に値する生存」を維持するものでなければならないこと、そしてその水準は、社会文化的発達程度や国民経済の進展、国民所得水準、国民感情等に影響され、通常、絶えず向上進展するものであることが明らかになったのである。

1960年の第1審判決以後、保護基準の算定方式はマーケットバスケット方式からエンゲル方式、格差縮小方式そして水準均衡方式へと変化し、保護基準そのものも上昇し、一般世帯との格差は急速に縮小することになる。1960年当時、一般世帯の消費水準を100とすると生活保護受給世帯は38であったものが、今日においては、60台後半にまで縮小している。

私たちの最低生活の考え方は、この「相対的貧困論」に基づいている。なぜなら、それは高度に発展した社会の中での貧困の特徴を解き明かすことができるからである。

(2)「人間に値する生活」の基本的理念

相対的貧困論に基づく最低生計費の算定は、一般世帯との対比で算定されるために、どういった具体的な内容が最低生活を営むために必要かという点が必ずしも明らかとならない。特に、今日のように一般世帯の生活水準が低下している時には、その歯止めが利かない可能性がある。そこで、「人間に値する生活」とは何か、といった基本的理念が必要となる。

「人間に値する生活」について考える場合、アマルティア・センの「生活の機能」＝「生

活の質・福祉」の考え方が大変示唆的である。センは、第1に基本的機能として「適切な栄養を得ているか」、「雨露をしのぐことができるか」、「健康状態にあるか」、「避けられる病気にかかっていないか」をあげている。第2に複雑で高度な機能として「読み書きができるか」、「移動することができるか」、「人前に出て恥をかかないでいられるか」、「自尊心をもっていられるか」、「社会生活に参加しているか」をあげている。それぞれきわめて含蓄のある示唆に富んだ考え方が示されている（アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』、岩波書店、1999年7月）。

このような「人間に値する生活」の基本的理念として、生活の機能＝生活の質・福祉を明示することの利点は、人々がそれぞれ、生活のいかなる機能が剥奪されているかをはっきりさせる点にある。逆にどのような生活の機能において社会的支援が必要なかを明らかにできる点にある。つまり、基本的には相対的貧困論に基づきながらも、その弱点を「人間に値する生活」の基本的理念で補う必要があるということである。

4. 新しい高齢者像－積極的な生活を送る高齢者－

今日の高齢者の生活をどのように捉えるべきか、という課題が残る。従来のように、高齢者は不健康で無能力な状態とみることができるのか。できるとすれば、高齢者は社会から離脱し、余暇生活は不活発となり、地域社会や親戚などとのつきあいから免除された存在となる。しかし、今日の高齢者は、医療や栄養摂取の向上とともに、年齢の上昇と病気がちな状態とは決して同義ではない、という見方もできる。この見方からすれば、高齢者の生活は、余暇生活は活発で、地域社会や親戚・知人などとのつきあいから離脱することなく「積極的な生活」を送っていることになる。はたして、今日の高齢者の生活をどのように捉えるべきなのであろうか。

(1) 年齢と健康状態との関連性

年齢の上昇とともに健康問題を増大させる。しかし、年齢の上昇と病気がちな状態であることは同義ではない。ほぼ完全に健康であると主張する高齢者は数多く存在する。それは「外出」「日常生活動作」「不詳」を除けば少なくとも7割にのぼると思われる。(図表7)。今日、高齢期の病気の変化がみられる。かつての伝染病のような急性の疾患から、非伝染性の慢性病に変化した。医療や栄養摂取の向上は、これまで高齢化に関する不可避的なものとみなされていたことの防止や進行の減退を可能にしてきた。それとともに、長期にわたる「病気とともに生きる」可能性が高まった。

その結果、今日の高齢者は、高齢化を肉体の衰える不可避的過程として甘受しない傾向が強まっている。それは、これまで以上に長生きになり、晩年期に「病気とともに生きる」ことの意味を考え、「もっと積極的な生活を送る」社会に生きていることを意味する。

(2) 男女別にみた60歳以上単身世帯の年齢階層別、消費支出

では実際に、今日の高齢者は積極的な生活を送っているのだろうか。男女別に、60歳以上の年齢階層別の消費支出をみることにする(図表8-1~3、9-1~3)。まず、男性の場合、無職単身世帯でみると、「70~74歳」と「75歳以上」の消費支出の伸びは、平成6年から11年そして16年と著しい。「70~74歳」では、平成6年から平成16年の間に、15万6,399円から16万8,743円と1万2,344円、7.9%の増加である。「75歳以上」では特に増加が著しく、平成6年の12万9,947円から平成16年の16万5,648円と3万5,701円、27.5%も増えている。年齢階層別にみると、平成6年には70歳以上の「70~74歳」と「75歳以上」の消費支出は、60歳代の「60~64歳」と「65~69歳」よりも少ない。しかし、平成11年には、まず「70~74歳」が、60歳代のこれら2つの年齢階層の消費支出を追い越し、平成16年には、「75歳以上」もこれら60歳代の消費支出を追い越すことになる。

図表7 年齢階層別、男女別、日常生活影響状況の事柄(複数回答)、世帯人員数(6歳以上)

単位:% (平成13年国民生活基礎調査より作成)

	総数	日常生活							日常生活	
		に影響 ある者	日常生 活動作	外出	仕事・家 事・学業	運動・スポ ーツ等	その他	不詳	に影響の ない者	不詳
総数	100.0	10.5	3.6	3.3	4.7	3.2	1.4	0.4	82.7	6.8
6~14歳	100.0	4.2	1.1	0.5	1.2	2.3	0.6	0.1	90.8	5.1
15~24	100.0	4.8	1.2	0.8	2.0	2.0	0.7	0.1	92.1	3.1
25~34	100.0	5.4	1.4	1.2	2.9	1.6	0.8	0.2	91.7	2.9
35~44	100.0	6.9	1.7	1.4	3.7	2.1	1.1	0.2	90.1	3.0
45~54	100.0	8.9	2.3	1.7	4.6	2.6	1.4	0.3	86.4	4.7
55~64	100.0	12.1	3.3	3.0	5.6	3.7	1.8	0.6	79.3	8.6
65~74	100.0	18.7	6.4	7.0	7.9	5.5	2.3	0.8	66.7	14.6
75~84	100.0	29.9	13.6	14.6	11.8	7.1	3.2	1.0	52.5	17.6
85歳以上	100.0	43.8	37.9	23.1	13.6	10.5	4.9	1.2	37.8	18.5
(再掲)65歳以上	100.0	24.3	10.6	10.8	9.6	6.4	2.8	0.9	59.8	15.9
70歳以上	100.0	28.2	13.1	13.3	10.9	7.1	3.2	1.0	54.8	17.0
男性	100.0	9.5	3.1	2.6	3.9	3.2	1.3	0.3	84.3	6.2
6~14歳	100.0	4.6	1.1	0.6	1.3	2.7	0.6	0.2	90.1	5.4
15~24	100.0	4.8	1.4	0.8	1.9	2.3	0.5	0.1	91.9	3.2
25~34	100.0	4.6	1.2	0.8	2.4	1.5	0.7	0.2	92.1	3.3
35~44	100.0	6.2	1.6	1.1	3.1	2.0	1.0	0.2	90.4	3.4
45~54	100.0	8.0	2.1	1.3	4.0	2.6	1.2	0.3	87.4	4.6
55~64	100.0	11.9	3.2	2.6	5.1	3.6	1.9	0.5	80.6	7.6
65~74	100.0	18.4	6.5	6.4	6.9	5.9	2.4	0.7	68.9	12.7
75~84	100.0	27.6	12.2	12.5	10.2	8.1	3.0	1.0	55.0	17.4
85歳以上	100.0	39.8	24.1	21.3	11.6	10.5	4.7	1.4	42.5	17.8
(再掲)65歳以上	100.0	22.4	9.3	9.1	8.1	6.8	2.7	0.8	63.3	14.3
70歳以上	100.0	25.6	11.2	11.2	9.1	7.6	3.0	1.0	58.6	15.9
女性	100.0	11.6	4.0	4.0	5.4	3.2	1.5	0.4	81.2	7.3
6~14歳	100.0	3.8	1.0	0.4	1.2	2.0	0.5	0.1	91.5	4.7
15~24	100.0	4.8	1.1	0.8	2.2	1.7	0.8	0.1	92.3	3.0
25~34	100.0	6.1	1.6	1.6	3.5	1.8	0.9	0.2	91.4	2.5
35~44	100.0	7.5	1.8	1.6	4.2	2.1	1.2	0.2	89.8	2.6
45~54	100.0	9.8	2.4	2.1	5.3	2.6	1.5	0.4	85.3	4.9
55~64	100.0	12.3	3.4	3.5	6.0	3.7	1.8	0.6	78.1	9.6
65~74	100.0	19.0	6.3	7.6	8.7	5.2	2.2	0.9	64.7	16.3
75~84	100.0	31.3	14.5	16.0	12.9	6.6	3.4	1.0	50.9	17.8
85歳以上	100.0	45.6	31.0	24.1	14.5	10.5	5.0	1.0	35.5	18.8
(再掲)65歳以上	100.0	25.8	11.6	12.1	10.7	6.2	2.9	0.9	57.1	17.1
70歳以上	100.0	30.0	14.4	14.8	12.2	6.8	3.3	1.0	52.2	17.8

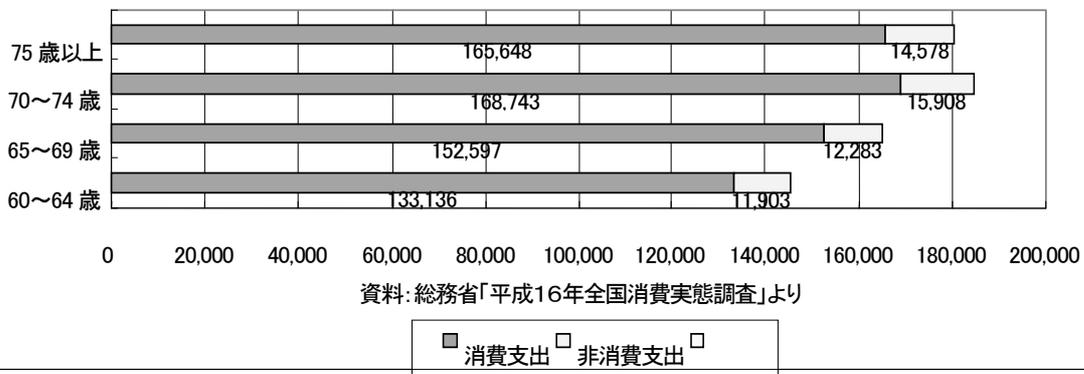
図表8-1 平成6年、60歳以上男性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支



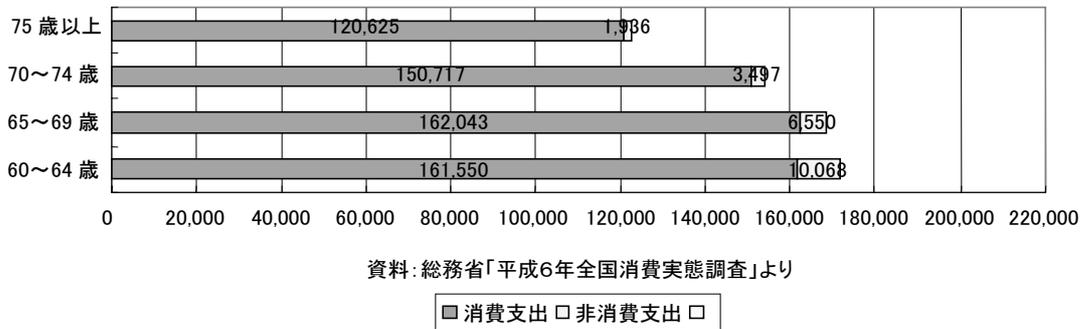
図表8-2 平成11年、60歳以上男性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支

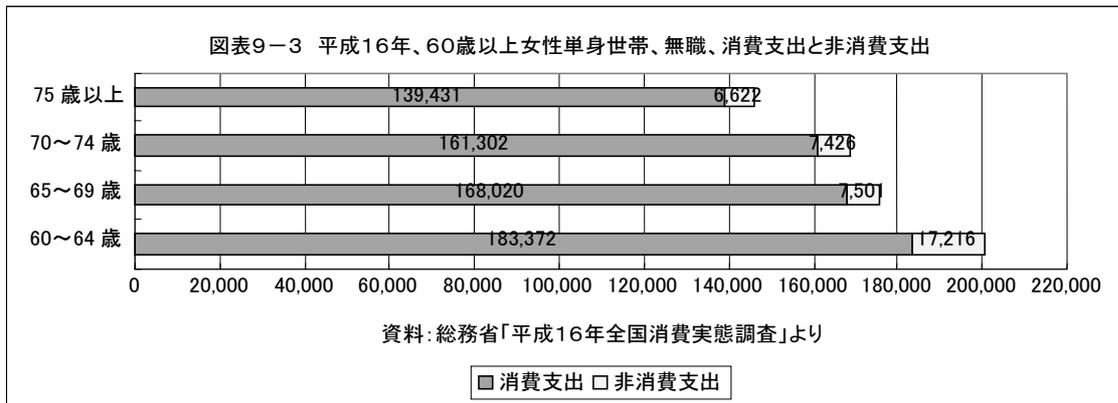


図表8-3 平成16年、60歳以上男性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支



図表9-1 平成6年、60歳以上女性単身世帯、無職、年齢階層別、消費支出と非消費支





それに対し、女性の場合には、同様に、無職単身世帯でみると、男性同様、平成6年から11年そして16年と消費支出の伸びは著しい。「70～74歳」では、15万717円から16万1,302円と1万585円、7.0%の増加である。また「75歳以上」では、平成6年から平成16年の間に、12万625円から13万9,431円と1万8,806円15.6%の増加である。年齢階層別にみると、男性とは逆に、いずれの年も、年齢の上昇とともに消費支出は減少している。

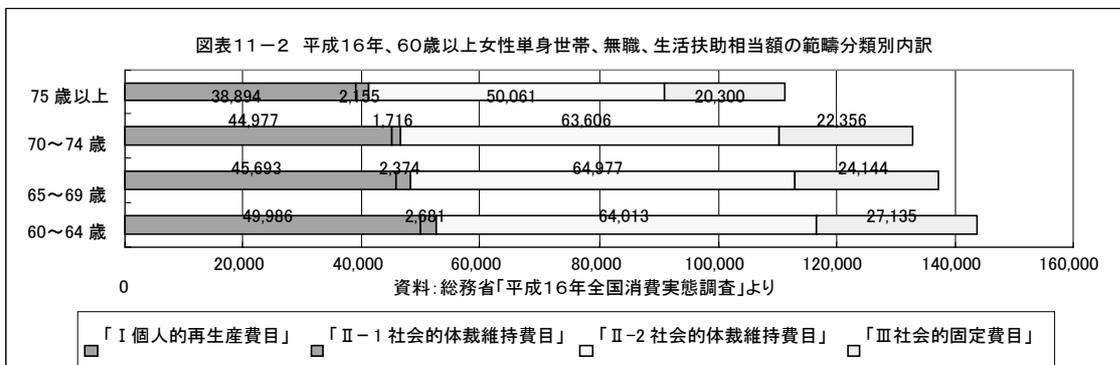
(3) 何が年齢の上昇とともに増えていくか、あるいは減少していくか

では消費支出の各費目の何が年齢の上昇とともに増えているのか、あるいは減少しているのか。男性の場合をみる(図表10-1)と、「Ⅰ個人的再生産費目」(食費、被服費)や「Ⅱ-①社会的体裁維持費目」(家具家事用品、自動車関係費)、「Ⅲ社会的固定費目」(住宅費、交通通信費、水道光熱費、保健医療費)の年齢階層間の差異はそれほどでもないが、「Ⅱ-②社会的体裁維持費目」(教養娯楽費、交際費、諸雑費)の差異は著しく、年齢の上昇に比例して増加している。いうまでもなく、社会的付き合い・交際の範囲は、年齢とともに拡大する。兄弟はもちろんのこと甥や姪、孫とのつながり、地域社会での友人や知人とのつながりは、拡大していく。他方、余暇生活の充実もみられるのである。

これを、「生活扶助相当額」としてみると、もっとはっきりとその違いがわかる(図表10-2)。「Ⅱ-②社会的体裁維持費目」の年齢階層間の差異は、つまり教養娯楽費、交際費、諸雑費からなるこれらの差異は、男性単身世帯の70歳以上の生活の今日における特徴がよく示されている。明らかに、男性高齢者は、社会から離脱しているのではなく、社会生活への積極的な参加をしていることを示すものである。

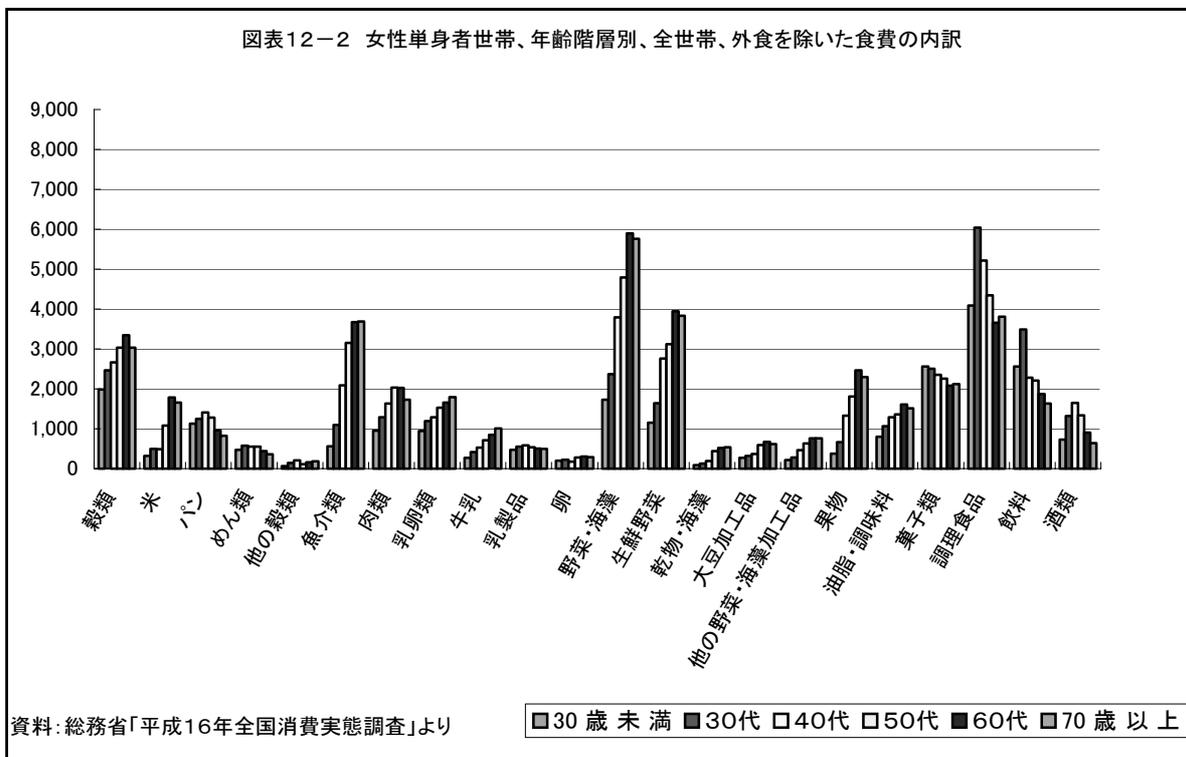
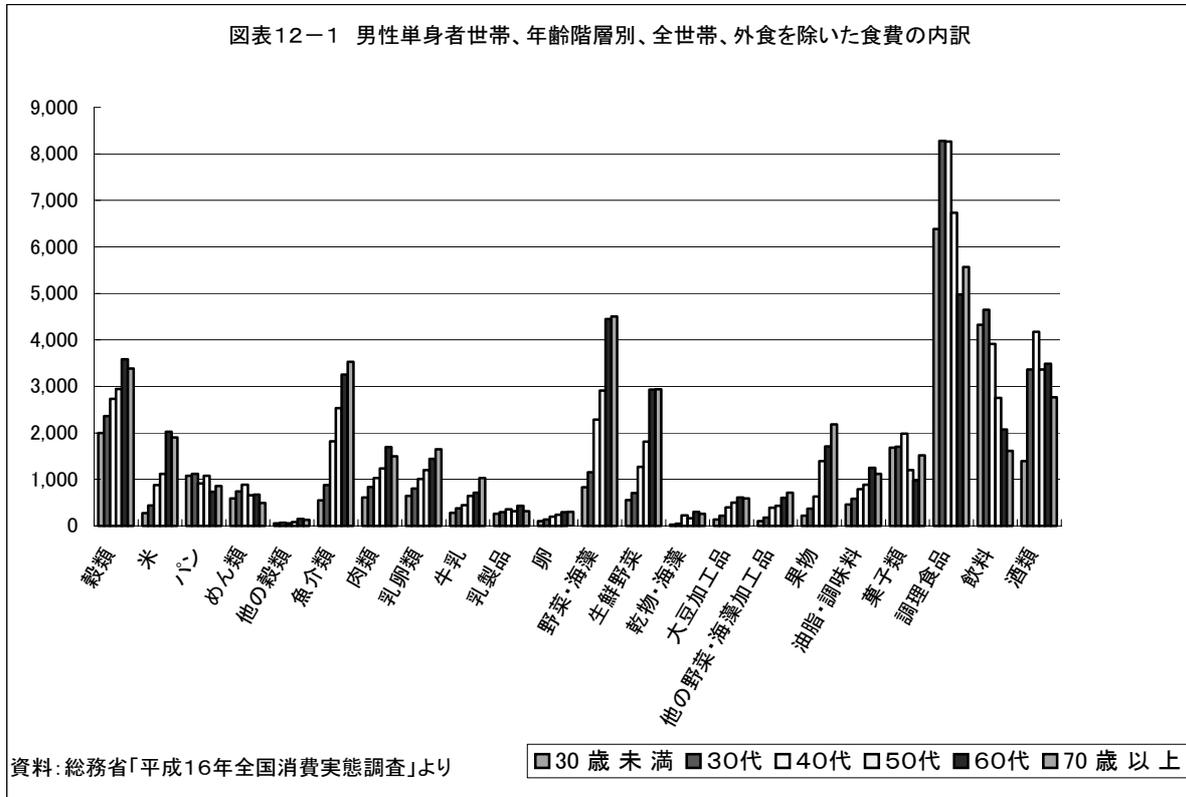


では、女性高齢者の場合はどうであろうか。(図表11-1~2) 女性の場合には、逆に年齢の上昇とともに消費支出は減少するのであるが、その中でも特に「I 個人的再生産費目」と「II-2 社会的体裁維持費目」の減少に注意を要する。これらの減少は、「生活扶助相当額」でみると、もっとはっきり示されている。女性高齢者の場合には、男性とは逆に、70歳以上では社会からの離脱が目立つようになる。社会生活への参加はそれだけ減少している。



(4) 男女間での違いは何によるか

これまでみてきたような、高齢期における男女間の生活の違いは、なぜ生じるのであろうか。



一つは生物学的要因が考えられる。もう一つは社会経済的要因が考えられる。前者については、女性は一般に遂行する役割や課業（家事労働、生殖、出産、母親としての務め、受胎調整による生殖能力の統制など）の点で、男性の生活と本質的に異なる。それだけ、女性は、男性よりも長生きするが、病気になりやすく、障害を被りやすい。しかし、先の厚生労働省の日常生活影響状況の調査では、男女間の違いは数ポイントでしかなく、多くの女性高齢者は、ほぼ完全に健康であるとみなしうる場合が多いのである。やはり、社会経済的要因である所得が低いことによるものと思われる。実際に、男女間の年金額の差は歴然としている。高齢期における女性の低年金が、消費支出を抑えていると考えられる。したがって、女性の社会経済的要因を取り除けば、女性の消費支出はもっと伸び、積極的な生活を生きることが可能となる。女性の場合、ジェンダーバイアスがかかっているのである。

（５）高齢期の食費の配慮

図表12-1～2をみると、男女ともに年齢階層間に、食費の内容が変わっているのに気づく。高齢とともに消費が上昇する費目と逆に減少する費目がある。上昇する費目には、米、魚介類、乳卵類、牛乳、生鮮野菜、果物などが含まれる。それに対して、減少する費目は、調理食品、飲料、酒類が含まれる。特に、高齢期における食品として魚介類や生鮮野菜、果物の嗜好が高いのである。こうした配慮が必要である。

（６）高齢期の最低生活保障

これまでみてきた高齢者の生活は、その平均的姿である。高齢期における所得の低下は著しく、低い年金のために、上記のような「もっと積極的な生活を送る」状態にない高齢者も数多く存在している。しかし、高齢者の平均像として、これまでみてきたように、その生活のスタイルが大きく変化していることを考慮すれば、また、先のアマルティア・センの「生活の機能＝生活の質・福祉」という視点で見れば、「人間に値する生活」の中身として、「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を持っているか」「社会生活に参加しているか」といった機能が達成できるような、高齢期における最低生活保障としての最低保障年金や生活保護基準が必要なのである。

私たちは、以上のような高齢者の生活実態とそれに基づく考え方から、高齢者の最低生計費を算定する場合には、「もっと積極的な生活を送る」社会に生きていることを想定している。実際にはきわめてつましい額であるが、余暇生活や人々とのつきあいに必要な費用を算定している。

5. 算定の対象と方法

（１）試算の対象となる世帯

試算の対象となる世帯を、第1に、若年単身世帯、第2に、中年夫婦と子どもの4人世帯を選んだ。前者は、今日の低賃金の一つが若年単身者に現れていると考えたからである。具体的には20代男性の単身世帯を選んでいる。また、後者は、今日の最も標準的労働者世帯として夫婦とその子どもから成る世帯を選んだ。具体的には40代の夫婦と男子中学生と女子小学生を想定した。これらは、現役労働者・サラリーマンの最低生計費である。

第3に、高齢者単身世帯、第4に、高齢夫婦世帯を選んだ。これらは、現役を退いた高齢者の最低生計費である。

これらの世帯の生活を前提として、その実態調査の基礎の上に、以下で述べる算定方法によって一つの理論値に到達したのである。

（２）算定方法

①マーケットバスケット方式による算定

最低生計費といわれるものには、その算定方式として、食費の理論値を基礎としたエンゲル方式（半物量半実態方式）、全生活費を費目毎に理論値を積み上げて算定するラウンドリー方式＝マーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）、現実の家計調査結果である統計資料を用いるアレン・ボーレイ方式（実態生計費方式）の3通りの基本試算方式がある。ここでは、次の理由からマーケットバスケット方式を採用した。その最大の理由は、最低生活の明示する消費生活内容を、品目別に一つ一つ積み上げることにより、その不当の判断を理解しやすいからである。

②試算のための基礎資料とその使い方

私たちは、最低生活をありうべき一定の理想として現実の生活から遊離させて考えているのではない。それはもちろん、単なる生命の維持の水準ではなく、今日の生活様式、慣習、社会活動を満たしうる生活の社会的再生産の水準であると考えた。また、「生活基盤」（住宅や教育など）や社会保障・社会福祉諸制度は現在与えられている（はなはだ不完全だが）一定のものと同前提して、その基礎上的消費生活の必要最低限の水準と考えた。

私たちは、今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を知るために、「持ち物財調査」、「生活実態調査」「価格調査」を実施した。家具・家事用品、被服及び履き物、教養娯楽耐久財、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、「持ち物財調査」に基づいて算定している。7割以上の保有率のあるものは生活必需品として最低必要なものであると考えた。また、今日の労働者世帯の「生活実態調査」から、朝食、昼食、夕食の取り方や費用、娯楽・余暇の過ごし方やその費用、電化製品などの耐久財、日常雑貨を購入する場合のそれぞれの買物先などを聞き出し、その結果に基づいて算定している。また「価格調査」は、生活実態調査から得られた買物先で調査している。価格は一般標準的なものよりはかなり安いものとなっている。

基本的にはこれら調査に基づいて算定されているが、討議を重ね、先のセンの「生活の機能」を考慮しながら、例えば、受験を控えた中学3年生の学習塾の費用として月1万円を想定した。礼服がないばかりに冠婚葬祭に参加できないということのないように、礼服を必要不可欠なものと考えた。また、交際費は、地域や職場、親戚とのつきあいとして、欠かせないものであり、その節約は社会的孤立化につながりやすいことから、社会標準的な支出を想定した。余暇の過ごし方も、基本的には生活実態調査に基づいているが、積極的に社会生活に参加できるようにつつましい額ではあるが教養娯楽サービスとして算定している。

また、一定の水準というのは、それ以下でもそれ以上でもないというような意味ではない。個々人の多様性によりある程度の幅があるものと考えた。計算されたものはいずれも平均値であり、どうしても個々のものとのズレが生じてくる。例えば、身長や体重の違いにより必要とされる熱エネルギー量は異なるものである。交通通信費や医療費、冠婚葬祭費などもその時々が必要によって異なることが予想される。従って、予備費として消費支出の1割を追加している。この場合、もし平均的な支出をした場合には当然それは預貯金となり、臨時の出来事に対する生活の準備金と考えた。

Ⅲ 最低生計費の試算

1. 食費の試算

2005年の総務庁「家計調査」の品目分類に基づいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。その結果は次の表（嗜好品は別にしてある）である。

第1群			第2群		
乳・乳製品	卵		魚介・肉	豆・豆製品	
26.60円	22.11円		129.41円	54.08円	
第3群			第4群		
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
42.57円	24.33円	37.13円	45.48円	17.45円	34.28円
嗜好品（菓子、飲料、酒類）					
57.13円					

次に、厚労省「第六次改訂 日本人の栄養所要量」（女子栄養大学出版部『2005年版五訂食品成分表』）の生活活動強度Ⅱ（中程度）に基づき、「若年単身世帯モデル」と「中年夫婦と未婚子モデル」ごとに、1日当たりの必要なカロリーを算出した。

また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量＝g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）に基づいて、それぞれのモデルごとに必要な栄養を満たすように、食費を試算した。香川教授の試算に基づきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。

①「若年単身世帯モデル」

18～29歳 1日当たり2,650kカロリー

表. 18～29歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群				第2群			
乳・乳製品	卵			魚介・肉		豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300g	79.8円	50g	11.1円	140g	181.2円	80g	43.3円
第3群				第4群			
野菜・海草	いも類			穀類		砂糖	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350g	149円	100g	24.3円	200g	74.3円		
野菜・海草				油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
400g	182円	10g	1.7円	30g	10.3円		

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385kカロリー 757円
嗜好品・265kカロリー 181円

合計 938 円

従って、1ヶ月、すべて家で食事をする場合には、938円*30日=28,140円となる。

ただし、生活実態調査結果から、昼食については「弁当を買って」「職場の給食」「職場の食堂」「出前」「食堂や喫茶店など」が合計9割以上を占めていたこと、また昼食代は500円以下が8割強であったことから、昼食代については1食450円として別に試算した。

弁当 1食 730kカロリー、450円
1ヶ月 20食 14,600kカロリー 9,000円

その他、調査結果では、仕事の後や休日にお酒や会食に出かける回数は、「月数回」が7割と最も多かったことから、月3回、会食をするものとした。費用は、調査の結果では3,000円台が最も多かったことから、1回3,500円とした。親睦やつきあいによる飲食費もこれに含まれる。

会食 1回 定食（刺身天ぷら膳）とビール中びん2本
986kカロリー+390kカロリー=1,376kカロリー
月3回 4,128kカロリー 10,500円

従って、家での食事、昼食・外食、会食の内訳は次のようになる。

1ヶ月の食費
家での食事 60,772kカロリー 21,511円
昼食 14,600kカロリー 9,000円
会食 4,128kカロリー 10,500円
合計 79,500kカロリー 41,011円

②「中年夫婦と未婚子モデル」

身体活動レベルⅡ（ふつう）、1日当たりエネルギー必要量

男性（42歳）2,650kカロリー
女性（40歳）2,000kカロリー
男性（15歳）2,750kカロリー
女性（8歳）1,800kカロリー
合計 9,200kカロリー
1ヶ月 276,000kカロリー

表. 中年夫婦と未婚子、身体レベルⅡ、4つの食品群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品
必要量	金額	必要量	金額
1,280 g	340.5 円	200 g	44.2 円
500 g	647.1 円	340 g	183.9 円
第3群		果物	
野菜・海草	いも類	必要量	金額
必要量	金額	必要量	金額
1,350 g	574.7 円	360 g	87.6 円
800 g	297 円		
第4群		油脂	
穀類	砂糖	必要量	金額
必要量	金額	必要量	金額
1,280 g	582.1 円	40 g	7 円
		90 g	30.9 円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

8,280kカロリー 2,795円
嗜好品で920kカロリー 525円
合計 3,320円

従って、1ヶ月、すべて家で食事をする場合には、3,320円*30日=99,600円となる。

ただし生活実態調査から、昼食は職場の食堂や給食、弁当を買って、食堂や喫茶店などの外食が55%、弁当を持ってくるが28%という結果を考慮し、男性1人の昼食は外食とした。また、その費用は、500円以下が71%を占めていたことを考慮して1食450円とした。

弁当 1食 730kカロリー、450円
1ヶ月 20食 14,600kカロリー 9,000円

また、調査結果から、仕事の後や休日のお酒や会食については、「ほとんどない」と「月数回程度」が半々であることを考慮して、友人などとの会食はほとんどないものとしたが、月1回の家族での会食を想定した。

会食 1回 定食(刺身天ぷら膳)*4とビール中びん2本
986kカロリー*4+390kカロリー=4,334kカロリー
2,500*4+1,000=11,000円

また、子ども2人の昼食は、学校給食とした。必要カロリー数は、学校給食の所要栄養量基準から試算した。費用は総務省「平成16年小売物価統計調査年報」の京都市の平均額で試算した。

学校給食 1ヶ月
8歳 640kカロリー*20回=12,800kカロリー
費用 3,293円
15歳 820kカロリー*20回=16,400kカロリー
費用 4,497円

以上の結果、次のように、食費を試算した。

1ヶ月の食費
家での食事 227,866kカロリー 82,230円
夫の昼食 14,600kカロリー 9,000円
家族の会食 4,334kカロリー 11,000円
子どもの学校給食 29,200kカロリー 7,790円
合計 276,000kカロリー 110,020円

③「高齢単身世帯モデル」

70歳以上 1日当たり1,850kカロリー

表. 70歳以上、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		卵		第2群		魚介・肉		豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250g	66.5円	50g	11.1円	100g	129.4円	80g	43.3円		
第3群		野菜・海草		いも類		果物			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
350g	149円	100g	24.3円	200g	74.3円				

第4群

穀類		砂糖		油脂	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	113.7 円	5 g	0.9 円	15 g	5.1 円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

1,665 k カロリー	618 円
嗜好品で 185 k カロリー	106 円
合計	724 円

ただし、先に分析された高齢者の嗜好を考慮して、嗜好品の割合を1割から2割と増やし、生鮮野菜や果物、魚介類を積極的に摂取してもらうことにした。これらの費目は100g当たりの単価が比較的高いことを考慮して、嗜好品の単価を少し高めを取っている。

そのように修正すると以下ようになる。

1,480 k カロリー	556 円
嗜好品で 370 k カロリー	259 円
合計	815 円

生活実態調査では、朝食、昼食、夕食ともに、「家で食べる」が圧倒的に多いことから、基本的に外食をしないものと想定した。

また、調査結果から、休などのお酒や会食については、「ほとんどない」と「月数回程度」が半々であることを考慮するとともに、比較的積極的な友人知人、家族との会食を通じた交流を想定し、引きこもりがちにならないように配慮した。月2回のささやかな友人あるいは家族との会食を想定した。

会食 2回 定食（刺身天ぷら膳）とお酒1本
(986 k カロリー + 200 k カロリー) * 2 = 2,372 k カロリー
(2,500 + 500) * 2 = 6,000 円

従って、家での食事と会食の内訳は次のようになる。

1ヶ月の食費		
家での食事	53,128 k カロリー	23,405 円
会食	2,372 k カロリー	6,000 円
合計	55,500 k カロリー	29,405 円

④「高齢夫婦モデル」

身体活動レベルⅡ（ふつう）、1日当たりエネルギー必要量

男性（75歳）	1,850 k カロリー
女性（70歳）	1,550 k カロリー
1ヶ月	3,400 k カロリー

表. 70歳以上、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品	魚介・肉
卵	豆・豆製品

必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	66.5 円	50 g	11.1 円	100 g	129.4 円	80 g	43.3 円
第3群							
野菜・海草		いも類		果物			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
350 g	149 円	100 g	24.3 円	200 g	74.3 円		
第4群							
穀類		砂糖		油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
250 g	113.7 円	5 g	0.9 円	15 g	5.1 円		

表. 70歳以上、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群				第2群			
乳・乳製品		卵		魚介・肉		豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	66.5 円	50 g	11.1 円	100 g	129.4 円	80 g	43.3 円
第3群							
野菜・海草		いも類		果物			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
350 g	149 円	100 g	24.3 円	200 g	74.3 円		
第4群							
穀類		砂糖		油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
180 g	81.9 円	5 g	0.9 円	10 g	3.4 円		

③のモデルと同様に嗜好品の割合を2割にした場合の、1日エネルギー必要量とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,720 k カロリー	1,068 円
嗜好品で 680 k カロリー	476 円
合計	1,544 円

従って、1ヶ月、すべて家で食事をする場合には、1,544円*30日=46,320円となる。

ただし、生活実態調査から昼食は家から「弁当持参」と「家で食べる」が、56%を占めていた。この点を考慮して、外食をしないものと想定した。

また、調査結果から、仕事の後や休日のお酒や会食については、最も多いのが「月数回程度」で46%、次いで「ほとんどない」の38%、「週に2~3回」8%、「ほとんど毎日」4%と続いている。半数以上の人々が月数回以上お酒や会食をしている点を考慮して、友人や家族などとの会食は、月2回を想定した。

会食 2回 定食(刺身天ぷら膳)*2とビール中びん2本
 (986kカロリー*2+390kカロリー)*2=4,724kカロリー
 (2,500*2+1,000)*2=12,000円

以上の結果、次のように、食費を試算した。

1ヶ月の食費		
家での食事	97,276 k カロリー	44,175 円
家族の会食	4,724 k カロリー	12,000 円
合計	102,000 k カロリー	56,175 円

2. 住居費の試算

住居費については、公営住宅は戸数が少なく、現実的に入るのが困難であることから、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「第8期住宅建設5カ年計画（2001～2006年）」による「最低居住水準」による世帯人員別の住戸専用面積を用いた。それによれば、単身世帯の場合には25㎡であり、2人世帯の場合には29㎡であり、また4人世帯の場合には50㎡であった。

家賃の試算は、京都市周辺の民間貸家家賃の調査に基づいて行った。調査結果によると、家賃は、専有面積が広がるにつれて1㎡当たりの単価が安くなる傾向を示した。50㎡前後の場合、最も安い家賃単価は1,100円台であったが、実際にそれを探し出すのは不可能に近かった。最低でも1,200円台であれば比較的探し出すのも容易であることから、家賃単価を1,250円と想定し、家賃を62,500円と試算した。また、25㎡の場合には、家賃単価が高くなり最低水準でも1,500円台であった。しかし、1,500円単価で計算すると家賃は37,500円となるが、それに相当する貸家を探し出すのは実際には極めて困難である。25㎡となると多くは最低でも4万円台であり、その単価は1,600円台となる。そこで家賃単価1,650円と設定した。その結果、家賃は月41,250円なる。なお、共益費は、家計調査では交際費に分類される。

①「若年単身世帯モデル」

住戸専用面積25平方メートル（1K）
1平方メートル当たりの単価1,650円
 $1,650 \text{円} \times 25 = 41,250 \text{円/月}$

* 生活実態調査では、家賃は4万円台が最も多く27.2%、次いで5万円台の20.7%、6万円台12.0%、3万円台10.9%、2万円台5.4%と続いていた。

②「中年夫婦と未婚子モデル」

住宅専有面積50平方メートル（3DK）
1平方メートル当たり単価1,250円
 $1,250 \text{円} \times 50 = 62,500 \text{円/月}$

* 生活実態調査では、中年夫婦と未婚子では、圧倒的に一戸建て持ち家かマンション持ち家が多く、合計79.5%に達していた。その内ローン返済があると答えた人はほぼ半数であった。ローン返済額で最も多いのが5万円台と6万円台であった。この場合、30年あるいはそれ以上にわたって返済することを考えれば、実質的には、ローン返済も銀行等金融機関を家主として毎月家賃を支払っているのも同様である。

③「高齢単身世帯モデル」

住宅専用面積25平方メートル（1K）
1平方メートル当たりの単価1,650円
 $1,650 \text{円} \times 25 = 41,250 \text{円/月}$

* 生活実態調査では、アパート・借家が多く 56%であった。また、家賃は2万円台から4万円台に集中していた。実態からいえば、3万円台ということになるが、先にも述べたように、実際に3万円台のアパートを探すのはきわめて困難である。また、その場合には、国の定める「最低居住水準」を満たすことは困難となる。

④「高齢夫婦世帯モデル」

住宅専有面積29平方メートル（1DK）

1平方メートル当たり単価1,650円

1,650円×29=47,850円/月

*生活実態調査では、持ち家の比率が高く6割を占めた。その他では、公営住宅12%、1戸建て借家8%、アパート4%、公団・公社4%とばらつきがあった。

3. 水道・光熱費の試算

水道・光熱費の試算は、総務省「平成16年家計調査年報」および「平成11年全国消費実態調査」に基づいて試算した。

①「若年単身世帯モデル」

「平成11年全国消費実態調査」より

男単身、30歳未満の平均 月 6,161円

内訳 電気代 3,006円

ガス代 1,919円

他の光熱費 73円

上下水道代 1,163円

②「中年夫婦と未婚子モデル」

「平成16年家計調査年報」より

標準4人世帯、年間収入500万円～550万円未満

月19,418円

内訳 電気代 7,690円

ガス代 5,810円

他の光熱費 1,182円

上下水道代 4,736円

③「高齢単身世帯モデル」

「平成11年全国消費実態調査」より

男単身、70歳以上平均

月10,586円

内訳 電気代 4,813円

ガス代 2,837円

他の光熱費 796円

上下水道代 2,140円

④「高齢夫婦世帯モデル」

「平成11年全国消費実態調査」より

高齢者夫婦世帯平均

月16,652円

内訳	電気代	8, 0 1 1 円
	ガス代	3, 7 8 3 円
	他の光熱費	1, 2 8 4 円
	上下水道	3, 5 7 4 円

4. 医療費の試算

医療費の試算は、総務省「平成16年家計調査年報」および「平成11年全国消費実態調査」に基づいて試算した。

①「若年単身世帯モデル」

「平成11年全国消費実態調査」より

男単身 30歳未満平均	月	2, 0 6 2 円
内訳	医薬品	4 7 7 円
	健康保持用摂取品	4 9 円
	保健医療用品・器具	8 8 7 円
	保健医療サービス	6 4 9 円

②「中年夫婦と未婚子モデル」

「平成16年家計調査年報」より

標準4人世帯、年間収入500万～550万円未満	月	9, 7 3 0 円
内訳	医薬品	1, 2 7 4 円
	健康保持用摂取品	5 0 6 円
	保健医療用品・器具	3, 3 9 0 円
	保健医療サービス	4, 5 6 0 円

③「高齢単身世帯モデル」

「平成11年全国消費実態調査」より

男単身、70歳以上平均	月	5, 6 6 7 円
内訳	医薬品	1, 1 1 8 円
	健康保持用摂取品	4 3 6 円
	保健医療用品・器具	2, 6 8 6 円
	保健医療サービス	1, 4 2 7 円

④「高齢夫婦世帯モデル」

「平成11年全国消費実態調査」より

高齢者夫婦世帯平均	月	13, 2 9 7 円
内訳	医薬品	2, 4 9 5 円
	健康保持用摂取品	1, 0 6 3 円
	保健医療用品・器具	2, 0 0 8 円
	保健医療サービス	7, 7 3 1 円

5. 交通・通信費の試算

自動車については、生活実態調査の結果、若年単身世帯ではその必要性は「あれば便利」が最も多く 39.1%、「なければなくていい」13.0%、「なくてもいい」18.5%と、合計 70.6%であった。それに対し「生活必需品」と答えた人は 28.3%にとどまった。また、中年夫婦と未婚子世帯では、「生活必需品」と回答した人の割合は 55.4%と半数を超えていた。中年夫婦と未婚子世帯では判断に迷うが、京都市内での居住を前提とすると、公共交通機関の利用が比較的容易であることから、自動車の所有はないものと想定した。ただし、自転車については、「持ち物財調査」ではその所有率が 7 割を越えていたことから、その所有を想定した。

従って、通勤・通学は基本的に自転車を利用するものとし、買い物や行楽の時は公的交通機関の利用を想定した。買い物や行楽の時の交通費は 1 回 440 円とし、若年単身世帯では月 8 回とし、中年夫婦と未婚子世帯では月 4 回、高齢単身世帯では月 6 回、高齢夫婦世帯では月 6 回と想定した。

京都近郊などの地域では、自動車がなければ通勤や買い物などに相当の不便を感じるものと思われる。従って、京都市内以外の場合には、自動車の所有の想定が必要であろう。

通信費については、総務省「平成 16 年家計調査年報」および「平成 11 年全国消費実態調査」に基づいて試算した。

① 「若年単身世帯モデル」

	月額	12,703円
内訳	交通費	3,520円
	通信費	8,941円（「平成11年全国消費実態調査」男単身30歳未満平均）
	自転車関係費	242円（単価14,490円、耐用年数5年、1台所有）

② 「中年夫婦と未婚子モデル」

	月額	21,920円
内訳	交通費	7,040円
	通信費	14,396円（「平成16年家計調査年報」標準4人世帯、年間収入500万～550万円未満）
	自転車関係費	484円（単価14,490円、耐用年数5年、2台所有）

③ 「高齢単身世帯モデル」

	月額	9,470円
内訳	交通費	2,640円
	通信費	6,588円（「平成11年全国消費実態調査」男単身70歳以上平均）
	自転車関係費	242円（単価14,490円、耐用年数5年、1台所有）

④ 「高齢夫婦世帯モデル」

	月額	12,635円
内訳	交通費	5,280円
	通信費	7,113円（「平成11年全国消費実態調査」高齢者夫婦世帯平均）
	自転車関係費	242円（単価14,490円、耐用年数5年、1台所有）

6. 教育費の試算

子どもの教育費については、文科省平成14年度「子どもの学習費調査」に基づいて、試算した。学校給食費は、食費の中にすでに計上しているため、ここでは学校教育費と学校外活動費の中の補習学習費として家庭内学習費とその他、他の学校外活動費として体験・地域活動費とスポーツ・レクリエーション活動費を計上した。また、中学3年生の子どもについては高校進学のための補習学習として学習塾費を月1万円を計上した。

「中年夫婦と未婚子モデル」

公立小学校3年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳

	学習費総額	265,176円	
内訳	学校教育費	40,638円	最低生計費に計上する
	学校外活動費	186,287円	
	補助学習費	52,453円	
	家庭内学習費	16,242円	最低生計費に計上する
	家庭教師費等	8,242円	同 計上せず
	学習塾費	27,374円	同 計上せず
	その他	595円	同 計上する
	その他の学校外活動費	133,834円	
	体験・地域活動	6,105円	同 計上する
	芸術文化活動	49,034円	同 計上せず
	スポ・レク活動	45,569円	同 計上する
	教養・その他	33,126円	同 計上せず
	学校給食費	38,251円	食費に計上する

最低生計費の計上する小学校3年生の教育費 109,149円 月額 9,096円

公立中学校3年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳

	学習費総額	488,045円	
内訳	学校教育費	109,138円	最低生計費に計上する
	学校外活動費	345,631円	
	補助学習費	301,284円	
	家庭内学習費	16,113円	最低生計費に計上する
	家庭教師費等	39,828円	同 計上せず
	学習塾費	231,636円	
		(120,000円)	同 計上する
	その他	13,707円	同 計上する
	その他の学校外活動費	44,347円	
	体験・地域活動	2,544円	同 計上する
	芸術文化活動	17,102円	同 計上せず
	スポ・レク活動	8,611円	同 計上する
	教養・その他	16,090円	同 計上せず
	学校給食費	33,276円	食費に計上する

最低生計費の計上する中学校3年生の教育費 270,113円 月額 22,509円

この世帯の教育費は、月額 31,605 円（給食費は食費に計上）と試算した。

7. 家具・家事用品の試算

持ち物財貨調査を実施し、原則的には7割以上の保有率の物を、最低必要な財貨として取り上げている。価格調査は、生活実態調査から電気製品は大型電気店、家庭雑貨はホームセンターで購入している人が大多数を占めている実態から、京都市内から店舗を選定して実施した。

①「若年単身世帯モデル」

家具・家事用品 月額 4,100 円

a. 家庭用耐久消費財 月額 1,563 円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	5,480	8年	1	57	3合炊き
電気冷蔵庫	14,800	8年	1	154	75L
電気掃除機	2,980	8年	1	31	
電気洗濯機	22,800	8年	1	238	5KG
電子レンジ	6,480	8年	1	68	
電気ポット	3,980	8年	1	41	2.2L
ガステーブル	4,280	8年	1	45	
小計				634	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	69,801	8年	1	727	6畳用
電気こたつ	4,480	8年	1	47	
小計				774	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
本棚	5,229	15年	1	29	
食器戸棚	18,690	15年	1	104	
テーブル	3,980	15年	1	22	
小計				155	

b. 室内装備品 月額 191 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	2,079	7年	1	25	
照明器具	5,980	10年	1	50	
カーテン	3,948	10年	1	33	
こたつ掛け	4,980	5年	1	83	
小計				191	

c. 寝具類 月額 851円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷きふとん	9,800	7年	1	117	
掛けふとん	12,800	5年	1	213	
タオルケット	2,500	3年	1	69	
毛布	5,500	3年	1	153	
まくら	1,900	3年	1	53	
シーツ	980	2年	2	82	
ふとんカバー	980	2年	2	82	
まくらカバー	980	2年	2	82	
小計				851	

d. 家事雑貨 月額 703円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	283	2年	2	24	
湯飲み茶碗	336	2年	2	28	
どんぶり	367	5年	2	12	
コーヒー・紅茶茶碗	399	3年	2	22	
吸い物茶碗	199	3年	2	11	
盛り皿・盛り鉢	504	3年	2	28	
小皿	168	3年	2	9	
コップ	105	2年	4	18	
スプーン大・小	124・83	5年	各2	7	
フォーク	498	5年	2	17	
急須	1,102	3年	1	31	
中鍋	1,180	5年	1	20	
小鍋	880	5年	1	15	
フライパン	880	5年	1	15	
やかん	1,270	5年	1	21	
水切りかご・ざる	580	3年	1	16	
ボール	498	5年	2	2	
包丁	1,980	3年	1	55	
まな板	480	3年	1	13	
たわし・スポンジ	128	5年	1	2	
おろし器	1,980	5年	1	33	
はし	60	2年	4	10	
しゃもじ	278	3年	1	8	
干し物さお	348	5年	1	6	
くずかご	780	5年	1	13	
洗濯用ばけつ・かご	498	5年	1	8	
タオル	298	1年	2	50	
バスタオル	1,480	1年	1	123	
電球	186	1年	1	16	
蛍光灯	1,080	2年	1	45	
ドライバー	504	20年	1	2	

懐中電灯	498	5年	1	8	
小計				703	

e. 家庭用消耗品 月額 792円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	5.6	1年	48	22	45L 30枚 168円
ラップ	378	1年	12	378	
ティッシュペーパー	49.6	1年	24	99	5個 248円
トイレトペーパー	33.8	1年	12	33.8	18ロール 605円
台所洗剤	150	1年	6	75	
トイレ用洗剤	185	1年	4	62	
洗濯用洗剤	487	1年	3	122	
小計				792	

②「中年夫婦と未婚子モデル」

家具・家事用品 月額 17,275円

a. 家庭用耐久消費財 月額 5,512円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
給湯器	13,440	20年	1	56	
洗髪洗面化粧台	55,000	20年	1	229	
自動炊飯器	21,800	8年	1	227	一升タイガー
電気冷蔵庫	69,800	8年	1	727	
電気掃除機	14,800	8年	1	154	
電気洗濯機	34,800	8年	1	363	7KG
電子レンジ	10,000	8年	1	104	
電動ミシン	19,800	8年	1	206	
トースター	2,500	8年	1	26	
電気アイロン	5,980	8年	1	62	
電気ポット	7,980	8年	1	83	
ホットプレート	8,980	8年	1	94	
ガステーブル	4,280	8年	1	45	
小計				2,376	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	89,800	8年	2	1,871	
電気ストーブ	2,980	8年	1	31	
電気こたつ	4,480	8年	1	47	
扇風機	3,980	8年	2	83	
小計				2,032	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
和だんす	49,800	15年	1	277	
整理ダンス	29,800	15年	1	166	
洋服ダンス	29,800	15年	1	166	
本棚	8,379	15年	1	47	
座り机	29,800	15年	1	166	
食器戸棚	20,790	15年	1	116	
食堂セット	29,900	15年	1	166	
小計				1,104	

b. 室内装備品 月額 1,565 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
掛け時計	2,980	7年	1	35	
目覚まし時計	2,079	7年	3	74	
照明器具	5,980	5年	4	399	
カーテン	7,833	3年	4	870	
座布団	999	4年	5	104	
こたつ掛け	4,980	5年	1	83	
小計				1,565	

c. 寝具類 月額 4,143 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷きふとん	9,800	7年	6	700	
掛けふとん	12,800	5年	6	1,280	
タオルケット	2,500	3年	5	347	
毛布	5,500	3年	5	764	
まくら	1,900	3年	6	317	
シーツ	980	2年	6	245	
ふとんカバー	980	2年	6	245	
まくらカバー	980	2年	6	245	
小計				4,143	

d. 家事雑貨 月額 4,000 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	283	2年	5	59	
湯飲み茶碗	336	2年	5	70	
蒸し茶碗	398	3年	5	55	
どんぶり	577	5年	5	48	
コーヒー・紅茶茶碗	399	3年	10	111	
吸い物茶碗	199	3年	5	28	
盛り皿・盛り鉢	1,350	3年	5	188	
スープ皿	844	3年	5	117	
パン・ケーキ皿	844	3年	5	117	

果物用ガラス皿	398	3年	5	55	
グラタン皿	399	3年	5	55	
盛り皿	630	3年	5	88	
中皿	367	3年	5	51	
小皿	168	3年	5	23	
さしみ皿	120	3年	5	17	
大鉢	564	5年	2	19	
中鉢	362	5年	2	12	
小鉢	241	5年	5	20	
角皿	580	5年	5	48	
コップ	105	2年	10	44	
とっくり	780	5年	2	26	
さかずき	294	5年	5	25	
スプーン大・小	124・83	5年	各5	17	
フォーク	498	5年	5	42	
ナイフ	580	5年	5	48	
重箱	3,000	5年	1	50	
水筒	980	3年	1	27	
菓子ばち	980	5年	1	16	
急須	1,575	3年	2	88	
砂糖入れ	680	3年	1	19	
弁当箱	980	3年	5	136	
ぜん・盆	780	5年	3	39	
大鍋	1,680	5年	1	28	
中鍋	1,480	5年	2	49	
小鍋	980	5年	2	33	
フライパン	1,380	5年	2	46	
すき焼き鍋	1,270	5年	1	21	
土なべ	1,200	5年	1	20	
天ぷら鍋	1,200	5年	1	20	
やかん	1,970	5年	2	66	
コーヒーポット	1,980	5年	1	33	
米びつ	798	10年	1	7	12L タッパ
洗いおけ	397	3年	1	11	
水切りかご・ざる	998	3年	1	28	
ボール	898	5年	3	45	
台所用はかり	980	5年	1	16	
包丁	1,980	3年	3	165	
まな板	680	3年	2	38	
すり鉢・棒	962	5年	1	16	
たわし・スポンジ	128	1年	2	21	
おろし器	1,980	5年	1	33	
はし	60	2年	10	25	
しゃもじ	278	3年	3	23	
干し物さお	448	5年	2	15	
ポリバケツ・ゴミ入れ	348	5年	1	6	

くずかご	1,180	5年	4	79	
洗濯用バケツ・かご	598	5年	2	20	
ホース	600	3年	1	17	
タオル	298	1年	10	248	
バスタオル	1,480	1年	5	617	
電球	186	1年	2	31	
蛍光灯	540	2年	6	135	
裁縫一式	4,500	5年	1	75	
アイロン台	970	3年	1	27	
スパナ	1,029	20年	1	4	
ドライバー	790	20年	1	3	
のこぎり	1,449	20年	1	6	
金づち	651	20年	1	3	
ペンチ	892	20年	1	4	
空気入れ	1,449	10年	1	12	
園芸用スコップ	280	3年	1	8	
じょうろ	399	10年	1	3	
花木用はさみ	780	10年	1	7	
玄関マット	1,980	3年	1	55	
救急箱	1,770	2年	1	74	
郵便受け	1,900	10年	1	16	
懐中電灯	498	5年	2	17	
傘立て	1,970	10年	1	16	
小計				4,000	

e. 家庭用消耗品 月額 2,055 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	5.6	1年	120	56	45L 30枚 168円
ラップ	378	1年	18	567	
ティッシュペーパー	49.6	1年	48	149	5個 248円
トイレットペーパー	33.8	1年	60	169	18ロール 605円
台所洗剤	150	1年	12	150	
トイレ用洗剤	185	1年	12	185	
洗濯用洗剤	487	1年	18	731	
小計				2,055	

③「高齢単身世帯モデル」

家具・家事用品 月額 5,728 円

a. 家庭用耐久消費財 月額 1,839 円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

自動炊飯器	5,480	8年	1	57	3合炊き 75L
電気冷蔵庫	14,800	8年	1	154	
電気掃除機	2,980	8年	1	31	5KG 2.2L
電気洗濯機	22,800	8年	1	238	
電気ポット	3,980	8年	1	41	
ガステーブル	4,280	8年	1	45	
小計				566	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	69,801	8年	1	727	6畳用
電気こたつ	4,480	8年	1	47	
扇風機	3,980	8年	1	41	
小計				815	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	29,800	15年	1	166	
洋服ダンス	29,800	15年	1	166	
食器戸棚	18,690	15年	1	104	
テーブル	3,980	15年	1	22	
小計				458	

b. 室内装備品 月額 216円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	2,079	7年	1	25	
照明器具	5,980	10年	1	50	
カーテン	3,948	10年	1	33	
座布団	999	10年	3	25	
こたつ掛け	4,980	5年	1	83	
小計				216	

c. 寝具類 月額 1,700円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷きふとん	9,800	7年	2	233	
掛けふとん	12,800	5年	2	427	
タオルケット	2,500	3年	2	139	
毛布	5,500	3年	2	306	
まくら	1,900	3年	2	106	
シーツ	980	2年	4	163	
ふとんカバー	980	2年	4	163	
まくらカバー	980	2年	4	163	
小計				1,700	

d. 家事雑貨 月額 917円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	283	2年	2	24	
湯飲み茶碗	336	2年	2	28	
蒸し茶碗	398	3年	2	22	
どんぶり	367	5年	2	12	
コーヒー・紅茶茶碗	399	3年	2	22	
吸い物茶碗	199	3年	2	11	
盛り皿・盛り鉢	504	3年	2	28	
中皿	367	3年	2	20	
小皿	168	3年	2	9	
コップ	105	2年	4	18	
スプーン大・小	124・83	5年	各2	7	
フォーク	498	5年	2	17	
ナイフ	580	5年	2	19	
急須	1,102	3年	1	31	
砂糖入れ	680	3年	1	19	
盆	780	5年	1	13	
中鍋	1,180	5年	1	20	
小鍋	880	5年	1	15	
フライパン	880	5年	1	15	
土なべ	1,200	5年	1	20	
やかん	1,270	5年	1	21	
水切りかご・ざる	580	3年	1	16	
ボール	498	5年	2	17	
包丁	1,980	3年	1	55	
まな板	480	3年	1	13	
たわし・スポンジ	128	5年	1	2	
おろし器	1,980	5年	1	33	
はし	60	2年	4	10	
しゃもじ	278	3年	1	8	
干し物さお	348	5年	1	6	
くずかご	780	5年	1	13	
洗濯用ばけつ・かご	498	5年	1	8	
タオル	298	1年	2	50	
バスタオル	1,480	1年	1	123	
電球	186	1年	1	16	
蛍光灯	1,080	2年	1	45	
裁縫用具一式	4,500	5年	1	75	
ドライバー	504	20年	1	2	
金づち	651	20年	1	3	
くぎぬき	651	20年	1	3	
ペンチ	892	20年	1	4	
郵便受け	1,900	10年	1	16	
懐中電灯	498	5年	1	8	
小計				917	

e. 家庭用消耗品 月額 1,056 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	5.6	1年	48	22	45 L 30 枚 168 円 5 個 248 円 18 ロール 605 円
ラップ	378	1年	12	378	
ティッシュペーパー	49.6	1年	24	99	
トイレトペーパー	33.8	1年	36	101	
台所洗剤	150	1年	12	150	
トイレ用洗剤	185	1年	4	62	
洗濯用洗剤	487	1年	6	244	
小計				1,056	

④「高齢夫婦世帯モデル」

家具・家事用品 月額 12,473 円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,716 円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
給湯器	13,440	20年	1	56	7 K G
自動炊飯器	8,970	8年	1	93	
電気冷蔵庫	69,800	8年	1	727	
電気掃除機	14,800	8年	1	154	
電気洗濯機	34,800	8年	1	363	
電子レンジ	10,000	8年	1	104	
トースター	2,500	8年	1	26	
電気アイロン	5,980	8年	1	62	
電気ポット	7,980	8年	1	83	
ホットプレート	8,980	8年	1	94	
ミキサー	1,980	8年	1	21	
ガステーブル	4,280	8年	1	45	
小計				1,828	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	89,800	8年	1	935	
石油ストーブ	6,500	8年	1	68	
電気こたつ	4,480	8年	1	47	
扇風機	3,980	8年	1	41	
小計				1,091	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

和だんす	49,800	15年	1	277	
整理ダンス	29,800	15年	1	166	
洋服ダンス	29,800	15年	1	166	
本棚	8,379	15年	1	47	
食器戸棚	20,790	15年	1	116	
テーブル	3,980	15年	1	22	
小計				794	

b. 室内装備品 月額 1,064円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
掛け時計	2,980	7年	1	35	
目覚まし時計	2,079	7年	2	50	
照明器具	5,980	5年	4	399	
カーテン	7,833	3年	2	435	
座布団	999	4年	3	62	
こたつ掛け	4,980	5年	1	83	
小計				1,064	

c. 寝具類 月額 2,909円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷きふとん	9,800	7年	4	467	
掛けふとん	12,800	5年	4	853	
タオルケット	2,500	3年	4	278	
毛布	5,500	3年	4	611	
まくら	1,900	3年	4	211	
シーツ	980	2年	4	163	
ふとんカバー	980	2年	4	163	
まくらカバー	980	2年	4	163	
小計				2,909	

d. 家事雑貨 月額 3,112円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	283	2年	5	59	
湯飲み茶碗	336	2年	5	70	
蒸し茶碗	398	3年	5	55	
どんぶり	577	5年	5	48	
コーヒー・紅茶茶碗	399	3年	5	55	
吸い物茶碗	199	3年	5	28	
盛り皿・盛り鉢	1,350	3年	5	188	
スープ皿	844	3年	5	117	
パン・ケーキ皿	844	3年	5	117	
果物用ガラス皿	398	3年	5	55	
盛り皿	630	3年	5	88	
中皿	367	3年	5	51	

小皿	168	3年	5	23
さしみ皿	120	3年	5	17
大鉢	564	5年	2	31
中鉢	362	5年	2	12
小鉢	241	5年	5	20
角皿	580	5年	5	48
コップ	105	2年	10	44
とっくり	780	5年	2	26
さかずき	294	5年	5	25
スプーン大・小	124・83	5年	各5	17
フォーク	498	5年	5	42
ナイフ	580	5年	5	48
重箱	3,000	5年	1	50
菓子ばち	980	5年	1	16
急須	1,575	3年	2	88
砂糖入れ	680	3年	1	19
弁当箱	980	3年	2	54
ぜん・盆	780	5年	3	39
大鍋	1,680	5年	1	28
中鍋	1,480	5年	2	49
小鍋	980	5年	2	33
フライパン	1,380	5年	2	46
すき焼き鍋	1,270	5年	1	21
土なべ	1,200	5年	1	20
天ぷら鍋	1,200	5年	1	20
やかん	1,970	5年	2	66
米びつ	1,980	10年	1	7
水切りかご・ざる	397	3年	1	28
ボール	898	5年	3	45
台所用はかり	980	5年	1	16
包丁	1,980	3年	3	165
まな板	680	3年	2	38
すり鉢・棒	962	5年	1	16
たわし・スポンジ	128	1年	2	21
おろし器	1,980	5年	1	33
ふきんかけ	380	5年	1	6
はし	60	2年	10	25
しゃもじ	278	3年	2	15
干し物さお	448	5年	2	15
ポリバケツ・ゴミ入れ	348	5年	1	6
くずかご	1,180	5年	3	59
洗濯用バケツ・かご	598	5年	1	10
ホース	600	3年	1	17
タオル	298	1年	4	99
バスタオル	1,480	1年	2	247
電球	186	1年	2	31

蛍光灯	540	2年	4	90	
裁縫箱 一式	4,500	5年	1	75	
アイロン台	970	3年	1	27	
スパナ	1,029	20年	1	4	
ドライバー	790	20年	1	3	
のこぎり	1,449	20年	1	6	
金づち	651	20年	1	3	
ペンチ	892	20年	1	4	
空気入れ	1,449	10年	1	12	
園芸用スコップ	280	3年	1	8	
じょうろ	399	10年	1	3	
花木用はさみ	780	10年	1	7	
玄関マット	1,980	3年	1	55	
救急箱	1,770	2年	1	74	
郵便受け	1,900	10年	1	16	
懐中電灯	498	5年	2	17	
小計				3,112	

e. 家庭用消耗品 月額 1,676 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	5.6	1年	60	28	45L 30枚 168円
ラップ	378	1年	18	567	
ティッシュペーパー	49.6	1年	30	124	5個 248円
トイレットペーパー	33.8	1年	48	135	18ロール 605円
台所洗剤	150	1年	12	150	
トイレ用洗剤	185	1年	12	185	
洗濯用洗剤	487	1年	12	487	
小計				1,676	

8. 被服および履き物の試算

被服および履き物について、持ち物財調査を実施した。これらについては保有率7割以上の物を原則としてとりあげている。生活実態調査では被服および履き物の購入先を聞いた。その結果、下着は大型スーパー、それ以外については専門店か大型スーパーでの購入であることがわかった。この結果に基づき、価格調査は、京都市内のこれらの店舗で実施した。

礼服については、それがないために冠婚葬祭など社会生活への参加ができなくなるないように、特に考慮した。

①「若年単身世帯モデル」

被服および履き物 月額 6,569円＋洗濯代 521円

a. 男子・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

背広	19,800	4年	4	1,650	
礼服	19,800	10年	1	165	
オーバーコート	9,800	4年	1	204	
ジャケット	9,800	4年	1	204	
替ズボン	5,145	3年	3	429	
半ズボン	5,100	3年	2	283	
ジャンパー	5,800	3年	1	161	
小計				3,096	

b. 男子・シャツセーター

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,980	2年	5	413	
長袖シャツ	1,000	2年	5	208	
半袖シャツ	700	2年	5	146	
ポロシャツ	1,980	2年	2	165	
セーター・カーディガン	2,980	3年	3	248	
小計				1,180	

c. 男子・下着類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ (合・冬)	390	2年	5	81	
シャツ (夏)	390	2年	5	81	
Tシャツ	1,000	2年	5	208	
ジャージ	3,980	2年	1	166	
トレーナー	2,980	2年	1	124	
パンツ・ブリーフ	550	1年	5	229	
小計				889	

d. 男子・履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	300	2年	1	13	
サンダル	580	2年	1	24	
靴	5,000	2年	3	625	
運動靴・スニーカー	3,000	2年	1	125	
小計				787	

e. 男子・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	327	1年	12	327	
手袋	500	2年	2	42	
ネクタイ	1,500	4年	5	156	
マフラー	1,000	4年	2	42	
バンド・ベルト	1,500	5年	2	50	

小計				617	
----	--	--	--	-----	--

f. 洗濯代

スーツ4着分の洗濯代を設定した。1着1,563円*4着/12=月額521円

②「中年夫婦と未婚子のモデル」

被服および履き物 月額 26,893円+洗濯代1,042円

男子・被服および履き物 月額 7,648円

a. 男子・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
背広	19,800	4年	4	1,650	
礼服	19,800	10年	1	165	
オーバーコート	9,800	4年	1	204	
ジャケット	9,800	4年	1	204	
替ズボン	5,145	3年	3	429	
半ズボン	5,100	3年	2	283	
ジャンパー	5,800	3年	2	322	
小計				3,257	

b. 男子シャツセーター

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,980	2年	5	413	
長袖シャツ	1,000	2年	5	208	
半袖シャツ	700	2年	5	146	
ポロシャツ	1,980	2年	2	165	
セーター・カーディガン	2,980	3年	3	248	
小計				1,180	

c. 男子下着類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	390	2年	5	81	
シャツ(夏)	390	2年	5	81	
Tシャツ	1,000	2年	5	208	
ジャージ	3,980	2年	2	332	
トレーナー	2,980	2年	2	248	
パンツ・ブリーフ	550	1年	5	229	
パジャマ・夏	1,980	2年	2	165	
パジャマ・冬	2,981	2年	2	248	
小計				1,592	

d. 男子他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	327	1年	12	327	
手袋	500	2年	2	42	
ネクタイ	1,500	4年	7	219	
マフラー	1,000	4年	2	42	
バンド・ベルト	1,500	5年	2	50	
小計				680	

e. 男子履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	300	2年	1	13	
サンダル	580	2年	1	24	
靴	5,000	2年	3	625	
運動靴・スニーカー	3,000	2年	2	250	
長靴・ゴム	980	3年	1	27	
小計				938	

女子・被服および履き物 月額 11,992円

a. 女子・和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかたセット	7,800	3年	1	217	
小計				217	

b. 女子・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	40,000	8年	1	416	
スーツ	48,050	4年	2	2,002	
ワンピース	6,900	4年	2	288	
オーバーコート	4,900	4年	2	204	
ジャケット	4,900	5年	2	163	
スカート	3,900	3年	3	325	
スラックス	3,900	3年	3	325	
ジャンパー	3,900	3年	2	217	
小計				3,940	

c. 女子・シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	4,900	2年	5	1,021	
Tシャツ	1,900	2年	5	296	
長袖・半袖シャツ	2,900	2年	5	604	
セーター・カーディガン	3,900	3年	5	542	
小計				2,463	

d. 女子・下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティ	600	1年	5	250	
ブラジャー	2,900	1年	5	1,208	
スリッパ	3,200	2年	2	267	
シャツ・肌着	3,500	2年	3	438	
パジャマ	4,900	2年	2	408	
トレーナー	4,700	2年	2	392	
小計				2,963	

e. 女子・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	500	1年	5	208	
ソックス	350	1年	5	146	
スカーフ	1,900	3年	2	106	
手袋	2,000	2年	2	167	
ベルト	2,900	3年	2	161	
エプロン	2,000	1年	2	333	
小計				1,121	

f. 女子・履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
サンダル	3,900	2年	2	325	
靴	3,900	2年	3	488	
運動靴・スニーカー	4,500	2年	2	375	
小計				1,188	

子供・被服および履き物 月額 7,075 円

a. 子供服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
オーバーコート	3,900	2年	2	325	
ジャンパー	2,900	2年	2	242	
パーカー	1,000	2年	4	167	
Tシャツ	1,900	2年	10	792	
ズボン	1,900	2年	6	475	
トレーナー	2,980	2年	6	745	
スカート	2,300	2年	3	288	
ショートパンツ	1,900	2年	3	238	
小計				3,272	

b. 子供用・シャツセーター

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

カッターシャツ	900	2年	2	75	
セーター・カーディガン	2,900	2年	6	725	
ベスト	1,500	2年	2	125	
小計				925	

c. 子供用・下着類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ・肌着	700	1年	5	292	
ランニングシャツ	700	1年	3	175	
アンダーシャツ	700	1年	3	175	
パンツ	500	1年	10	417	
パジャマ・夏用	2,500	2年	2	208	
パジャマ・冬用	2,500	2年	2	208	
小計				1,475	

d. 子供用・他の被服及び履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ベルト	2,200	3年	2	122	
ソックス	350	1年	10	292	
靴・スニーカー	3,500	1年	4	1,167	
小計				1,581	

洗濯代

スーツ6着分とオーバーコート2着分を想定した。

1着1,563円*8/12=月額 1,042円

③「高齢単身世帯モデル」

被服および履き物 月額 5,112円+洗濯代 261円

a. 男子・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
背広	19,800	4年	2	825	
礼服	19,800	10年	1	165	
オーバーコート	9,800	4年	1	204	
ジャケット	9,800	4年	1	204	
替ズボン	5,145	3年	3	429	
半ズボン	5,100	3年	2	283	
ジャンパー	5,800	3年	1	161	
小計				2,271	

b. 男子・シャツセーター

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

ワイシャツ	1,980	2年	2	165	
長袖シャツ	1,000	2年	3	125	
半袖シャツ	700	2年	5	146	
ポロシャツ	1,980	2年	3	248	
セーター・カーディガン	2,980	3年	2	166	
小計				850	

c. 男子・下着類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ (合・冬)	390	2年	5	81	
シャツ (夏)	390	2年	3	49	
Tシャツ	1,000	2年	5	208	
パンツ・ブリーフ	550	1年	5	229	
ステテコ	500	1年	2	83	
パジャマ (夏)	1,980	2年	1	83	
パジャマ (冬)	2,981	2年	1	124	
小計				857	

d. 男子・履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	300	2年	1	13	
サンダル	580	2年	1	24	
靴	5,000	2年	2	417	
運動靴・スニーカー	3,000	2年	1	125	
小計				579	

e. 男子・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	327	1年	12	327	
手袋	500	2年	2	42	
ネクタイ	1,500	4年	3	94	
マフラー	1,000	4年	2	42	
バンド・ベルト	1,500	5年	2	50	
小計				555	

f. 洗濯代

スーツ 2着分の洗濯代を設定した。1着 1,563円 * 2着 / 12 = 月額 261円

④「高齢夫婦世帯モデル」

被服および履き物 月額 15,941円 + 洗濯代 521円

男子・被服および履き物 月額 5,112円

a. 男子・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
背広	19,800	4年	2	825	
礼服	19,800	10年	1	165	
オーバーコート	9,800	4年	1	204	
ジャケット	9,800	4年	1	204	
替ズボン	5,145	3年	3	429	
半ズボン	5,100	3年	2	283	
ジャンパー	5,800	3年	1	161	
小計				2,271	

b. 男子・シャツセーター

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,980	2年	2	165	
長袖シャツ	1,000	2年	3	125	
半袖シャツ	700	2年	5	146	
ポロシャツ	1,980	2年	3	248	
セーター・カーディガン	2,980	3年	2	166	
小計				850	

c. 男子・下着類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ (合・冬)	390	2年	5	81	
シャツ (夏)	390	2年	3	49	
Tシャツ	1,000	2年	5	208	
パンツ・ブリーフ	550	1年	5	229	
ステテコ	500	1年	2	83	
パジャマ (夏)	1,980	2年	1	83	
パジャマ (冬)	2,981	2年	1	124	
小計				857	

d. 男子・履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	300	2年	1	13	
サンダル	580	2年	1	24	
靴	5,000	2年	2	417	
運動靴・スニーカー	3,000	2年	1	125	
小計				579	

e. 男子・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	327	1年	12	327	
手袋	500	2年	2	42	
ネクタイ	1,500	4年	3	94	
マフラー	1,000	4年	2	42	

バンド・ベルト	1,500	5年	2	50	
小計				555	

女子・被服および履き物 月額 10,829円

a. 女子・和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかたセット	7,800	3年	1	217	
小計				217	

b. 女子・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	40,000	8年	1	417	
スーツ	48,050	4年	2	2,002	
オーバーコート	4,900	4年	2	204	
ジャケット	4,900	5年	2	163	
スカート	3,900	3年	3	325	
スラックス	3,900	3年	3	325	
小計				3,436	

c. 女子・シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	4,900	2年	5	1,021	
Tシャツ	1,900	2年	5	396	
長袖・半袖シャツ	2,900	2年	5	604	
セーター・カーディガン	3,900	3年	5	542	
小計				2,563	

d. 女子・下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティ	600	1年	5	250	
ブラジャー	2,900	1年	5	1,208	
シャツ・肌着	3,500	2年	3	438	
パジャマ	4,900	2年	2	408	
小計				2,304	

e. 女子・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	500	1年	5	208	
ソックス	350	1年	5	146	
スカーフ	1,900	3年	2	106	

手袋	2,000	2年	2	167	
ベルト	2,900	3年	2	161	
エプロン	2,000	1年	2	333	
小計				1,121	

f. 女子・履き物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
サンダル	3,900	2年	2	325	
靴	3,900	2年	3	488	
運動靴・スニーカー	4,500	2年	2	375	
小計				1,188	

洗濯代

スーツ4着分の洗濯代を設定した。1着 1,563円 * 4着 / 12 = 月額 521円

9. 身の回り用品の試算

身の回り用品について、持ち物財調査を実施した。これらについては保有率7割以上の物を原則としてとりあげている。生活実態調査からその購入先を聞き、その結果、主に大型スーパーで購入していることが判明した。そこで、価格調査は、京都市内のそれに相当する店舗で実施した。

①「若年単身世帯モデル」

身の回り用品 月額 519円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
洋傘	500	2年	2	42	
旅行用カバン	2,000	5年	1	33	
リュックサック	3,980	5年	1	66	
財布	2,500	2年	1	104	
帽子	1,980	2年	2	165	
ハンカチ	525	2年	5	109	
小計				519	

②「中年夫婦と未婚子モデル」

身の回り用品 月額 1,696円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
洋傘	500	2年	4	83	
旅行用カバン	2,000	5年	3	100	
ショルダーバック	4,515	5年	1	75	
女性ハンドバック	3,900	5年	2	130	
ショッピングバック	980	5年	1	16	

リュックサック	3,980	5年	2	133	
財布	2,500	2年	2	208	
小銭入れ	1,500	2年	2	125	
腕時計・男性用	2,980	10年	1	25	
腕時計・女性用	3,990	10年	1	33	
指輪	6,090	20年	2	51	
ブローチ	2,940	20年	1	12	
ネックレス	4,515	20年	1	19	
帽子	1,980	2年	3	248	
ハンカチ	525	1年	10	438	
小計				1,696	

③「高齢単身世帯モデル」

身の回り用品 月額 326円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
洋傘	500	2年	2	42	
財布	2,500	2年	1	104	
腕時計	2,980	8年	1	31	
帽子	1,980	2年	1	83	
ハンカチ	525	2年	3	66	
小計				326	

④「高齢夫婦世帯モデル」

身の回り用品 月額 1,447円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
洋傘	500	2年	2	42	
旅行用カバン	2,000	5年	2	67	
ショルダーバック・女性	4,515	5年	1	75	
ハンドバック	3,900	5年	2	130	
ショッピングバック	980	5年	1	16	
リュックサック	3,980	5年	2	133	
財布	2,500	2年	2	208	
小銭入れ	1,500	2年	2	125	
腕時計・男性用	2,980	10年	1	25	
腕時計・女性用	3,990	10年	1	33	
指輪	6,090	20年	2	51	
ブローチ	2,940	20年	1	12	
ネックレス	4,515	20年	1	19	
帽子	1,980	2年	3	248	
ハンカチ	525	1年	6	263	
小計				1,447	

10. 教養娯楽費の試算

①「若年単身世帯モデル」

教養娯楽費合計 月 14,995 円

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	23,900	8年	1	249	
ビデオデッキ	7,990	8年	1	83	
パソコン	60,000	5年	1	1,000	
MDコンポ	23,500	8年	1	245	
小計				1,577	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
週刊誌	340		月1冊	340	
単行本	750		月1冊	750	
小計				4,940	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
CDカセット	150		年4本	50	
ビデオカセット	200		年3本	50	
フロッピーデスク	100		年4枚	33	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

生活実態調査の結果、日帰り旅行はほとんどなく、一泊以上の旅行が「年2回」と答えた人が最も多かった。1回の経費は2万円から5万円に集中していた。このことから、1回の経費を3万円と試算した。一泊以上の旅行としては、帰省と友人との旅行を想定した。この場合、旅費も含めた経費である。その他、休日・余暇の過ごし方としては、自宅で休養が最も多く、次いで友人・知人との交際であった。それ以外には自己啓発・読書、スポーツや体づくり、映画などの鑑賞が目立った。これらのことから、余暇・文化活動として、映画やスポーツ、音楽会などの鑑賞を月1回とした。その費用として月額2,000円を設定した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
帰省・旅行	30,000		年2回	5,000	
映画・スポーツ・音楽会 などの鑑賞	2,000		月1回	2,000	
NHK受信料				1,345	
小計				8,345	

②「中年夫婦と未婚子モデル」

教養娯楽費合計 月 21,418 円

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	23,900	8年	1	249	
ラジオ	1,980	8年	1	21	
ラジカセ	9,450	8年	1	98	
ビデオデッキ	7,990	8年	1	83	
カメラ	29,800	10年	1	248	
パソコン	60,000	5年	1	1,000	
小計				1,699	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊紙	3,850		月1紙	3,850	
単行本	750		月2冊	1,500	
小計				5,350	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
テレビゲーム	18,800	8年	1	196	
ゲームソフト	4,080	1年	1	340	
CDカセット	150		年5本	63	
ビデオカセット	200		年3本	50	
フロッピーデスク	100		年5枚	42	
小計				691	

d. 教養娯楽サービス

生活実態調査では、日帰り旅行は「ほとんどない」が圧倒的に多く、1泊以上の旅行は、「0回から2回」に集中していた。また、経費は最も多いのが10万円で、次いで3万円とほぼ2つに分かれた。この結果から、一泊以上の旅行を年1回として、その経費は10万円とした。一家揃っての帰省か家族旅行を想定した。その他、休日休暇の過ごし方については、「自宅で休養」が圧倒的に多かったが、自己啓発・読書、スポーツや体づくり、映画などの鑑賞も合計すれば半数に上っていたことから、映画・スポーツ・音楽会などの鑑賞を年6回と想定した。その費用として1人当たり2,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
帰省・旅行	100,000		年1回	8,333	
映画・スポーツ・音楽会 などの鑑賞	2,000*4		年6回	4,000	
NHK受信料				1,345	
小計				13,678	

③「高齢単身世帯モデル」

教養娯楽費合計 月 10,778 円

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	23,900	8年	1	249	
小計				249	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
小計				3,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
なし					
小計				0	

d. 教養娯楽サービス

生活実態調査の結果、日帰り旅行はほとんどでなかったが、引きこもりがちな高齢者の一人暮らしを考えると、友人との日帰りバス旅行を年2回想定し、その経費は1回10,000円とした。一泊以上の旅行は年0回が最も多く、36%を占め、次いで年1回の32%、2回、3回が12%と続いている。年何回か旅行する人を合計すると、6割にのぼる。また、1回の経費は2万円台が最も多く25%、次いで3万円台の19%、4万円台の13%と続いている。このことから、年1回の1泊旅行で経費を2万円と試算した。この場合、旅費も含めた経費である。

その他、休日・余暇の過ごし方としては、「自宅で休養」が最も多く、次いで「友人・知人との交際」であった。それ以外には社会活動、自己啓発・読書、映画などの鑑賞が目立った。これらのことから、余暇・文化活動として、映画や音楽会などの鑑賞を月1回とした。その費用として月額2,000円を設定した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
帰省・旅行	20,000		年1回	1,667	
日帰りバス旅行	10,000		年2回	1,667	
映画・音楽会などの鑑賞	2,000		月1回	2,000	
NHK受信料				1,345	
小計				6,679	

④「高齢夫婦世帯モデル」

教養娯楽費合計 月 16,379 円

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
----	----	------	-----	-----	----

カラーテレビ	23,900	8年	1	249	
ラジオ	1,980	8年	1	21	
カメラ	29,800	10年	1	248	
小計				518	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊紙	3,850		月1紙	3,850	
小計				3,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
なし					
小計				0	

d. 教養娯楽サービス

生活実態調査では、日帰り旅行は「ほとんどない」と「月1回」が半々であった。この結果から、年2回の日帰りバス旅行を想定した。その経費は1人10,000円とした。また、1泊以上の旅行は、最も多いのが2回で42%、次いで0回の29%、1回の13%と続いている。この結果から、1泊旅行を年1回と想定し、その費用は1人2万円とした。その他の休日休暇の過ごし方については、自宅で休養が圧倒的に多かったが、自己啓発・読書、スポーツや体づくり、映画などの鑑賞も合計すれば半数にのぼっていたことから、映画・スポーツ・音楽会などの鑑賞を月1回と想定した。その費用として1人当たり2,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
帰省・旅行	40,000		年1回	3,333	
日帰り旅行	20,000		年2回	3,333	
映画・スポーツ・音楽会 などの鑑賞	2,000*2		月1回	4,000	
NHK受信料				1,345	
小計				12,011	

1.1. 理美容費の試算

理髪料として、成人男性の場合、1回4,000円、中学男子 1回3,000円
 小学女子 1回2,500円、成人女性のヘアカット代 1回3,300円として計算した。

①「若年単身世帯モデル」

a. 理美容用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	2,800	6年	1	39	
歯ブラシ	133		年3本	33	
ヘアブラシ	500	3年	1	14	
かみそり	100		月3本	300	
化粧石鹸	100		月1個	100	
シャンプー	597		年6本	299	
リンス	597		年6本	299	
歯磨き	195		年3本	49	
整髪・養毛剤	714		年6本	357	
小計				1,490	

b. 理美容サービス

2ヶ月に1回、散髪することを想定した。月額2,000円

②「中年夫婦と未婚子モデル」

a. 理美容用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	2,800	6年	2	78	
電気かみそり	6,980	5年	1	116	
歯ブラシ	133*4		年3本	133	
ヘアブラシ	500	3年	2	28	
かみそり	100		月1本	100	
化粧石鹸	100		月2個	200	
シャンプー	597		月1本	597	
ヘアリンス	597		月1本	597	
歯磨き	195		年6本	98	
化粧クリーム	999		月1本	999	
化粧水	1,194		年6本	597	
乳液	568		年6本	284	
ファンデーション	1,857		年6本	929	
口紅	898		年6本	449	
小計				5,205	

b. 理美容サービス

2ヶ月に1回として想定した。月額6,400円

③「高齢単身世帯モデル」

a. 理美容用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
歯ブラシ	133	3年	年3本	33	
ヘアブラシ	500		1	14	
かみそり	100		月3個	300	
化粧石鹸	100		月1個	100	
シャンプー	597		年3本	149	
歯磨き	195		年2本	33	
小計					629

b. 理美容サービス

2ヶ月に1回、散髪することを想定した。月額2,000円

④「高齢夫婦世帯モデル」

a. 理美容用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	2,800	6年	1	39	
電気ホットカラー	3,024	5年	1	50	
歯ブラシ	133*2	3年	年3本	67	
ヘアブラシ	500		1	14	
かみそり	100		月3本	300	
化粧石鹸	100		月2個	200	
シャンプー	597		年6本	299	
ヘアリンス	597		年6本	299	
歯磨き	195		年4本	65	
化粧クリーム	999	年6本	500		
化粧水	1,194	年4本	398		
乳液	568	年4本	189		
ファンデーション	1,857	年4本	619		
口紅	898	年4本	299		
小計				3,338	

b. 理美容サービス

2ヶ月に1回として想定した。月額3,650円

12. 交際費の試算

交際費には、地域や親戚、知人などの冠婚葬祭に際しての贈与金、地域や職場などの諸会費及び諸負担、住宅関係負担費として共益費なども含まれる。社会的つきあいとして必要不可欠なものであることを考えると、その節約は社会的孤立化のおそれがある。したがって、できるだけ社会標準的な支出を想定した。

①「若年単身世帯モデル」

総務省「全国消費実態調査」平成11年より、男単身30歳未満平均から算定した。これによると月額11,514円となる。

②「中年夫婦と未婚子モデル」

総務省「家計調査」平成16年、標準4人世帯、年間収入500万円～550万円未満階層から算定した。これによると、月額12,760円となる。

③「高齢単身世帯モデル」

総務省「全国消費実態調査」平成11年より、男単身70歳以上平均から算定した。これによると、月額22,041円となる。

④「高齢夫婦世帯モデル」

総務省「全国消費実態調査」平成11年より、高齢者夫婦世帯平均から算定した。これによると、月額34,185円となる。

13. こづかいの試算

総務省「家計調査」平成16年、標準世帯、年間収入500万円～550万円未満階層の「こづかい」から算定した。これによれば、月額18,374円である。

家計調査では、使途不明金として扱われるため、単身世帯の場合、額としてはほとんどゼロである。しかし、生活実態調査では、余暇生活として友人と会っておしゃべりすること、というのが大変多かった。その費用として、喫茶店でコーヒーを飲むとか比較的自由に使えるお金として、1人当たり月額5,000円を想定した。

IV 最低生計費 総括表

	若年単身世帯	夫婦と未婚子 2人	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
	賃貸アパート 1K	賃貸マンション 3DK	賃貸アパート 1K	賃貸アパート 1DK
	男性 20代	40代夫婦 男子・中学生3年 女子・小学3年	男 75歳 年金生活者	男 75歳 女 70歳 年金生活者
消費支出	149,895	366,256	148,253	244,543
食費	41,011	110,020	29,405	56,175
家での食費	21,511	82,230	23,405	44,175
外食・昼食	9,000	9,000		
外食・会食	10,500	11,000	6,000	12,000
外食・子供学校給食		7,790		
住居費	41,250	62,500	41,250	47,850
光熱・水道	6,161	19,416	10,586	16,652
電気代	3,006	7,690	4,813	8,011
ガス代	1,919	5,810	2,837	3,783
他の光熱	73	1,182	769	1,284
上下水道	1,163	4,734	2,140	3,574
家具・家事用品	4,100	17,275	5,728	12,473
家庭用耐久財	1,563	5,512	1,839	2,713
室内装備・装飾品	191	1,565	216	1,064
寝具類	851	4,143	1,700	2,909
家事雑貨	703	4,000	917	3,112
家事消耗品	792	2,055	1,056	1,675
被服及び履き物	7,090	27,935	5,373	16,462
被服費	5,782	23,599	4,533	14,174
履き物	787	3,294	579	1,767
洗濯代	521	1,042	261	521
保健医療	2,062	9,730	5,667	13,297
医薬品	477	1,274	1,118	2,495
健康保持用摂取品	49	506	436	1,063
保健医療用品・器具	887	3,390	2,686	2,008
保健医療サービス	649	4,560	1,427	7,731
交通・通信	12,703	21,920	9,470	12,635
交通費	3,520	7,040	2,640	5,280
通信費	8,941	14,396	6,588	7,113
自転車関係費	242	464	242	242
教育	—	31,605	—	—
教養娯楽	14,995	21,418	10,778	16,379

教養娯楽用耐久財	1, 577	1, 699	249	518
教養娯楽用品	133	691	0	0
書籍・他の印刷物	4, 940	5, 350	3, 850	3, 850
教養娯楽サービス	8, 345	13, 678	6, 679	12, 021
旅行・帰省	5, 000	8, 333	3, 334	6, 666
レジャー・スポーツ	2, 000	4, 000	2, 000	4, 000
NHK受信料	1, 345	1, 345	1, 345	1, 345
その他	20, 523	44, 435	29, 996	52, 620
理美容サービス	2, 000	6, 400	2, 000	3, 650
理美容用品	1, 490	5, 205	629	3, 338
身の回り用品	519	1, 696	326	1, 447
こづかい	5, 000	18, 374	5, 000	10, 000
交際費	11, 514	12, 760	22, 041	34, 185
非消費支出	32, 884	79, 971	21, 808	43, 592
所得税	5, 621	13, 070	1, 426	6, 318
住民税	3, 390	7, 796	1, 234	4, 132
社会保険料	23, 873	59, 105	19, 148	33, 142
貯蓄・予備費	15, 000	36, 000	15, 000	24, 000
最低生計費（税抜き）	164, 895	402, 254	163, 253	268, 543
（税込み）月額	197, 779	482, 225	185, 061	312, 135
（税込み）年額	2373, 348	5786, 700	2220, 732	3745, 620

* 配偶者特別控除廃止、平成18年の定率減税（所得税 10%、住民税 7.5%）として計算した。

V 算定された最低生計費の位置

1. 保護基準と比較した場合

まず第1に「若年単身世帯モデル」の最低生計費、月額197,779円と、生活保護基準と比較した場合、最低生計費はどの位置にあるだろうか。保護基準は、大都会（1級地-1）を前提にして計算すると月118,700円（ただし、住宅扶助は特別基準として35,000円とした）、年額1,424,400円となる。生活保護受給世帯には社会保険料や税金が免除される。また、働いている場合には勤労控除があることを考慮すると、保護基準に1.4倍することによりほぼ生活保護受給世帯と同じ生活水準となる。保護基準の1.4倍は月額166,180円、年額1,994,160円となる。従って、算定された最低生計費は、保護基準の1.67倍、保護基準を1.4倍した額に対しては、1.19倍となる。また、最低生計費を生活扶助相当額で比較した場合には、生活扶助相当額は106,174円である。同モデルの生活扶助額は83,700円である。従って、生活扶助相当額は生活扶助額に対して1.27倍となる。

第2に「中年夫婦と子ども世帯モデル」の最低生計費月額482,225円と保護基準を比較すると次のようになる。同モデルの保護基準は月259,000円（住宅扶助は特別基準として45,000円とした）、年額3,108,000円となる。この1.4倍の月額は362,600円、年額は4,351,200円である。従って、算定された最低生計費は、保護基準の1.86倍、保護基準を1.4倍した額に対しては1.33倍である。また、最低生計費を生活扶助相当額で比較した場合には、生活扶助相当額は264,972円である。同モデルの生活扶助額は211,850円である。従って、生活扶助相当額は生活扶助額に対して1.25倍となる。

第3に「高齢単身世帯モデル」の185,061円と保護基準を比較すると次のようになる。同モデルの保護基準は110,770円（住宅扶助を特別基準として35,000円とした）、年額1,329,240円となる。この1.4倍の月額は155,078円、年額は1,860,936円である。従って、算定された最低生計費は、保護基準に対して1.67倍、保護基準の1.4倍の額に対しては1.19倍となる。また、最低生計費を生活扶助相当額で比較した場合には、生活扶助相当額は103,113円である。同モデルの生活扶助額は75,770円である。従って、生活扶助相当額は生活扶助額に対して1.36倍となる。

第4に「高齢夫婦世帯モデル」の最低生計費312,135円と保護基準とを比較すると次のようになる。同モデルの保護基準は152,750円（住宅扶助は特別基準として40,000円とした）、年額1,833,000円となる。この1.4倍の月額は213,850円、年額は2,566,200円である。従って、算定された最低生計費は、保護基準に対して2.04倍、保護基準の1.4倍に対しては1.46倍となる。また、最低生計費を生活扶助相当額で比較した場合には、生活扶助相当額は185,122円である。同モデルの生活扶助額は112,750円である。従って、生活扶助相当額は生活扶助額に対して1.64倍となる。

また、OECD基準の「貧困ライン」は、全世帯の所得の中央値の2分の1である。厚生労働省「平成15年国民生活基礎調査」によると、全世帯の所得の中央値は476万円である。従って、その半分は238万円である。この額に比べれば、算定された若年単身世帯「最低生計費」はほぼ同額となる。

2. 「最低生計費」未満の人々の割合

では、算定された「最低生計費」未満の世帯は、今日わが国ではどの位存在するのである

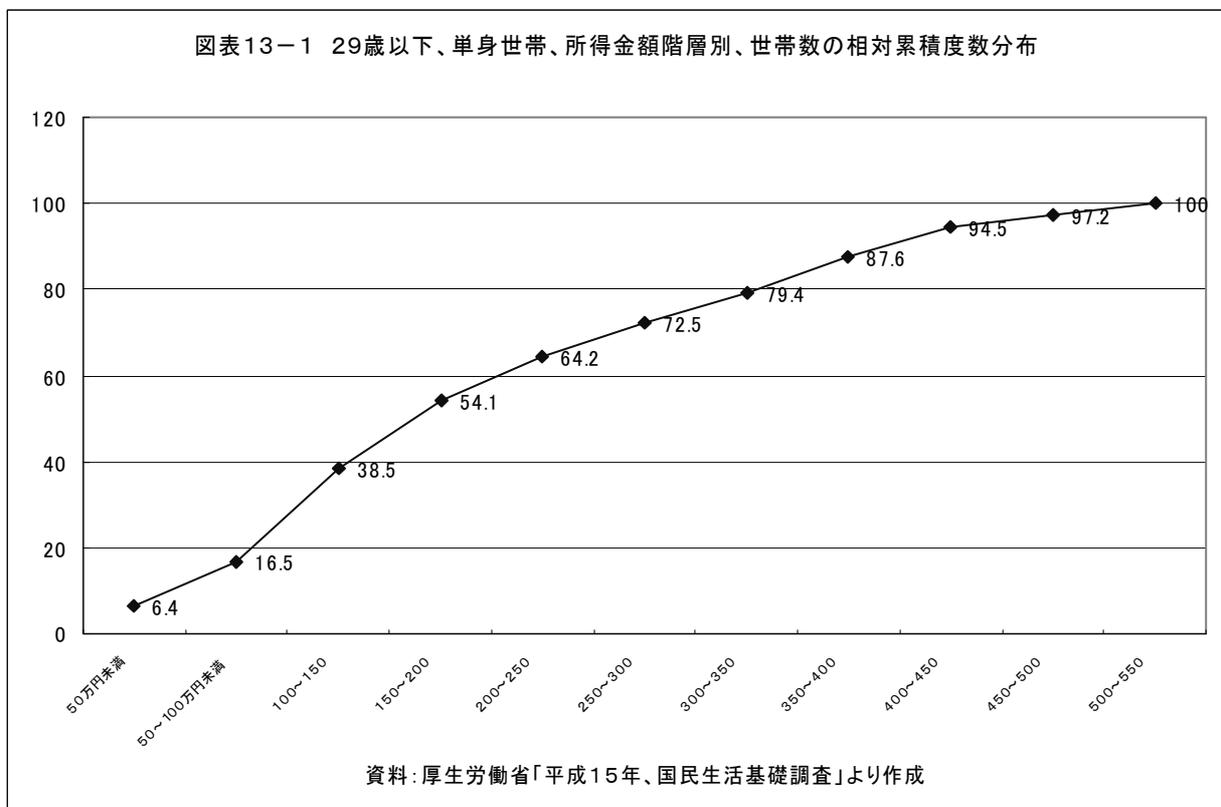
うか。

第1に、29歳以下の単身世帯の所得分布をみると（図表13-1）、算定された最低生計費の年額約240万円であるが、250万円未満の世帯でみると、その割合は64.2%も存在する。いかに低所得に多く分布しているかがわかる。

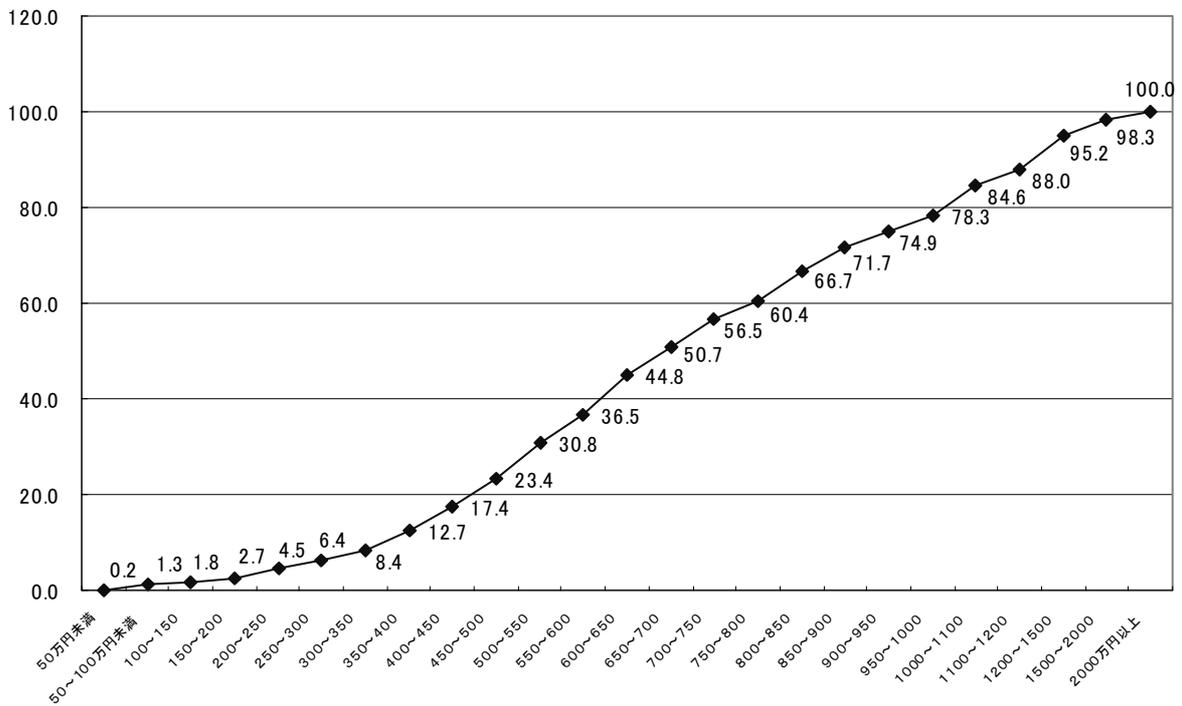
第2に、40代の夫婦と未婚子のみ世帯の所得分布をみると（図表13-2）、算定された最低生計費未満の世帯は、550万円未満としてみると、30.8%も存在している。ほぼ3分の1の世帯が「最低生計費」未満で生活していることになる。

第3に、65歳以上の高齢単身世帯の所得分布をみると（図表13-3）、算定された最低生計費未満の世帯は、250万円未満としてみると、87.1%も存在している。ほぼ9割が「最低生計費」未満ということになる。

第4に、65歳以上夫婦のみ世帯の所得分布をみると（図表13-4）、算定された最低生計費未満の世帯は、350万円未満としてみると、52.1%も存在している。ほぼ半数が「最低生計費」未満ということになる。

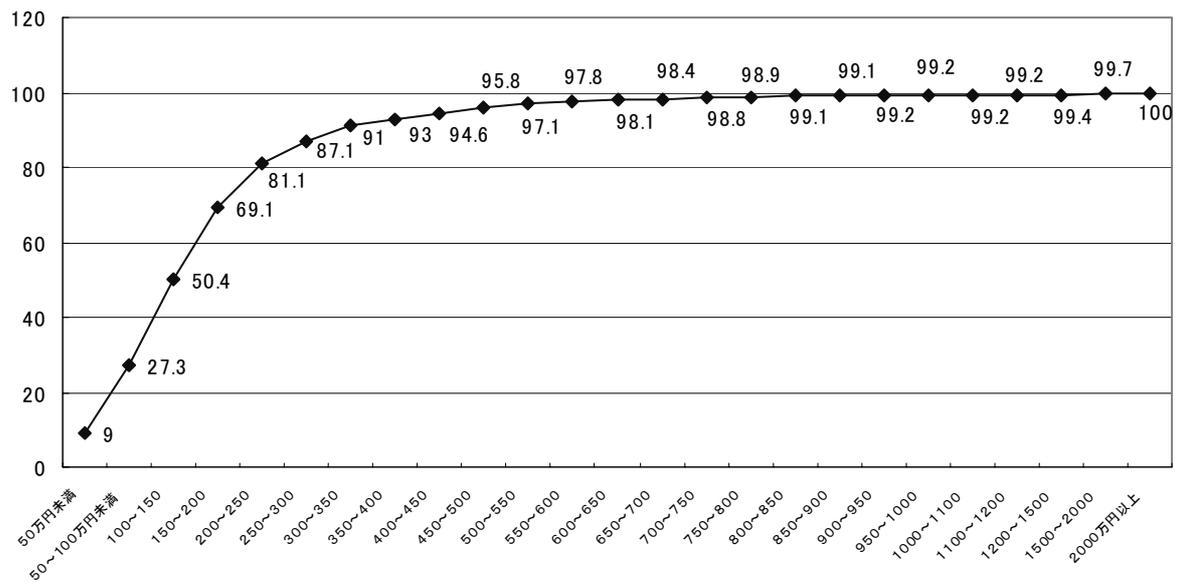


図表13-2 40代、夫婦と未婚子のみ世帯、所得金額階層別、世帯数の相対累積度数分布



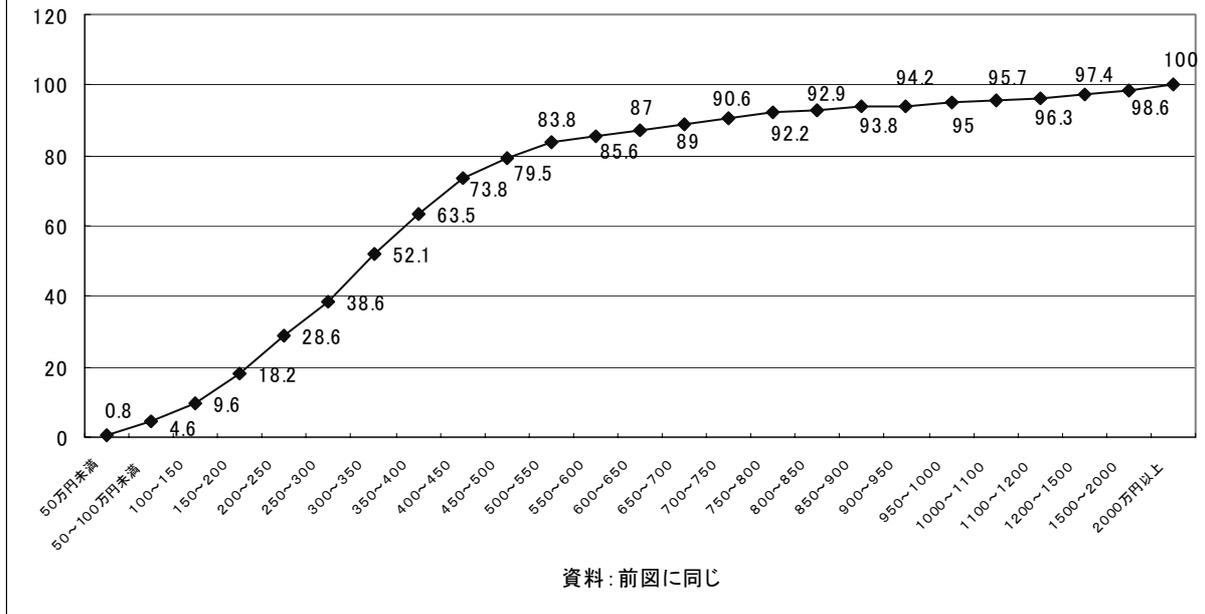
資料：前図と同じ

図表13-3 65歳以上単独世帯、所得金額階級別、世帯数の相対累積度数分布



資料：前図と同じ

図表13-4 65歳以上夫婦のみ世帯、所得金額階級別、世帯数の相対累積度数分布



結語

かくも多くの人々が、ぎりぎり必要であろう最低生計費に達していないのである。隠蔽され潜在化している低所得層が、高度に発展した社会の中に膨大に存在し、しかも労働組合や消費者団体、業者団体、住民運動団体などから遠のいている未組織の場合が多く、誰に苦情を話してよいのか、どうやったら現在の状況を改善できるのか、その手だてすら持ちえないのである。

保護基準が引き下げられ、老齢加算や母子加算が廃止されたり、さらにまた、保護基準が基礎年金満額（約6万6,000円）よりも高いのはおかしいとして、保護基準の本格的な見直しを図ろうとしたり、最低賃金額が保護基準より低かったり、今日、国民の最低生活を守るべき基準が存在しない状況にあって、国民生活の崩壊が進み、最低生活とは何なのか、そこから出発したこの研究は、ようやくその目的を終えようとしている。

しかし、この研究が、今後どのように活かされてくるのか、その課題が残される。労働組合が未組織の労働者を含めた労働運動を展開しない限り、つまり、最低賃金制度の抜本的改善により、労働者の最低生活を保障するような最低賃金額とすることなしには、今日の「生活崩壊」をくい止めることはできないであろう。特に若年者の賃金の最低保障がないところでは、足の引っ張り合いがはじまり、労働者間の分裂が生じやすい。

また、生活保護基準も、その算定方式を抜本的に見直し、つまりマーケットバスケット方式に改め、どういった内容の生活が最低生活なのかを公開の場で討議する必要があるだろう。ただ、一般世帯の生活水準と比較したり、年金水準と比較したり、最賃水準と比較するのではなく、何が最低生活なのかを明らかにし、その最低生活を保障するための一種の理論生計費として最低生計費を算定すべきである。算定する際には、ここで算定したように、国民生活の実態から遊離することなく、実態に則しながら、しかも一定の最低生活保障の理念に基づくことが必要である。

公正労働基準や生存権の保障なくしては、公共性を保つことはできない。公共事業の入札価格におけるリビングウェッジ・公契約条例の制定は、公共事業の「価格競争」ではなく社

会的価値の形成を意味する。

また、これまでのわが国の経済と社会、文化を支えてきた高齢者の誰にでも最低年金を保障することなしに、国民は安心して高齢期を迎えることはできない。それは国民のアイデンティティやモラルの形成にとっても必要である。

最低生計費を機軸として、最低賃金、生活保護、リビングウェッジ、最低保障年金、課税最低限などの諸制度を総合的かつ有機的に構築していくことが必要である。それがナショナルミニマムである。それは、ウェット夫妻が考えたように、貧困の原因を除去することに重点を置くべきである。つまり防貧こそがナショナルミニマムの本質である。それは、新自由主義者がというような、自己責任・自助努力を大前提として、貧困に陥ってしまったから、資産調査をとまなうようなセーフティネットとしての救貧に重点を置いたものではない。防貧と救貧の機能を有機的にそなえた社会保障制度が必要なのである。

もう一度、第 I 章で分析された「生活崩壊」を想起されたい。一般世帯で広がっている自由で自立した生活とは裏腹に息の詰まったようなゆとりのない、そういった意味で支配と従属的な生活が、人目に触れることなく隠蔽された形で蔓延している。しかも、自己責任や自助努力を叫べば叫ぶほど、自助を支える貯蓄が減少し、その矛盾が生まれる。こうした隠蔽され潜在化している一般世帯における「生活崩壊」が、低所得層ではそれが顕在化し、さまざまな社会制度から漏れ遠ざかっていく人々の増大として赤裸々に現れている。

こうした「生活崩壊」は、また、国民相互の足の引っ張り合いを生じさせ、その結果として社会的連帯や社会規範を阻害し、一方で目標を失い絶望していく引きこもり閉じこもりを生じさせ、他方では犯罪や暴力を生み出しすような、アノミー状態を助長しているのである。

最低生活保障こそが、自立した国民を形成し民主主義の礎となるのである。

最低生計費試算のための「生活実態調査」と「持ち物調査」の概要

I 「生活実態調査」の概要

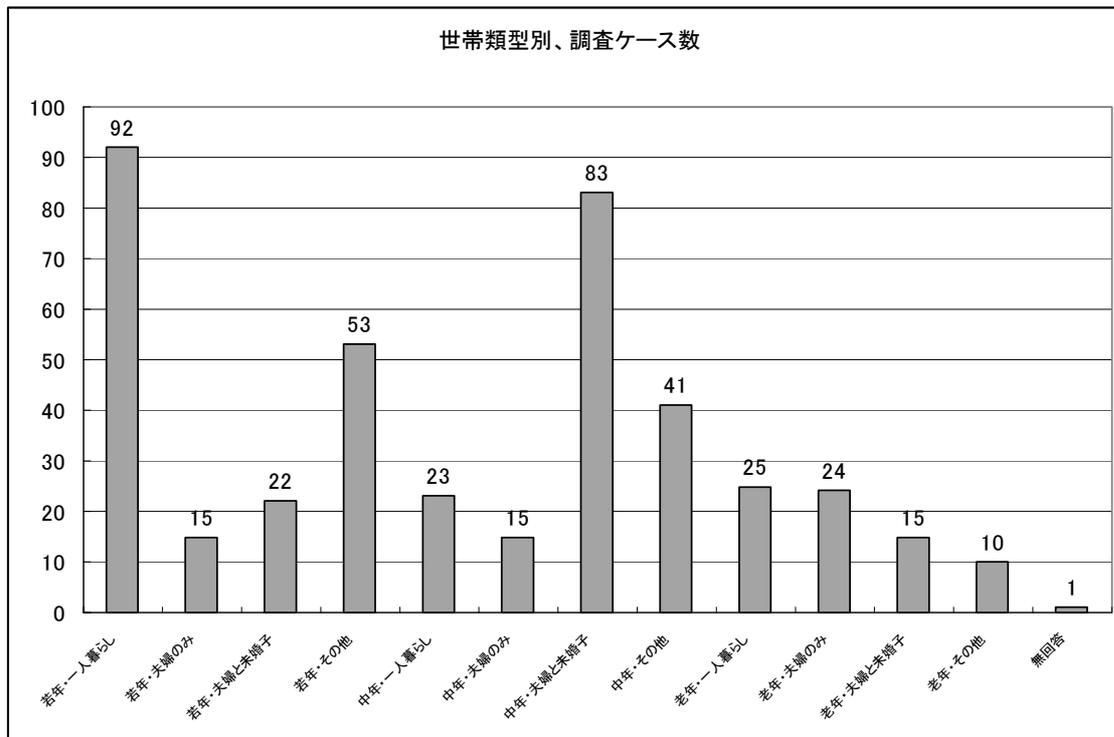
- 1、調査の目的
最低生計費を算定するための基礎資料を得るためのものである。特に、今日の生活様式や社会活動を把握することを目的とする。
- 2、調査時期
2005年3月15日～4月末、11月から12月
- 3、調査対象
京都総評加盟の各単産の労働者・サラリーマン、年金生活者、京都生活と健康を守る会会員
- 4、調査方法
世帯類型別、層別抽出法によるアンケート調査
- 5、有効回収数と有効回収率
有効回収数419ケース、有効回収率29・9%
- 6、調査主体
京都総評「最低生計費試算プロジェクト」
- 7、調査項目
 - I 基本的属性（性別、年齢、世帯構成、居住形態、家賃など）
 - II 仕事の内容（雇用形態、勤続年数、企業規模、仕事の内容、賃金額）
 - III 社会保険の加入状況
 - IV 悩みや要求、相談相手
 - V 日常生活について（朝食、昼食、夕食の取り方、その費用、余暇生活、旅行、自動車・バイクの必要性、主な買い物場所、負担に思っている消費支出、充実したい消費支出）

II 「持ち物財調査」の概要

- 1、調査の目的
最低生計費を算定するための基礎資料を得るためのものである。生活財貨の所有状況を把握することを目的とする。
 - 2、調査時期
2005年3月15日～4月末、11月から12月
 - 2、調査対象
京都総評加盟の各単産の労働者・サラリーマン、年金生活者、京都生活と健康を守る会会員
 - 3、調査方法
世帯類型別、層別抽出法によるアンケート調査
 - 4、有効回収数と有効回収率
有効回収数395ケース、有効回収率28・2%
 - 5、調査主体
京都総評「最低生計費試算プロジェクト」
- 調査項目
- I 基本的属性（性別、年齢、世帯構成）
 - II 家具・家事用品（設備機器5項目、家事用耐久財16項目、冷暖房用機器9項目、居間・寝室用家具9項目、応接・書斎用家具9項目、食堂用家具4項目、室内装飾品9項目、家具類9項目、家事雑貨120項目、家事用消耗品12項目）計202項目
 - III 被服および履き物115項目
 - IV 身の回り用品17項目
 - V 教養娯楽（教養娯楽用耐久財13項目、書籍・他の印刷物4項目、教養娯楽用品9項目）計26項目
 - VI 交通・通信（交通手段5項目、通信機器3項目）計8項目
 - VII 理美容用品19項目

参考資料：最低生計費試算のための生活実態調査結果

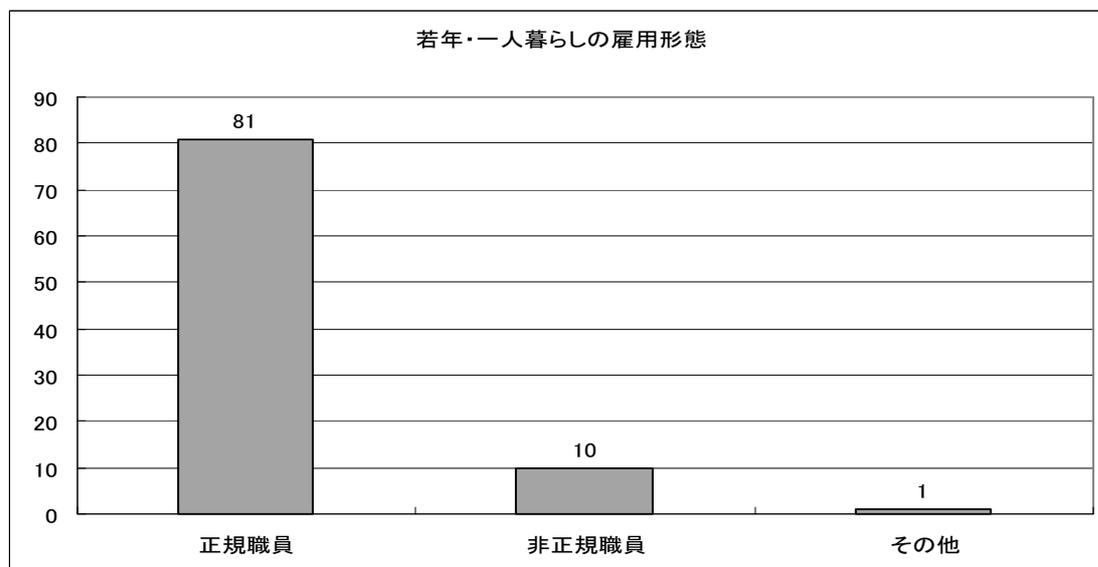
1. 世帯類型別ケース数



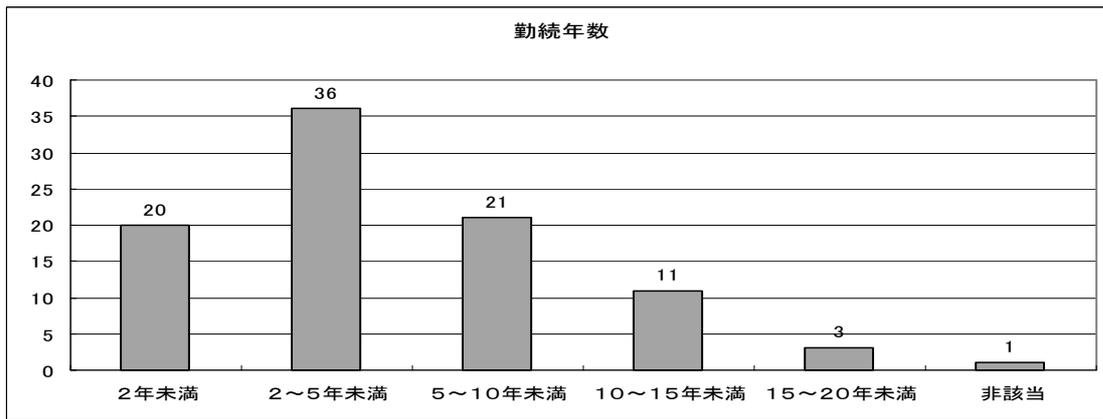
2. 基本的属性

(1) 若年一人暮らし世帯

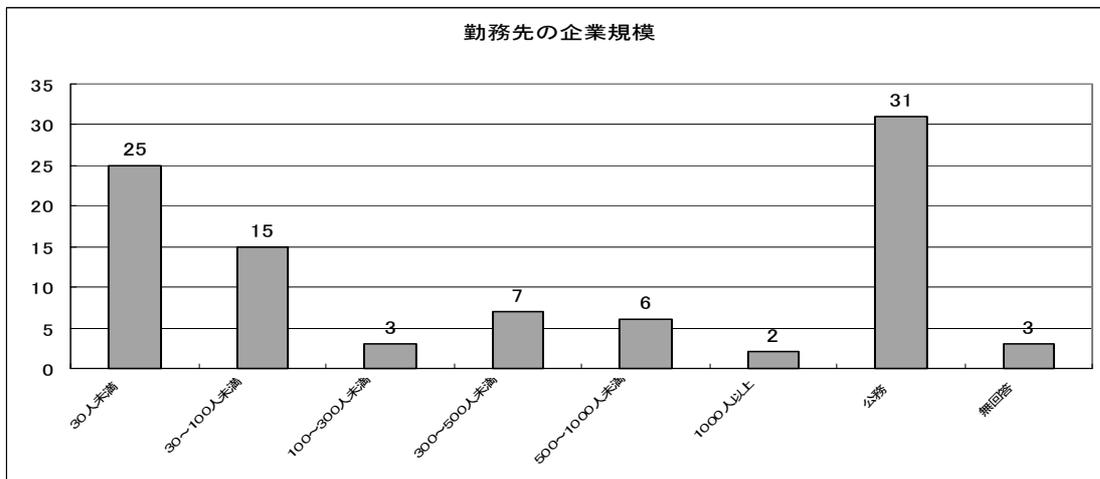
① 雇用形態



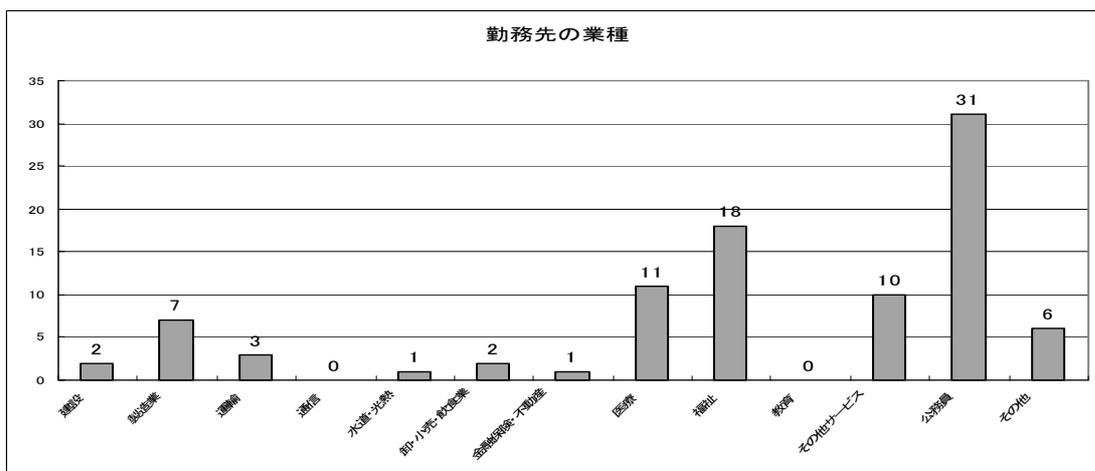
②勤続年数



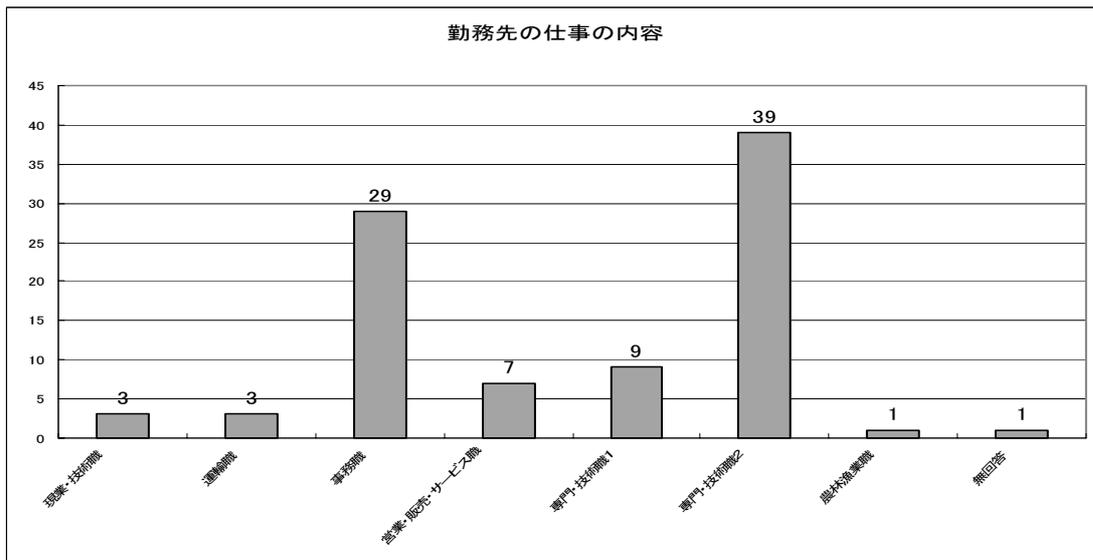
③勤務先の企業規模



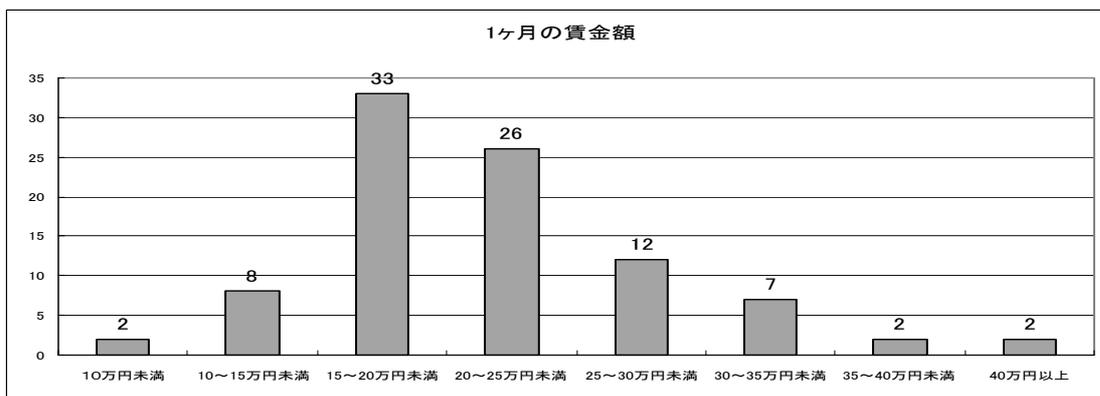
④勤務先の業種



⑤勤務先の仕事の内容

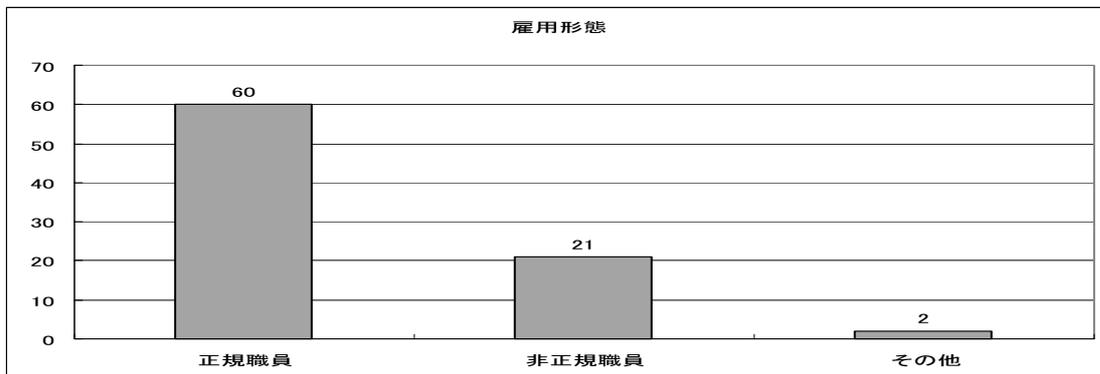


⑥1ヶ月の賃金

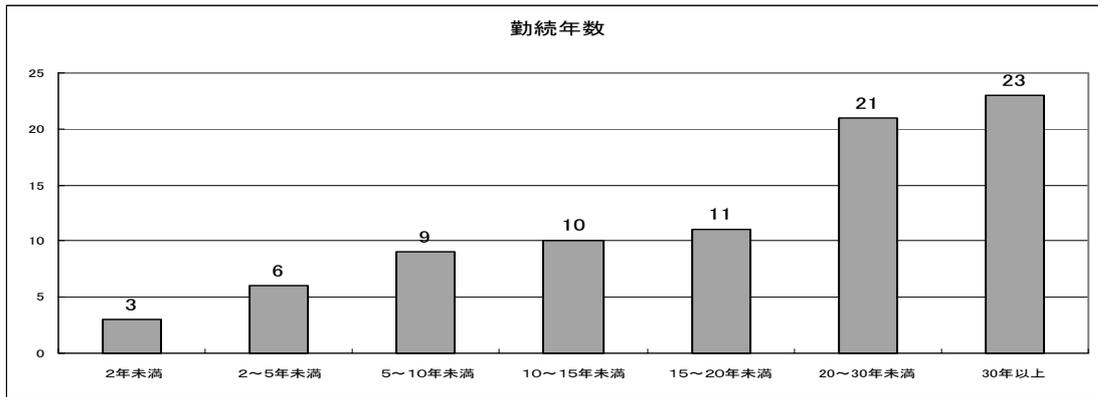


(2) 中年・夫婦と未婚子世帯

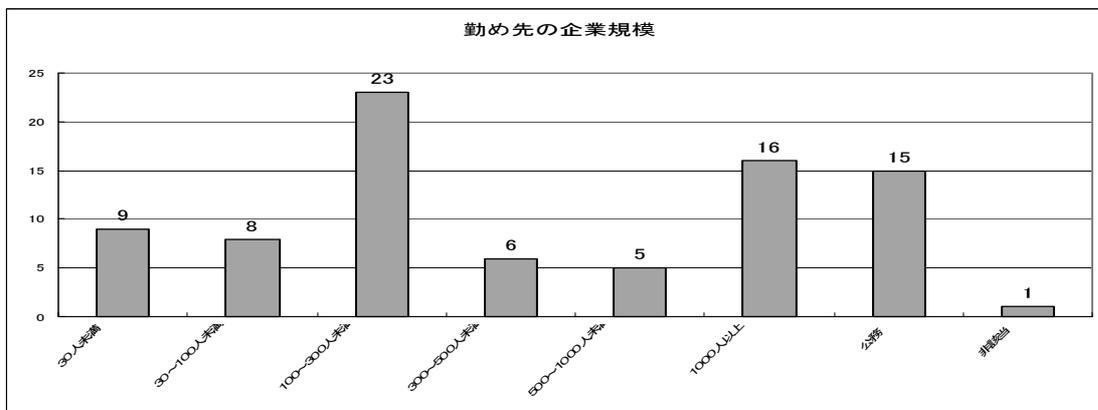
①雇用形態



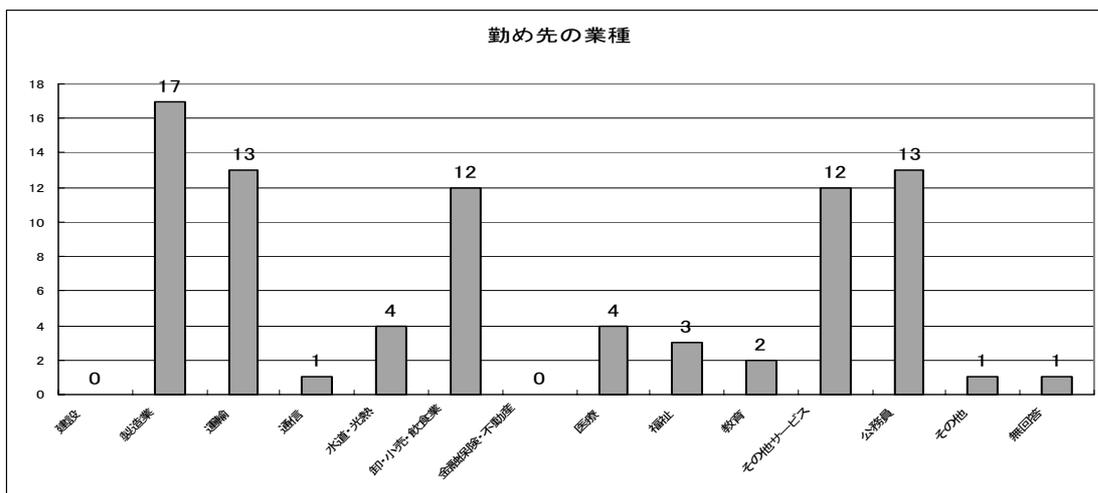
②勤続年数



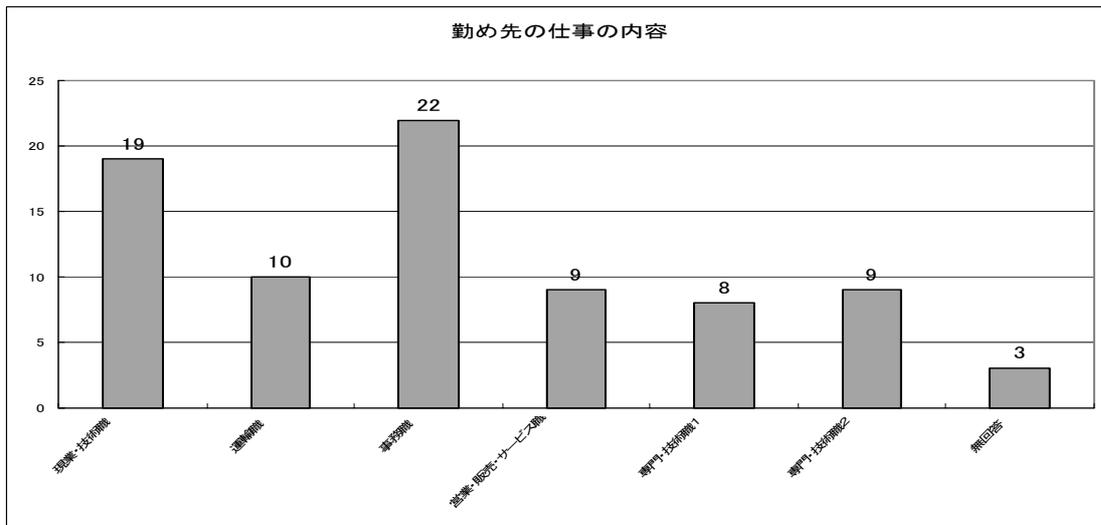
③勤め先の企業規模



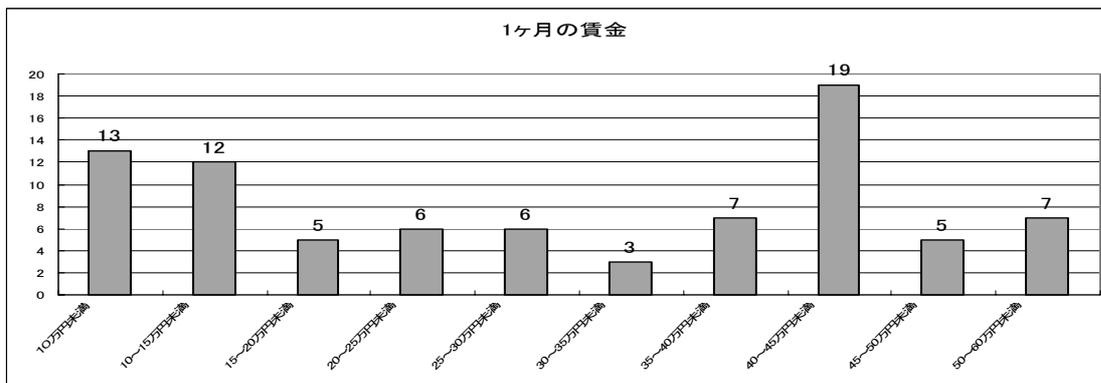
④勤め先の業種



⑤勤め先の仕事の内容

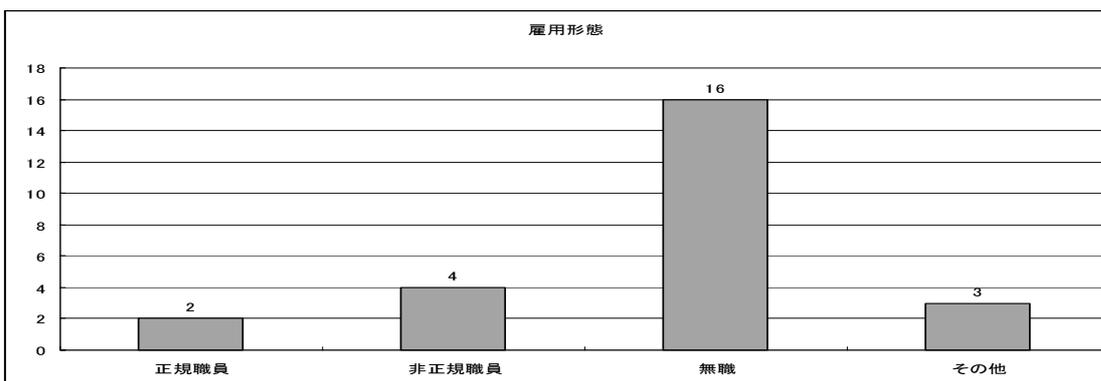


⑥1ヶ月の賃金額

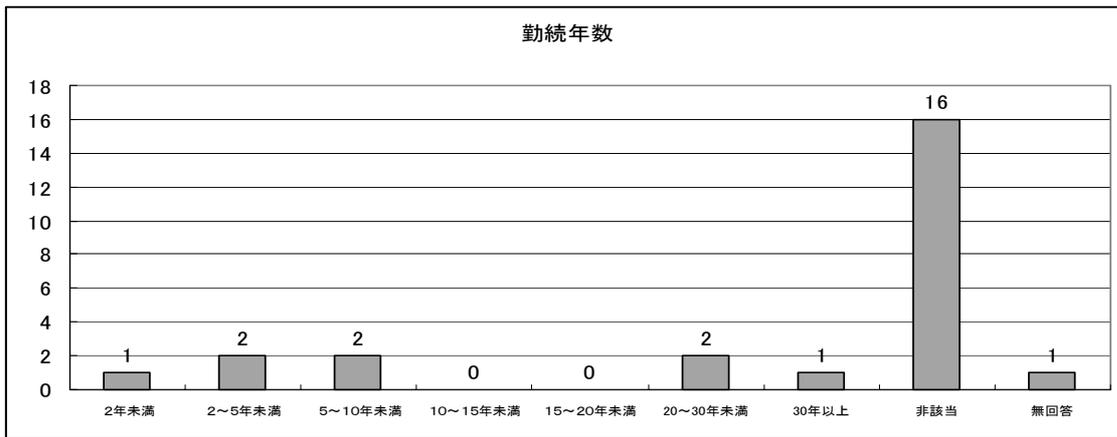


(3) 高齢・一人暮らし世帯

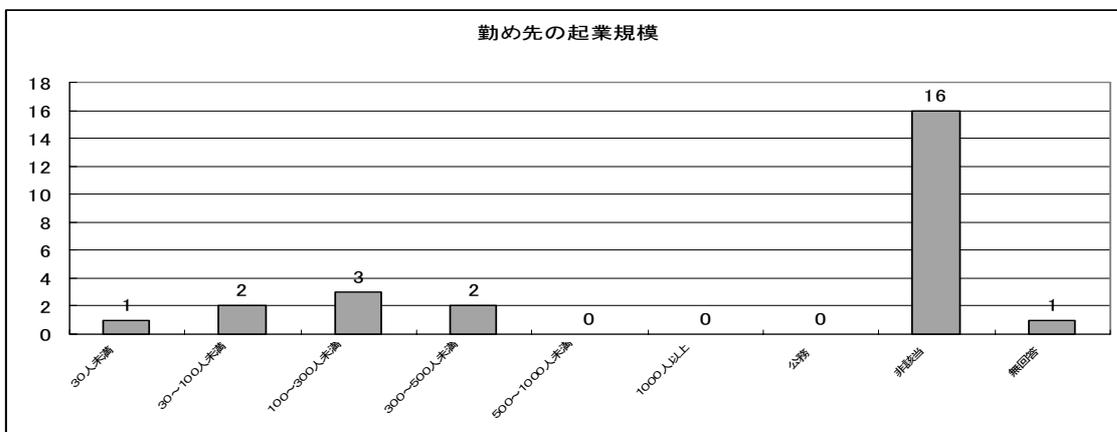
①雇用形態



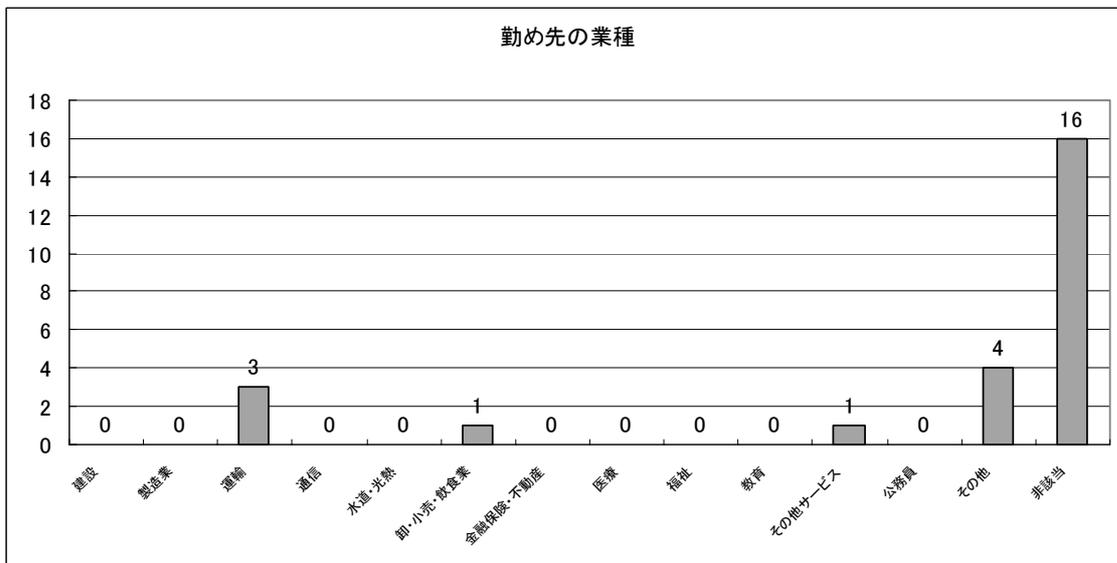
②勤続年数



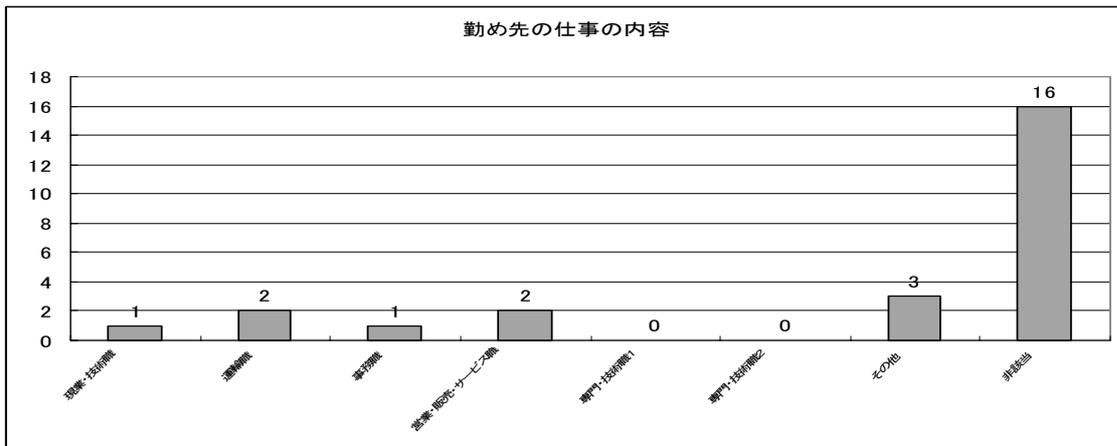
③勤め先の企業規模



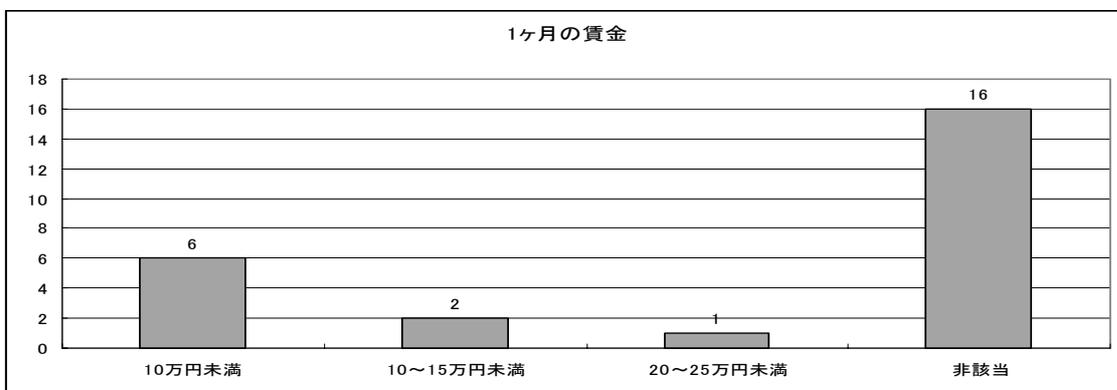
④勤め先の業種



⑤勤め先の仕事の内容

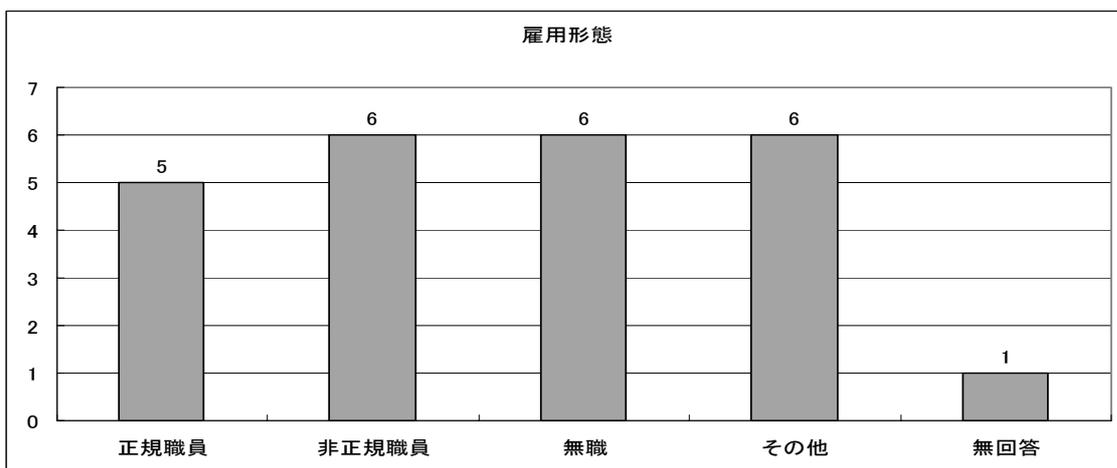


⑥1ヶ月の賃金

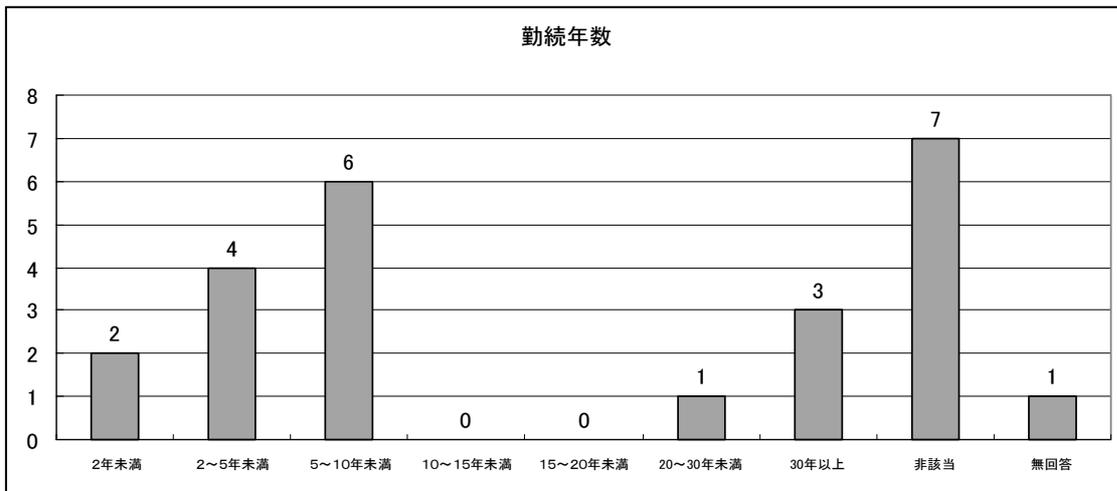


(4) 高齢・夫婦のみ世帯

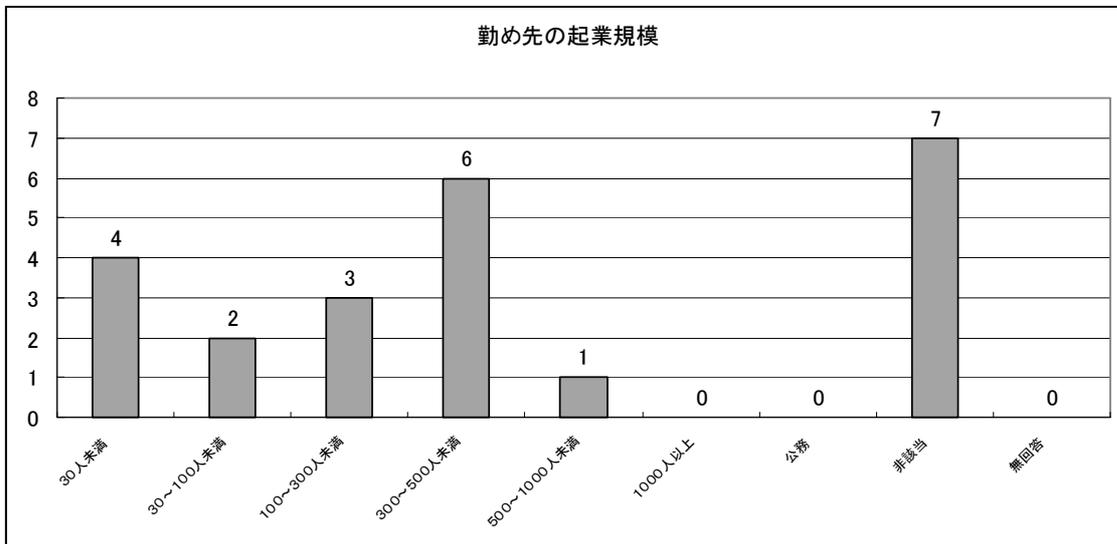
①雇用形態



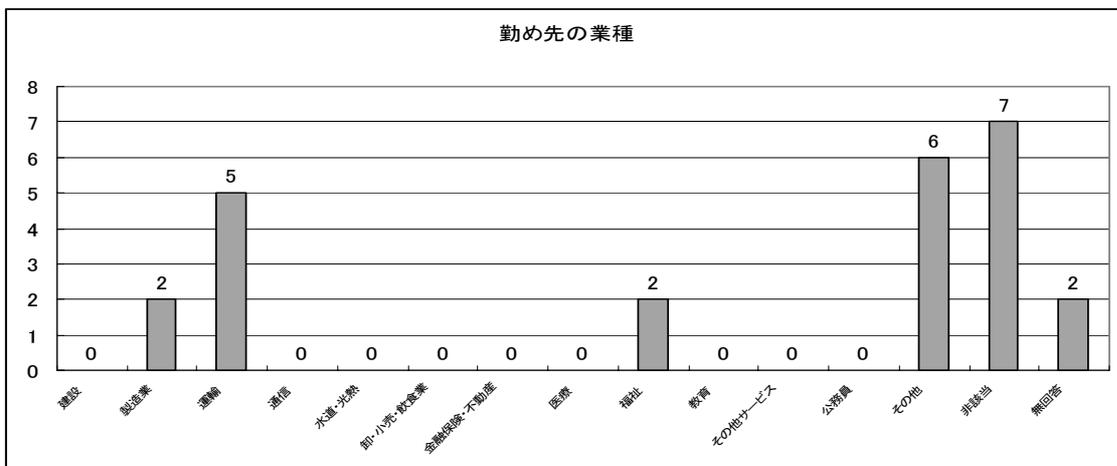
②勤続年数



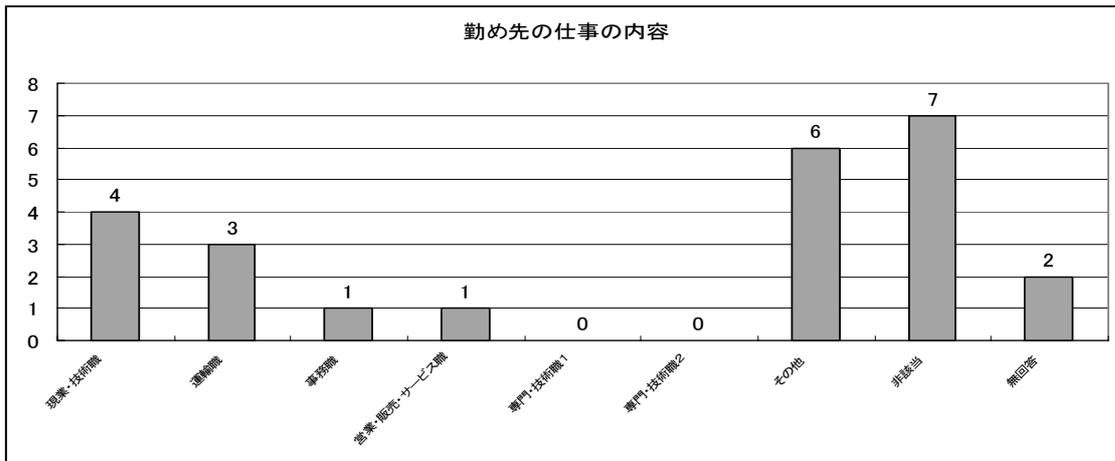
③企業規模



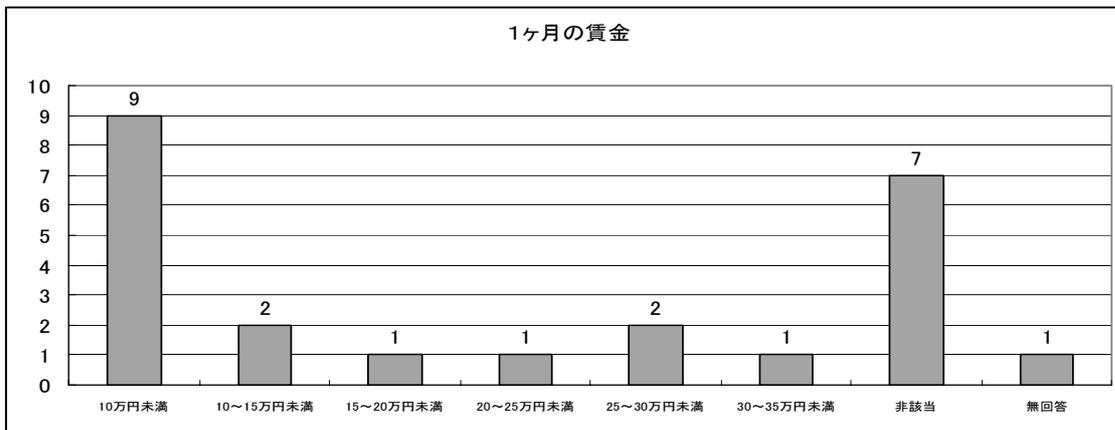
④勤め先の業種



⑤ 勤め先の仕事の内容

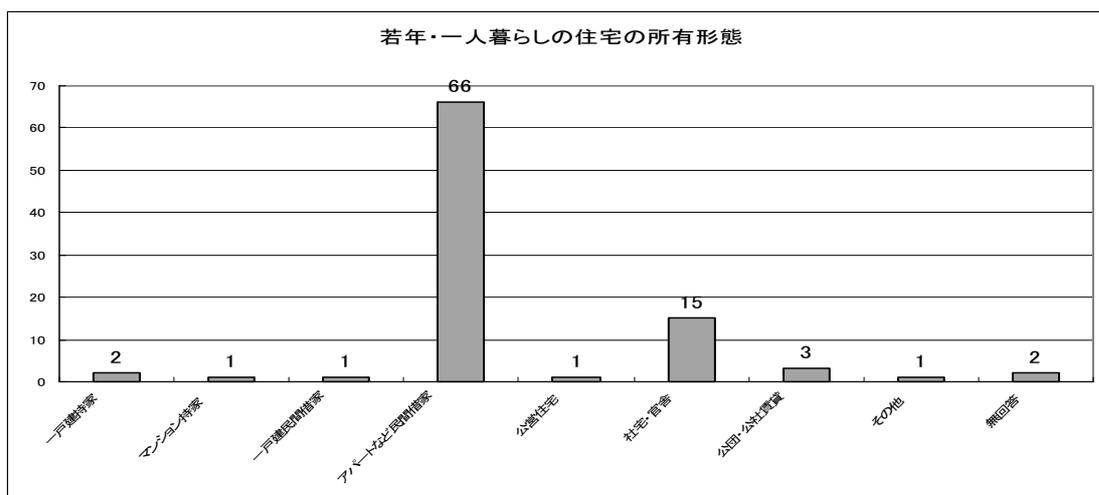


⑥ 1ヶ月の賃金

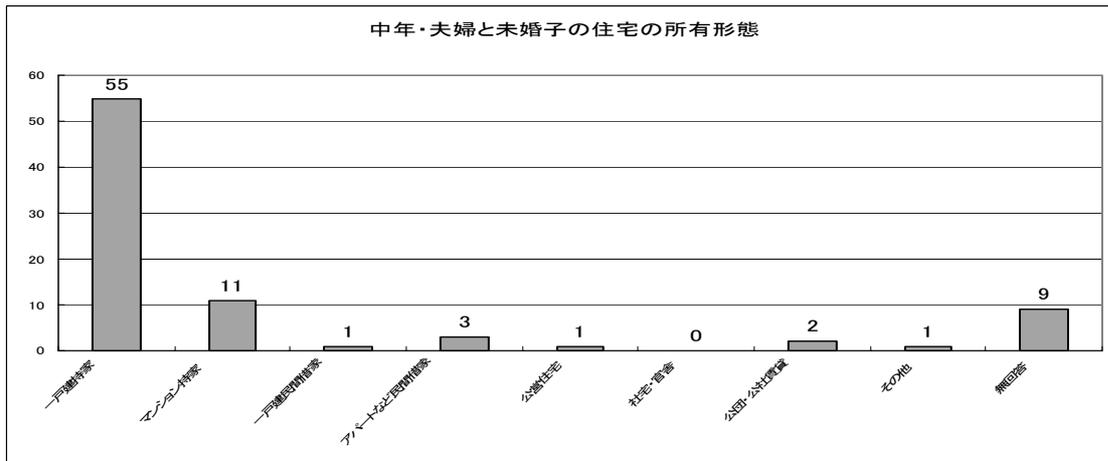


3. 住宅の所有形態

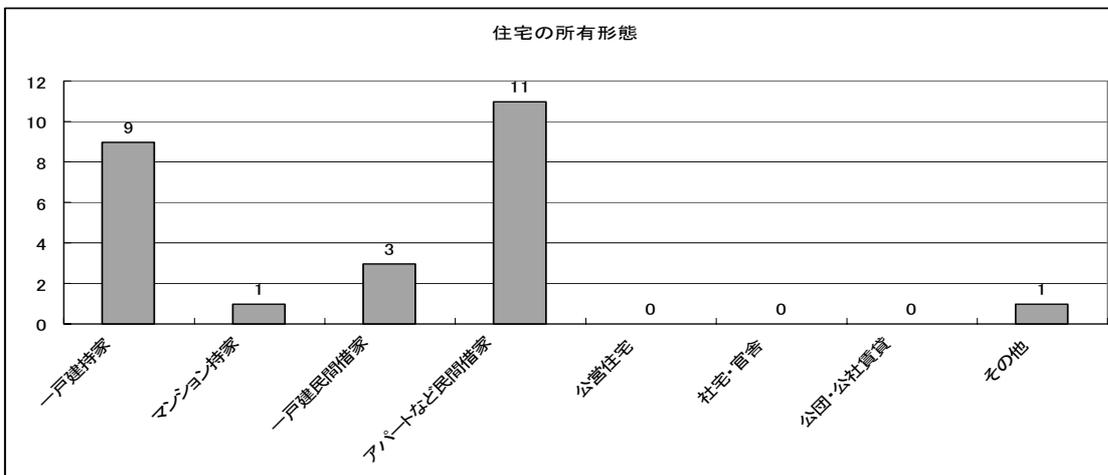
(1) 若年・一人暮らし



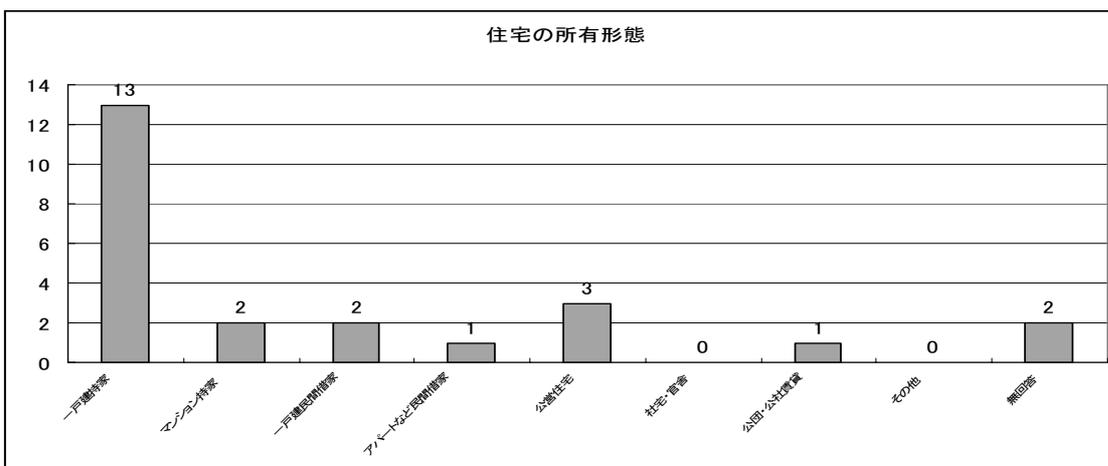
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

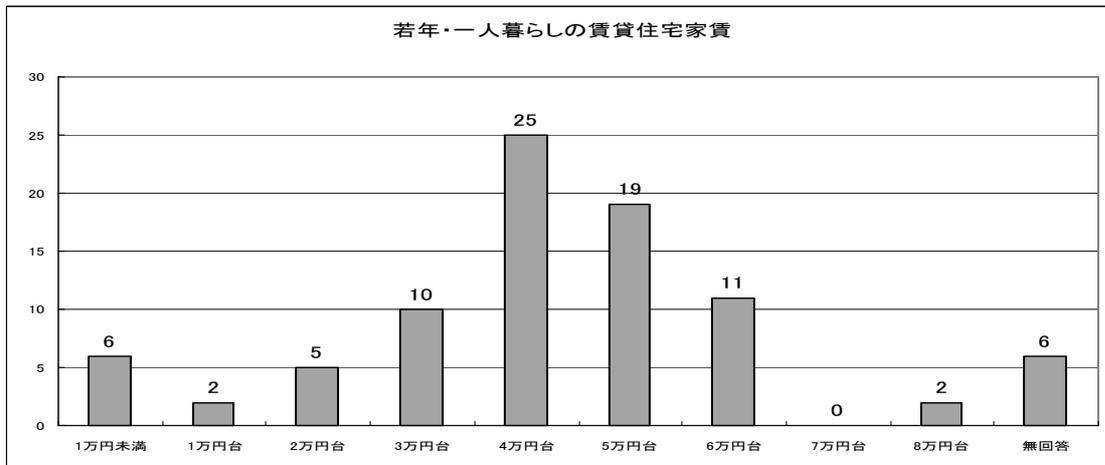


(4) 高齢・夫婦のみ

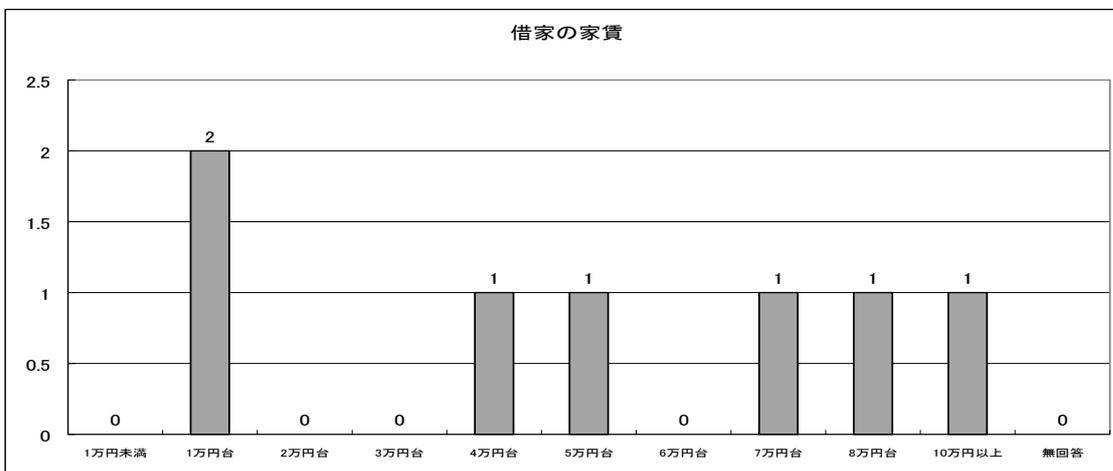


5. 賃貸住宅の家賃

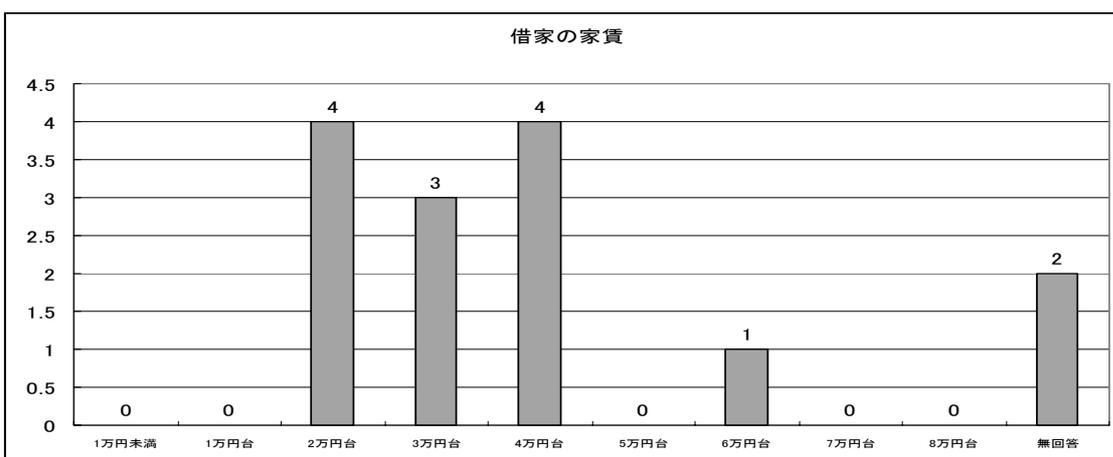
(1) 若年・一人暮らし



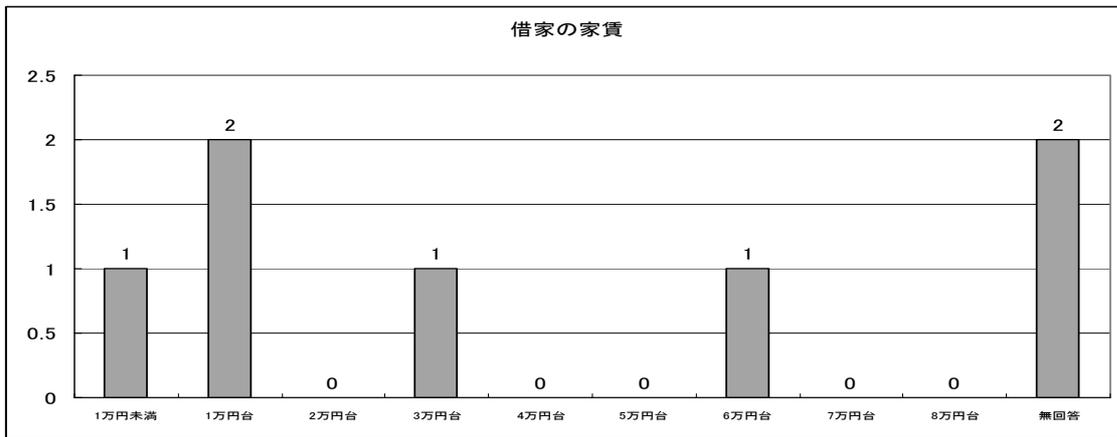
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

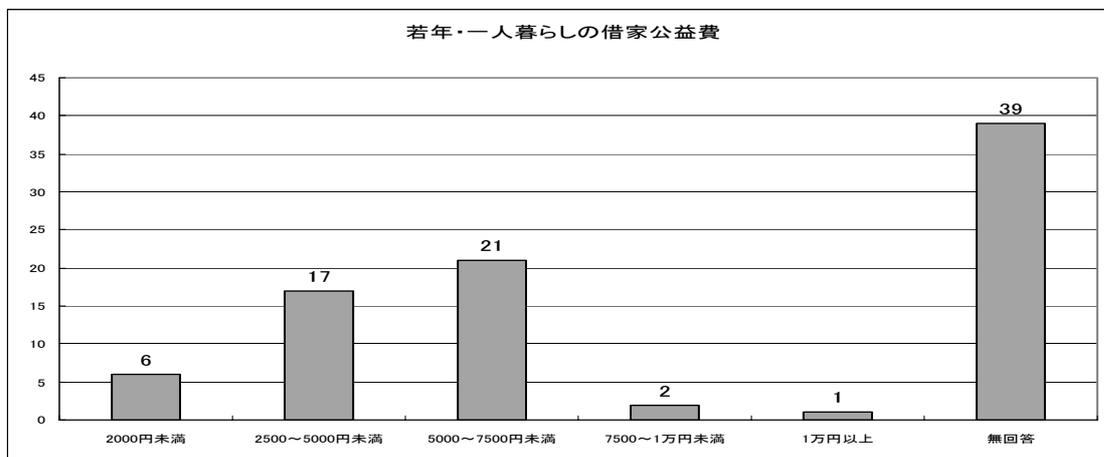


(4) 高齢・夫婦のみ

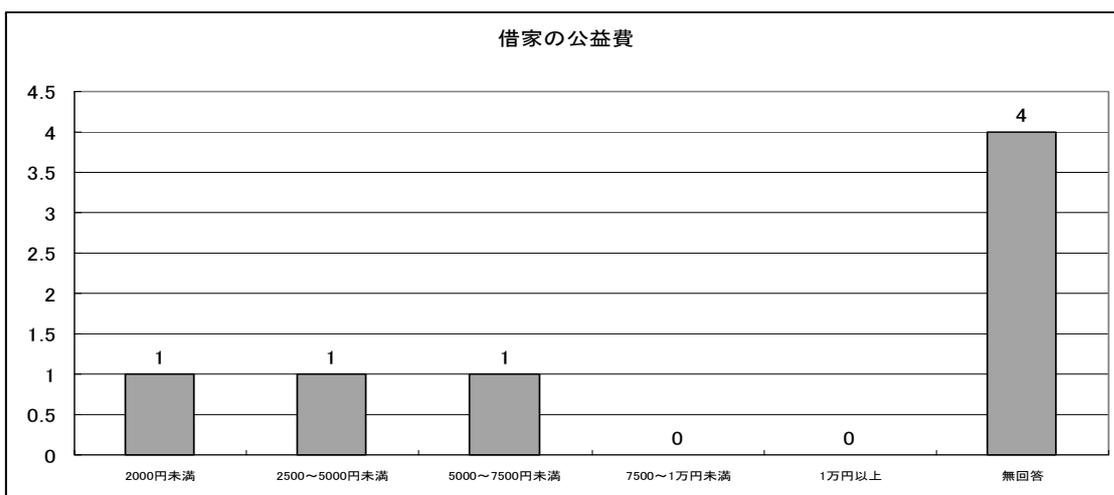


6. 借家の公益費

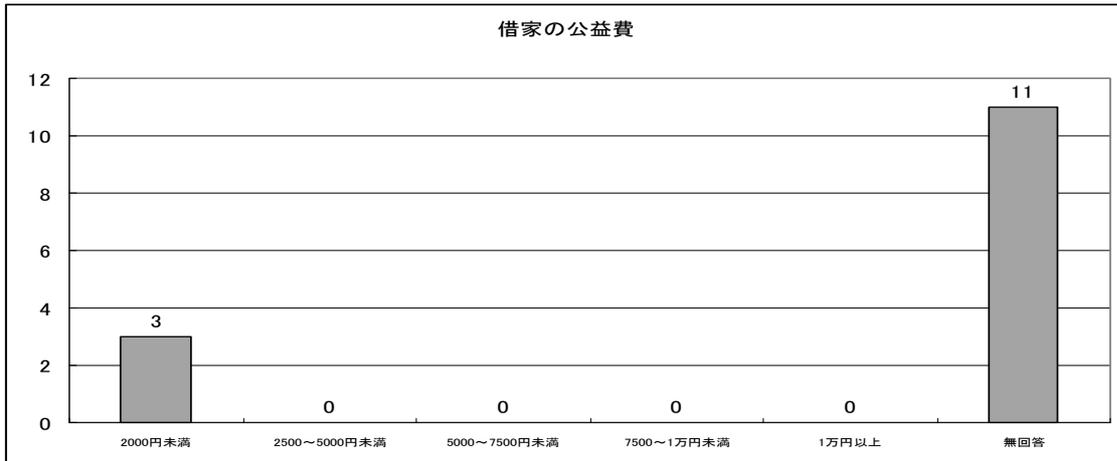
(1) 若年・一人暮らし



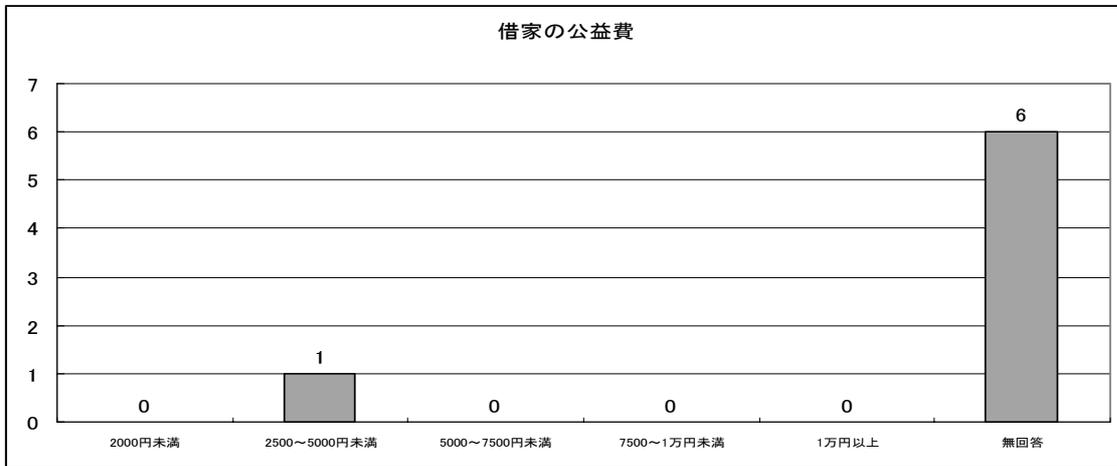
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

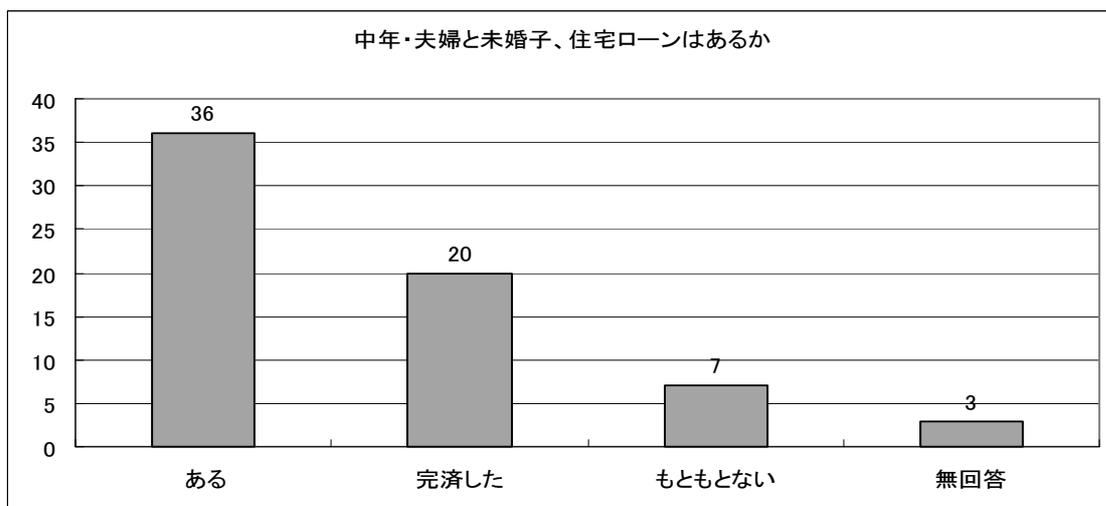


(4) 高齢・夫婦のみ

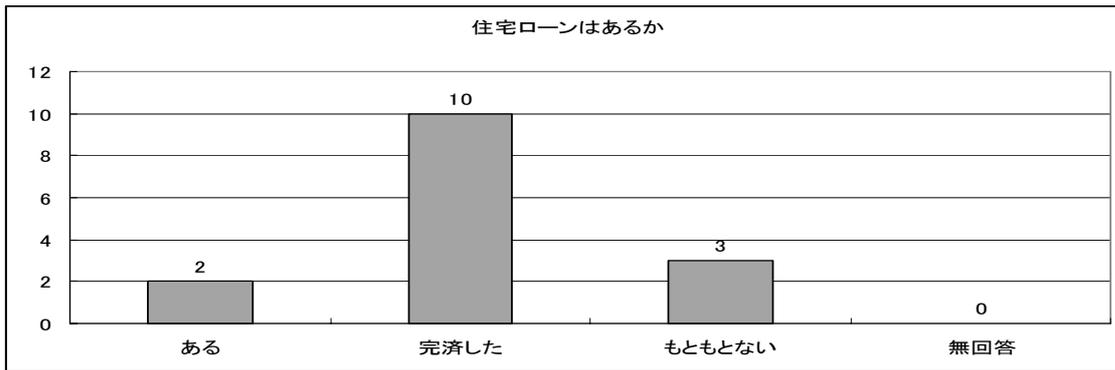


7. 住宅ローンはあるか

(1) 中年・夫婦と未婚子

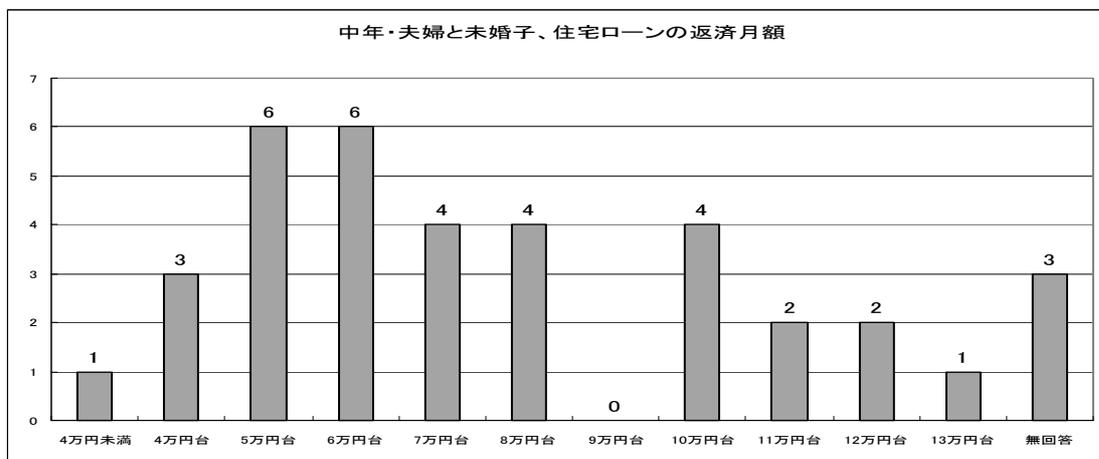


(2) 高齢・夫婦のみ



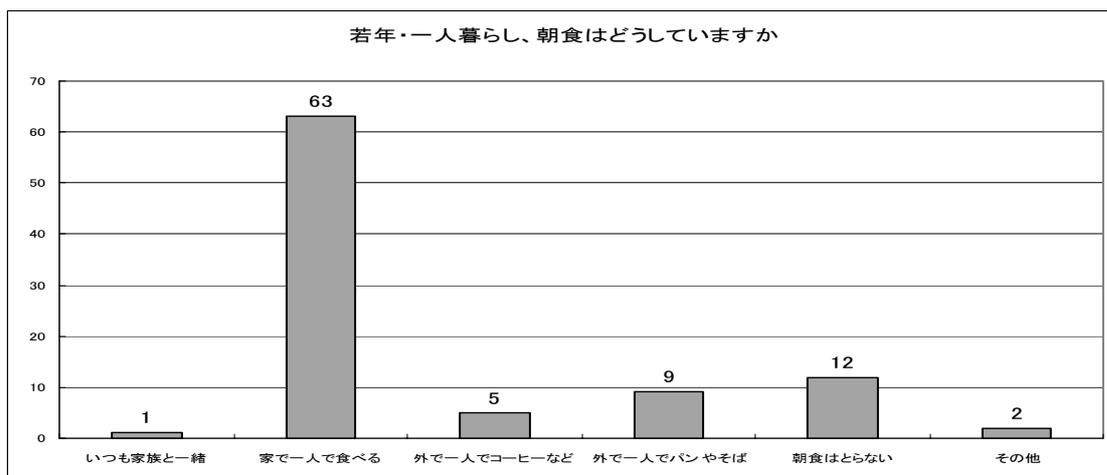
8. 住宅ローンの返済月額

(1) 中年・夫婦と未婚子

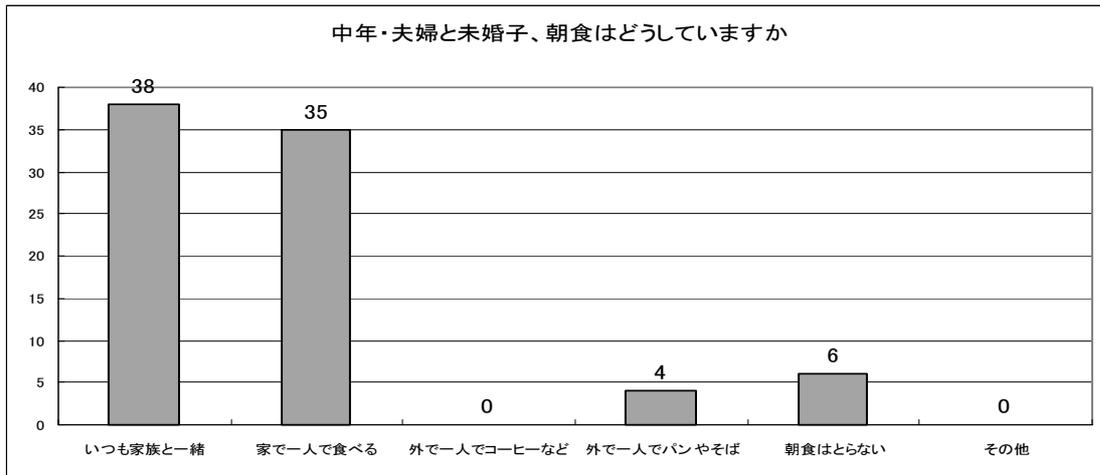


9. 朝食はどうしていますか

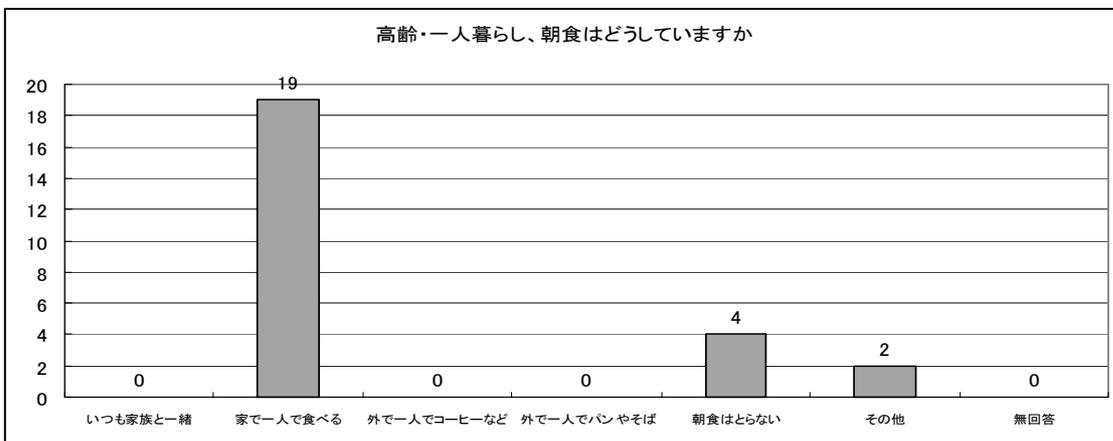
(1) 若年・一人暮らし



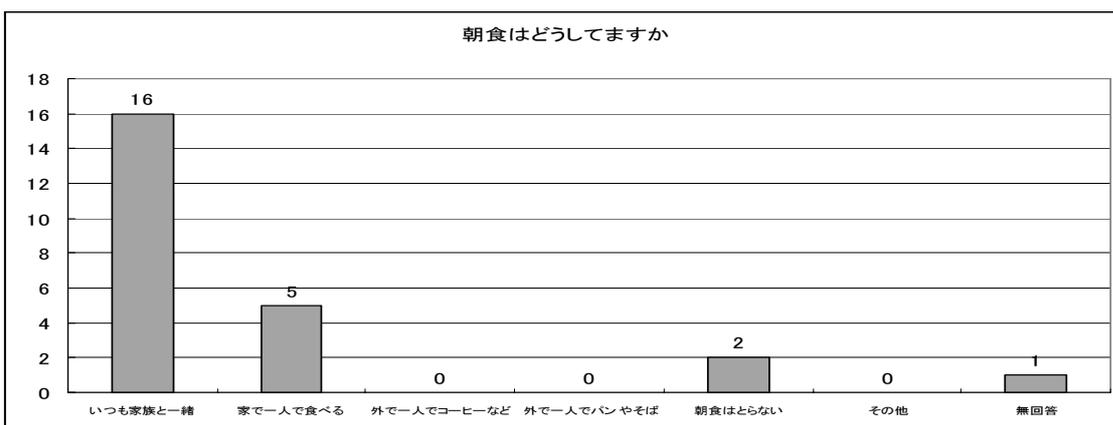
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

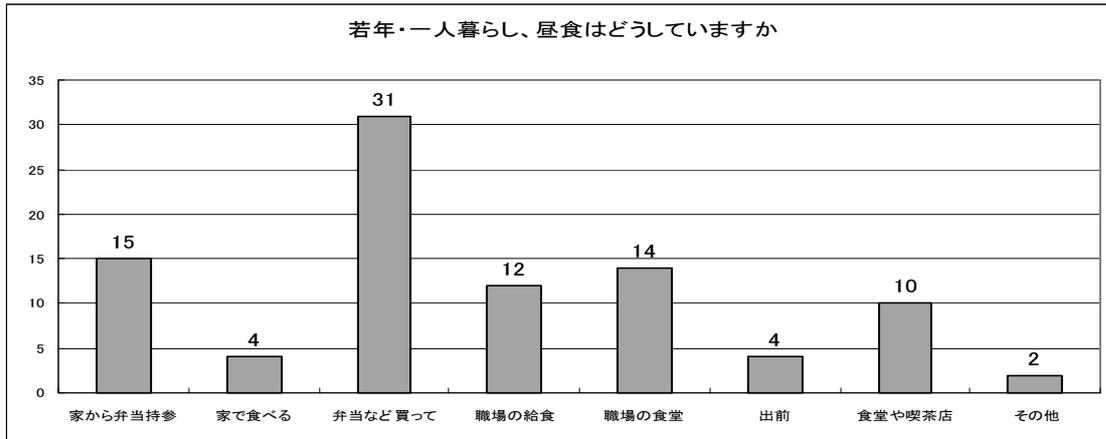


(4) 高齢・夫婦のみ

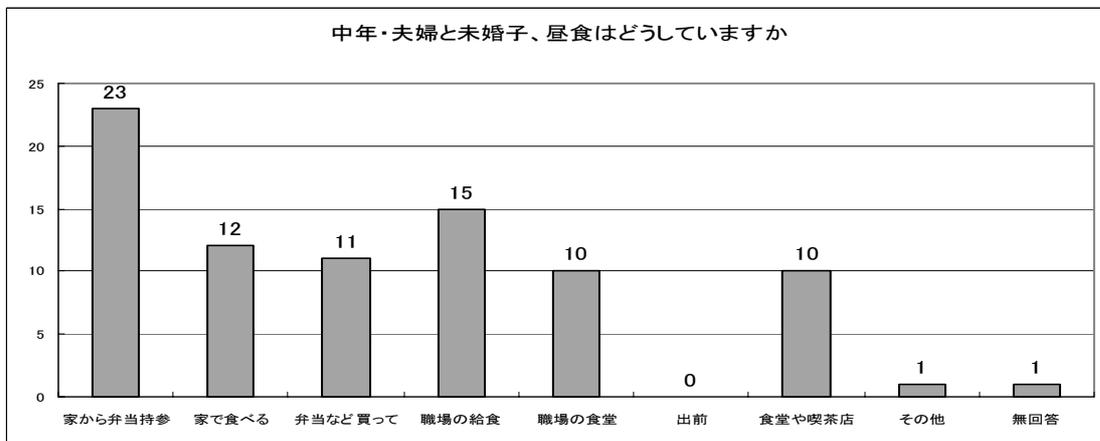


10. 昼食はどうしていますか

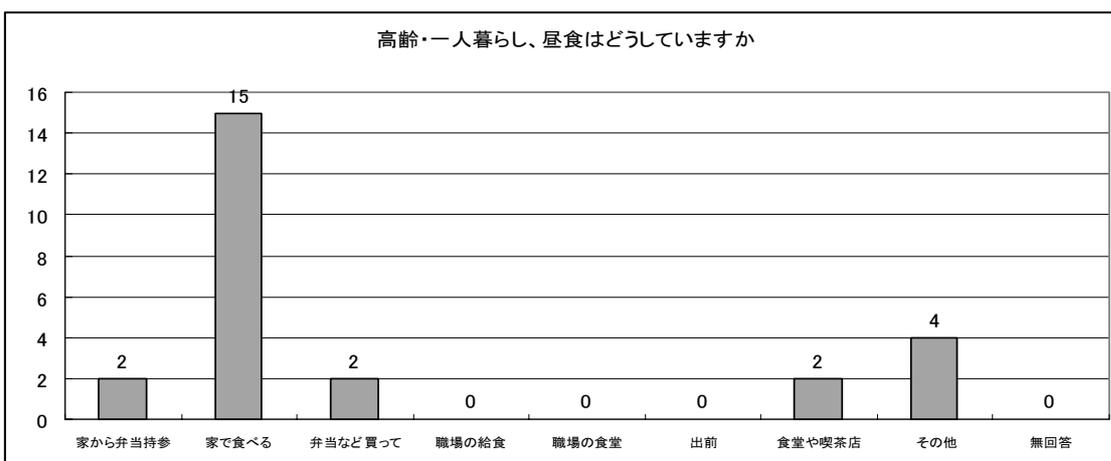
(1) 若年・一人暮らし



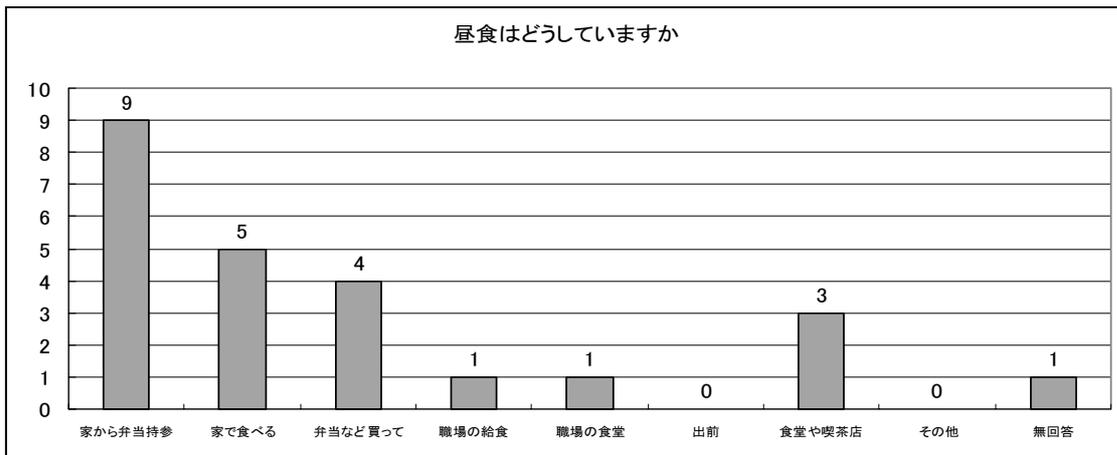
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

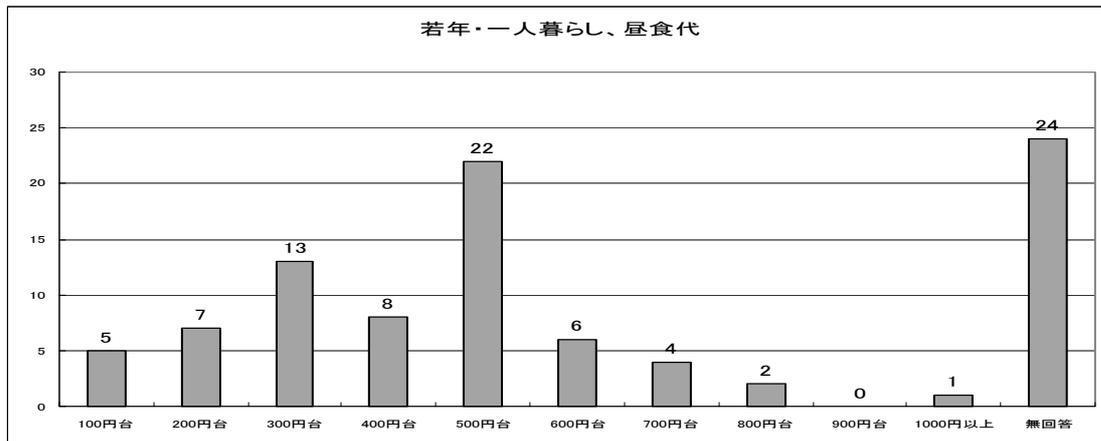


(4) 高齢・夫婦のみ

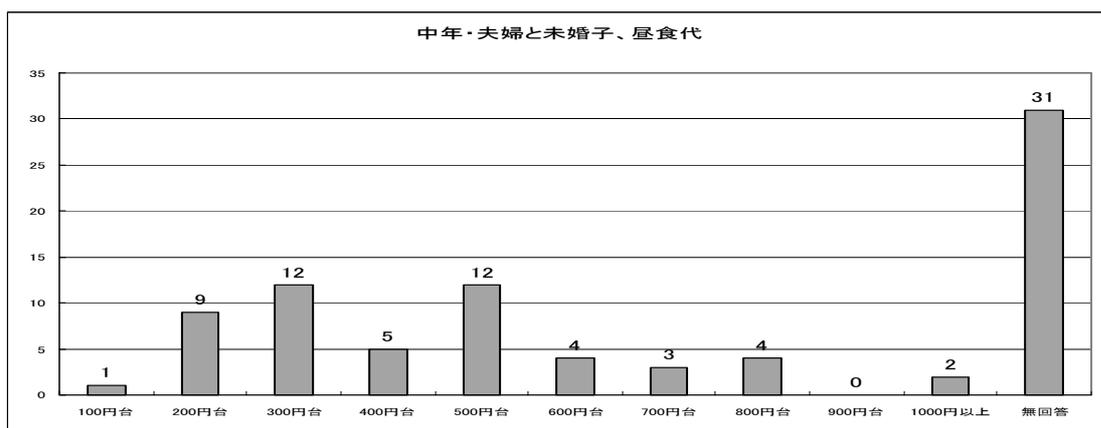


11. 昼食代

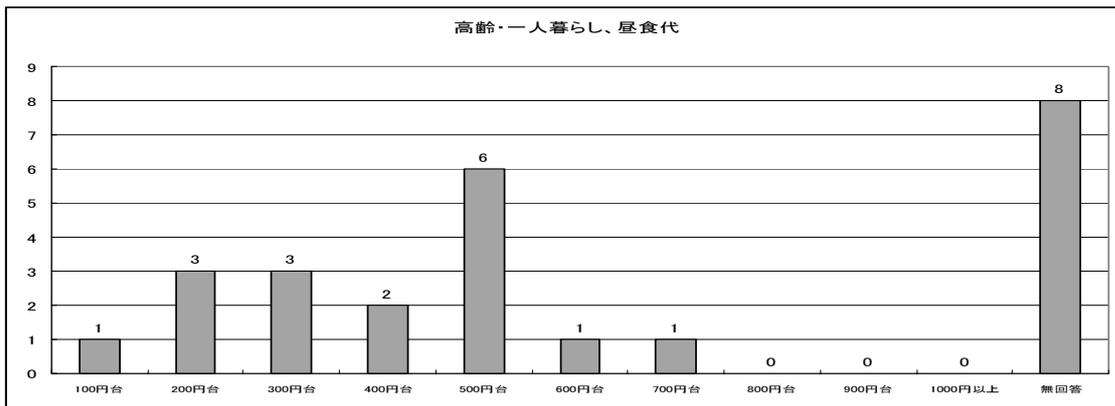
(1) 若年・一人暮らし



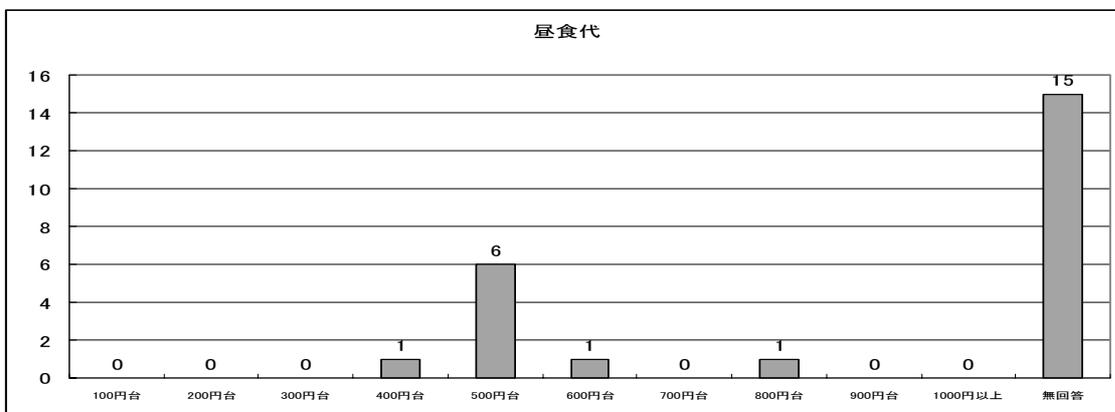
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

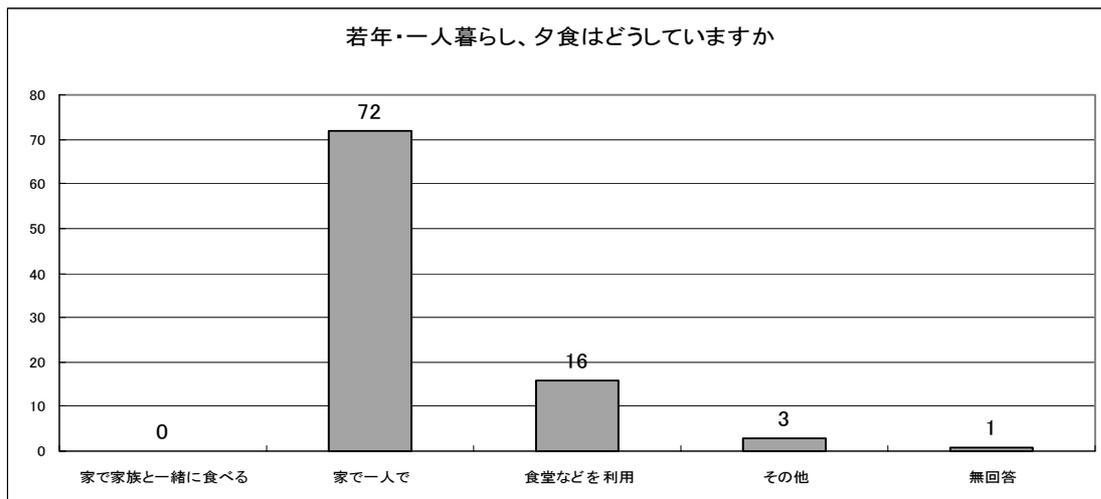


(4) 高齢・夫婦のみ

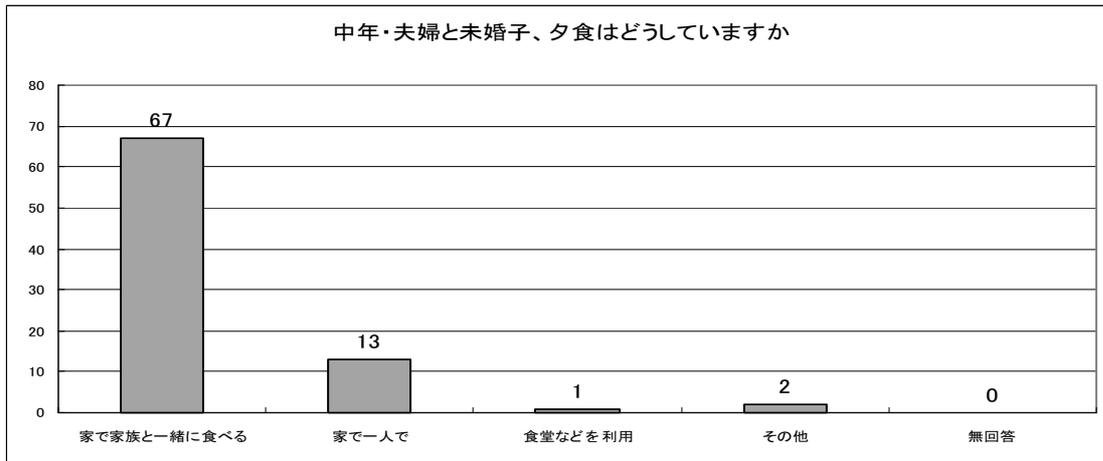


12. 夕食はどうしていますか

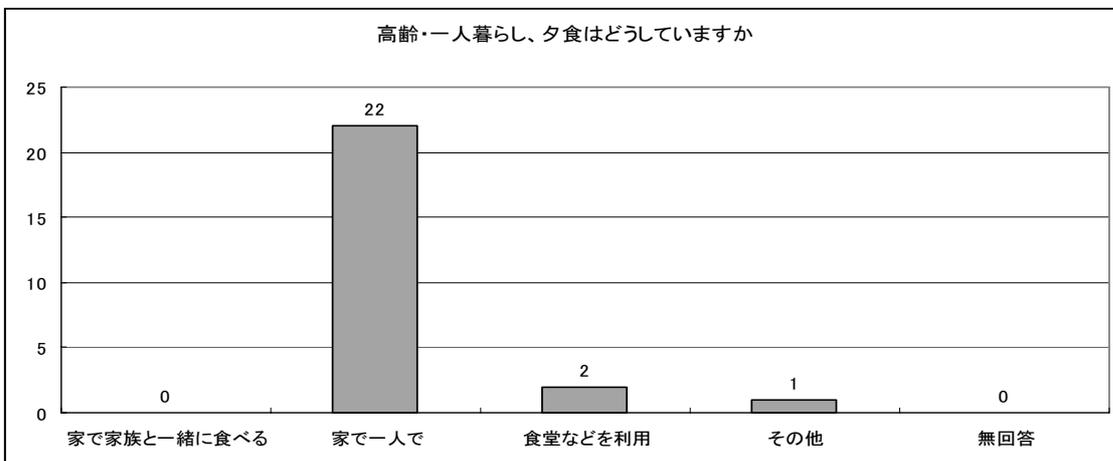
(1) 若年・一人暮らし



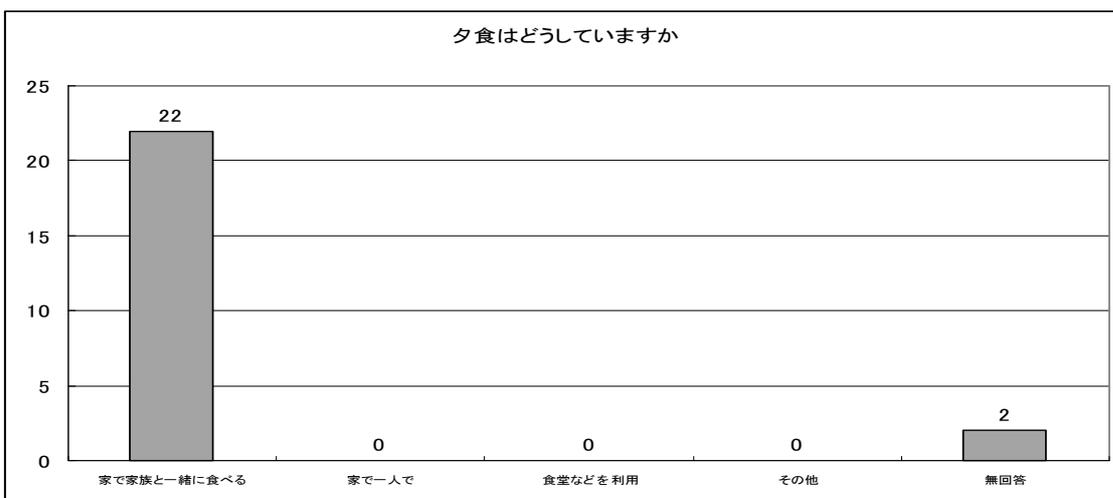
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

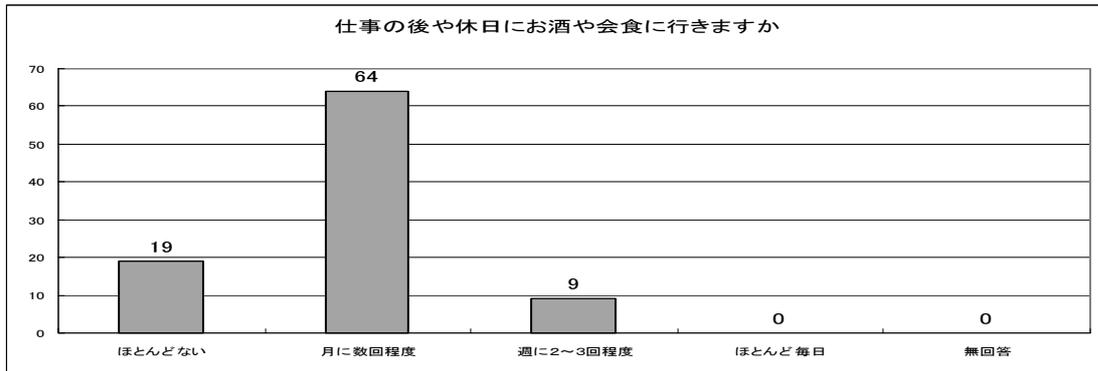


(4) 高齢・夫婦のみ

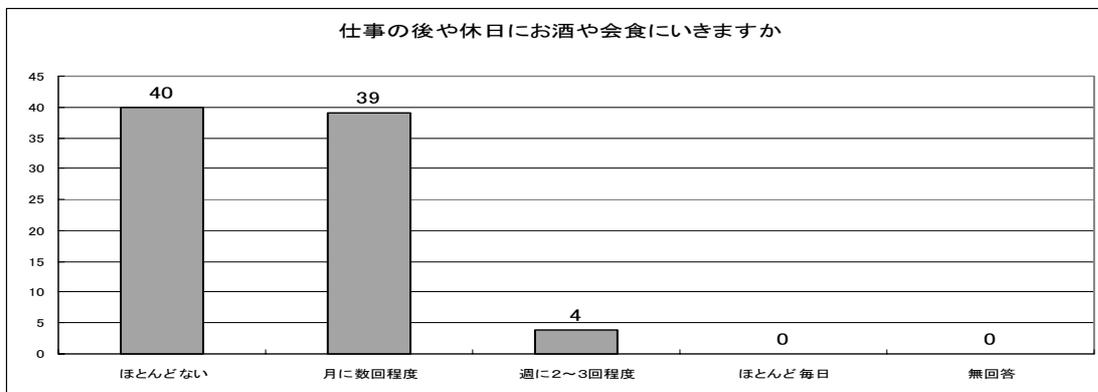


13. 仕事の後や休日にお酒や会食に行きますか

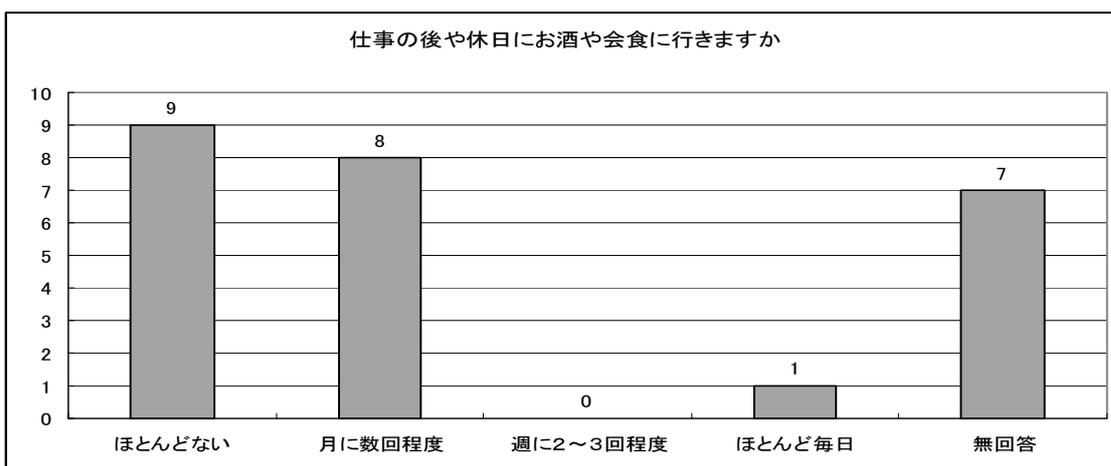
(1) 若年・一人暮らし



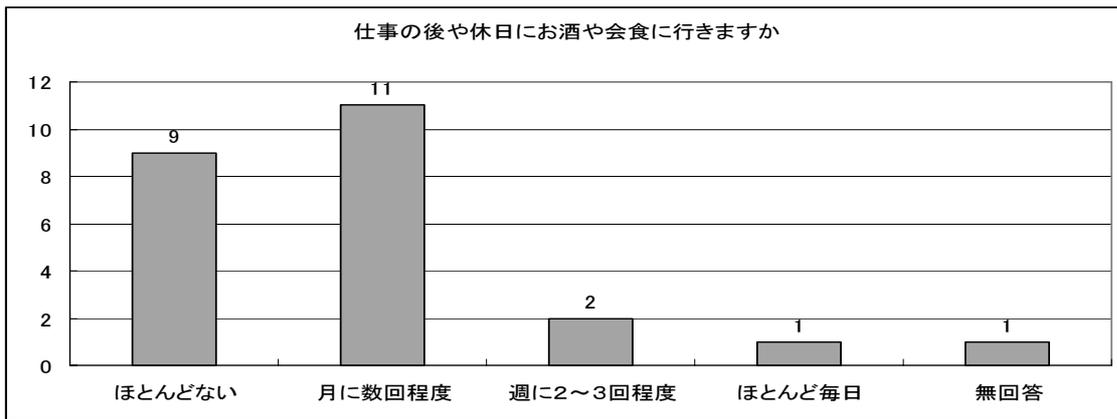
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

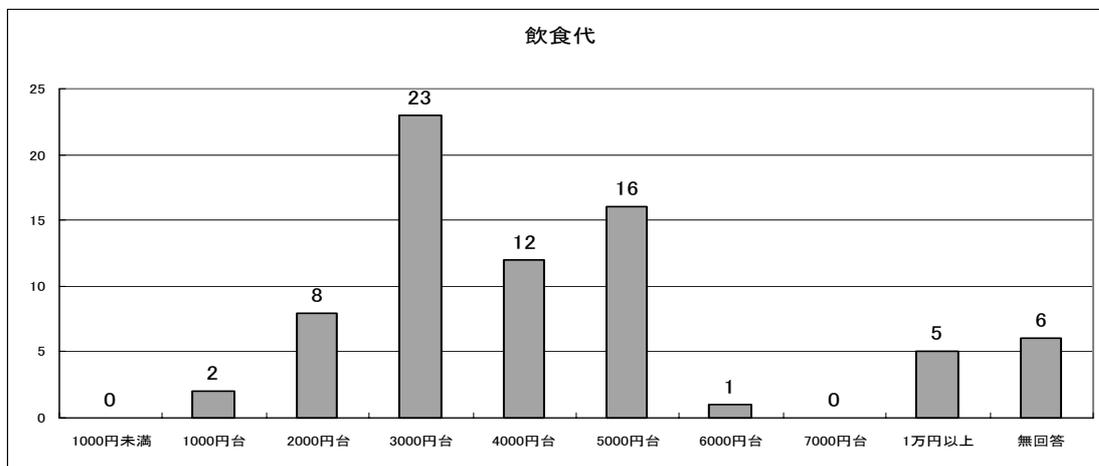


(4) 高齢・夫婦のみ

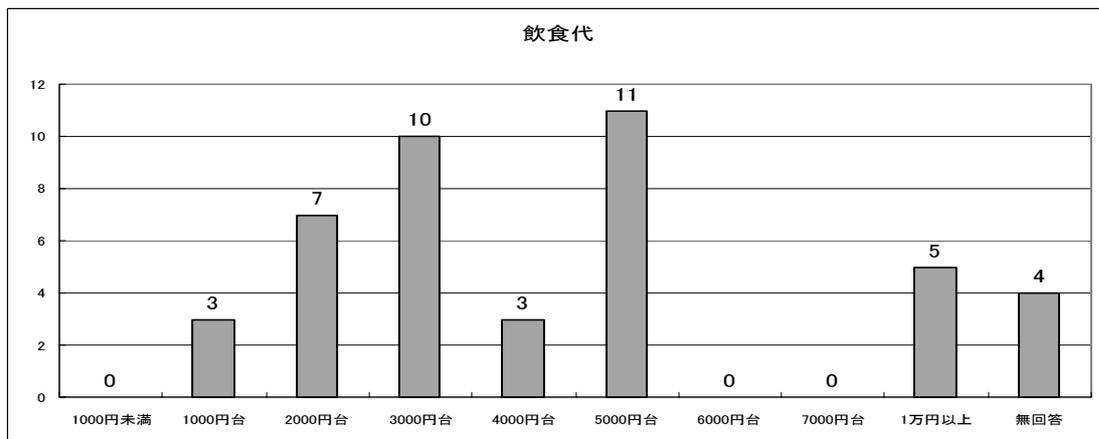


14. 飲食代は

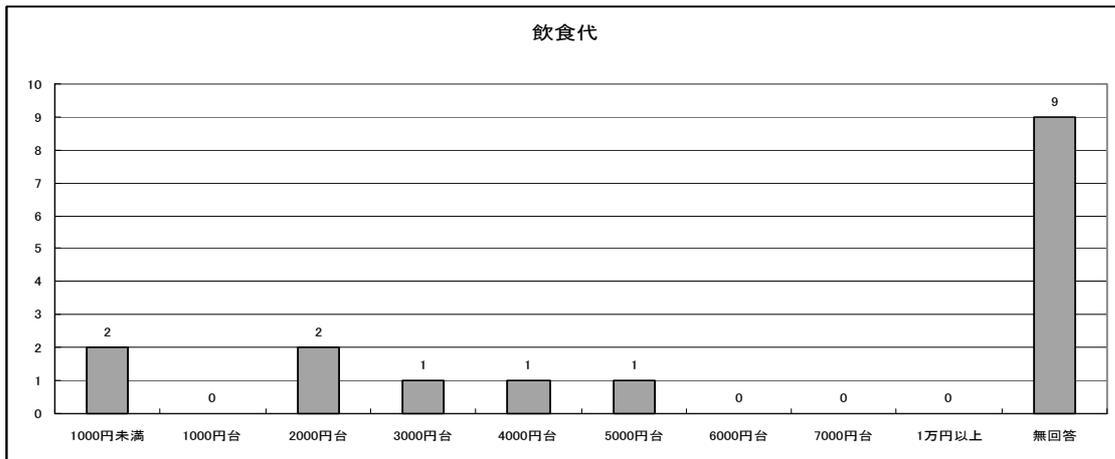
(1) 若年・一人暮らし



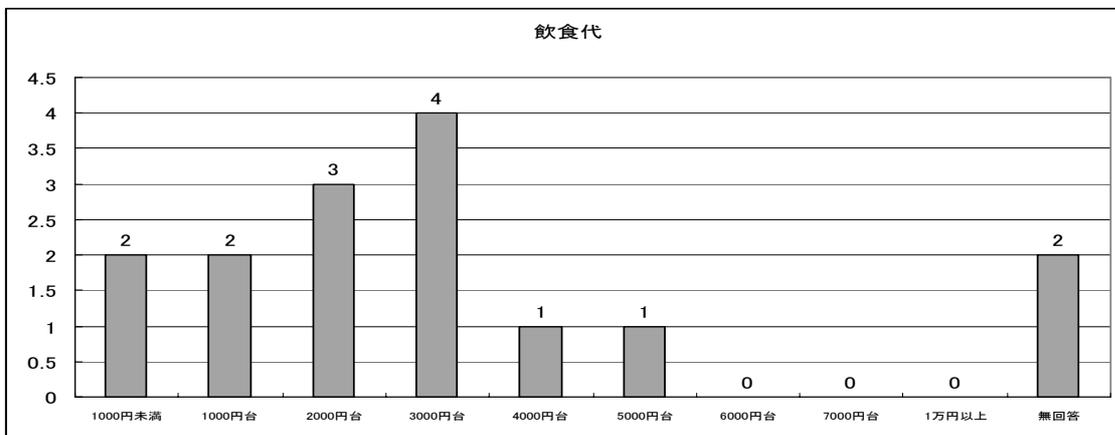
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

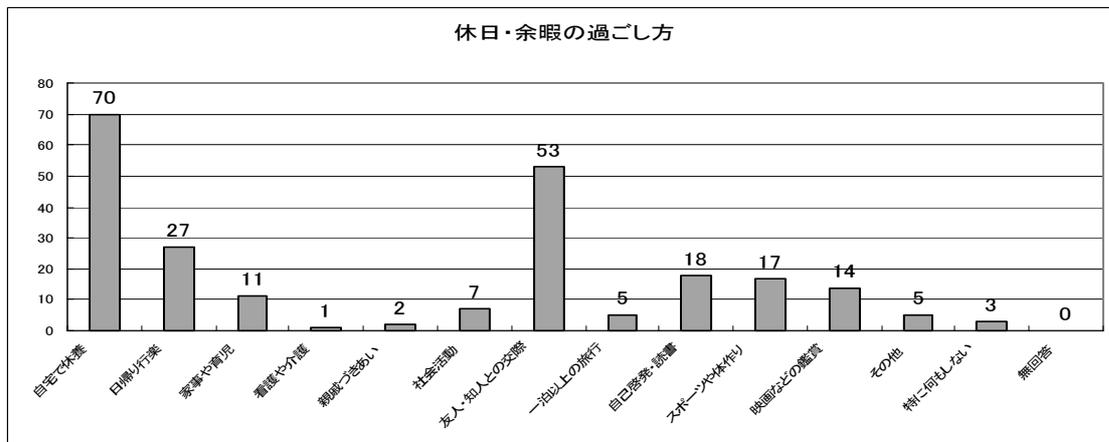


(4) 高齢・夫婦のみ

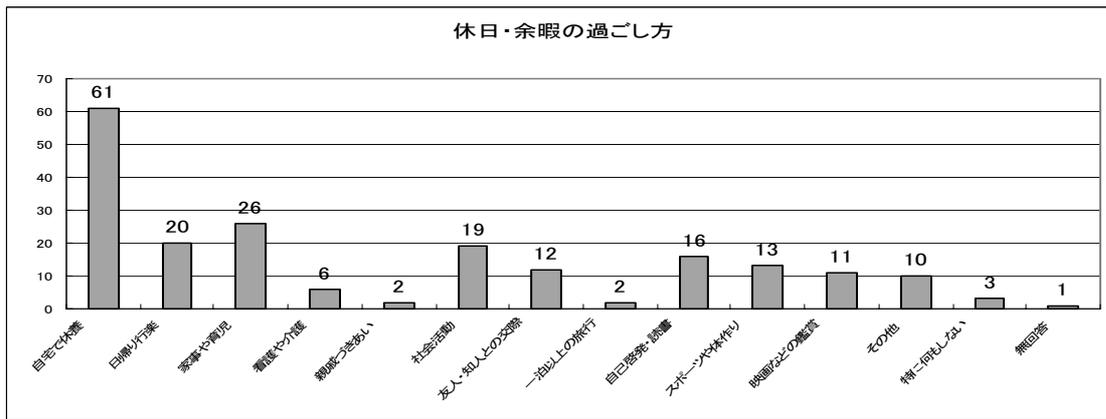


15. 休日・余暇の過ごし方

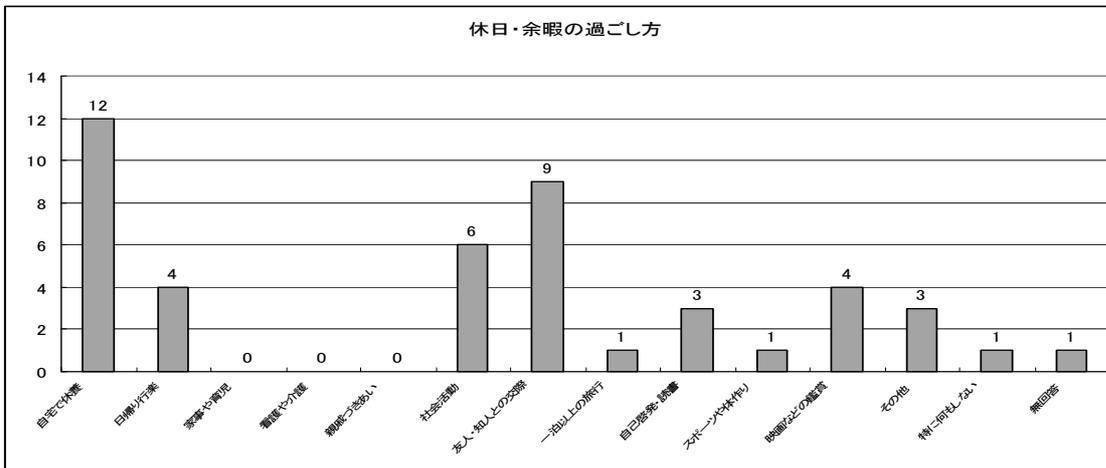
(1) 若年・一人暮らし



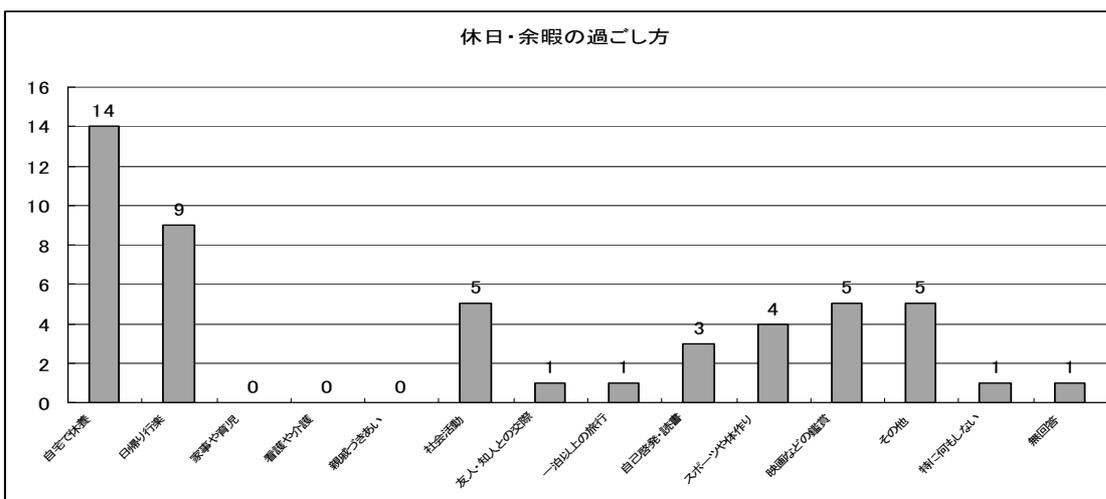
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

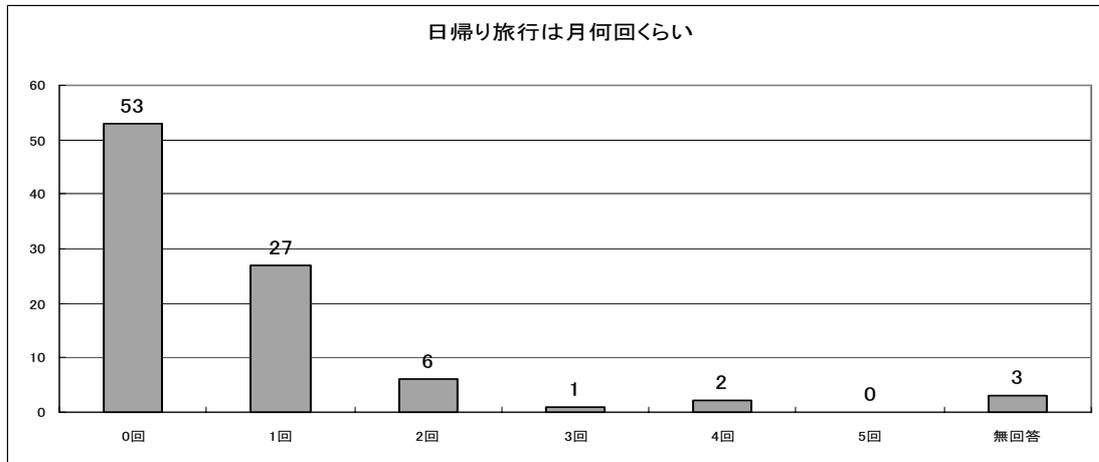


(4) 高齢・夫婦のみ

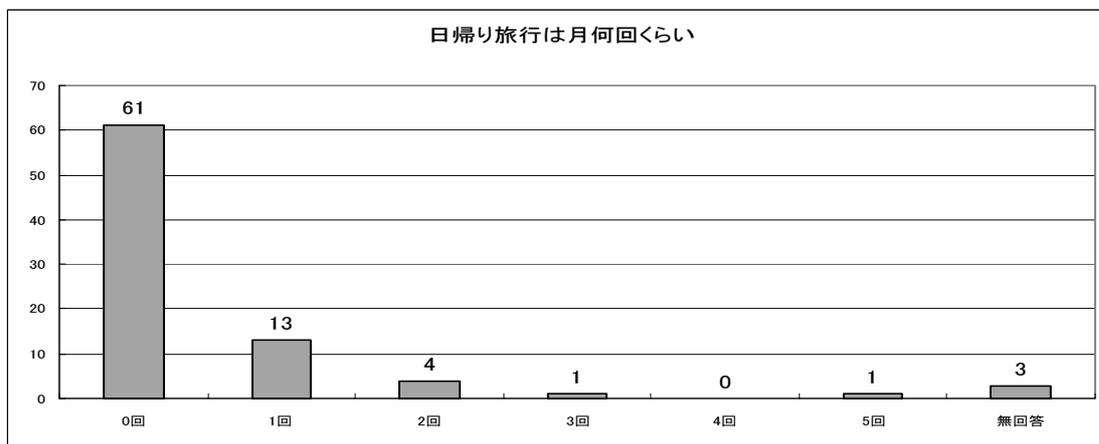


16. 日帰り旅行は月何回くらい

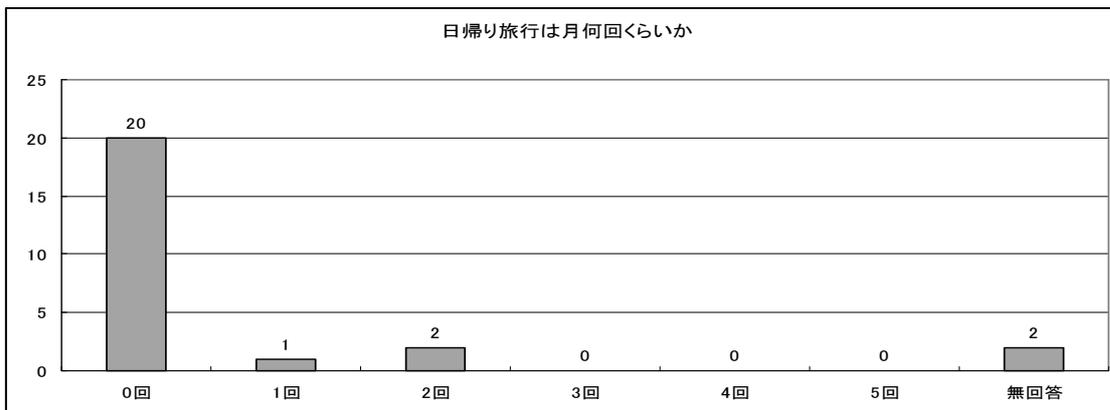
(1) 若年・一人暮らし



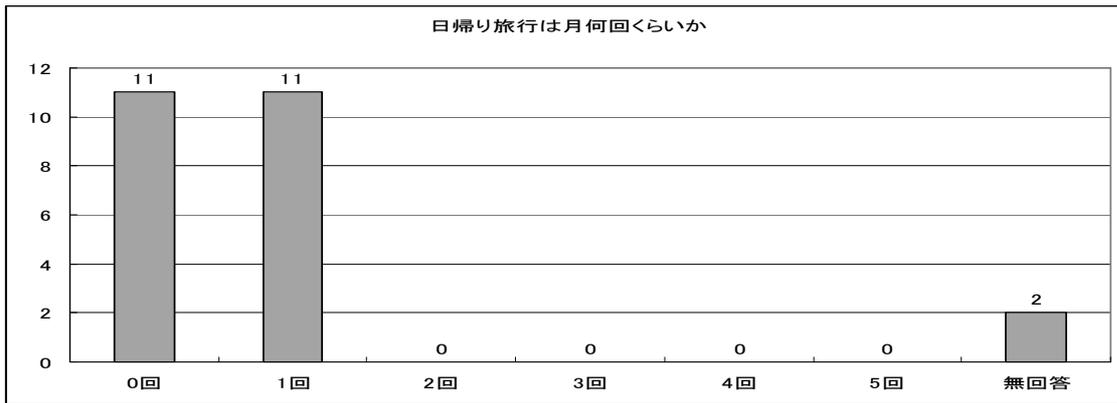
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

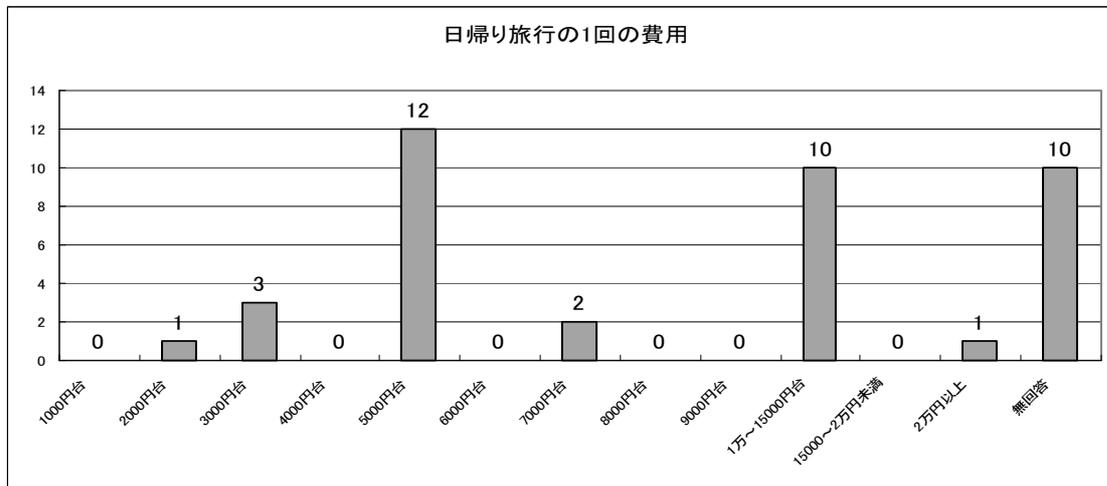


(4) 高齢・夫婦のみ

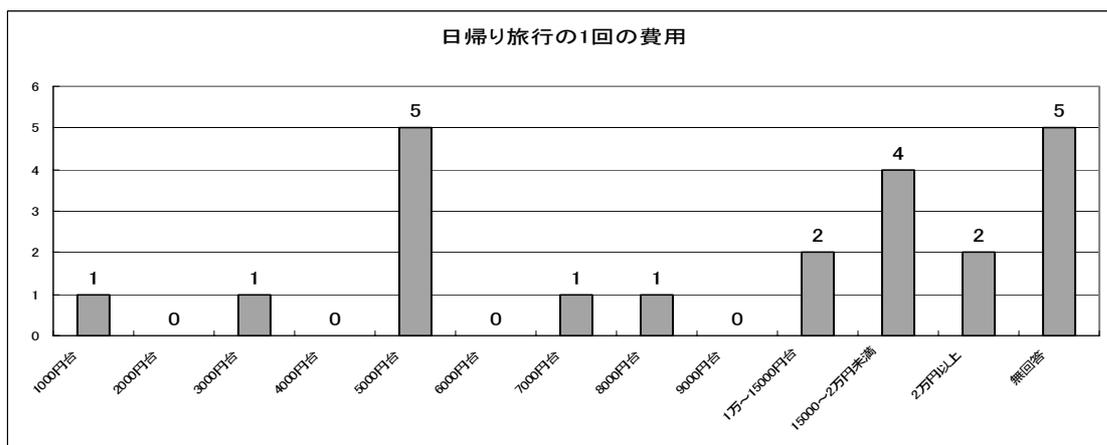


17. 日帰り旅行の1回の費用

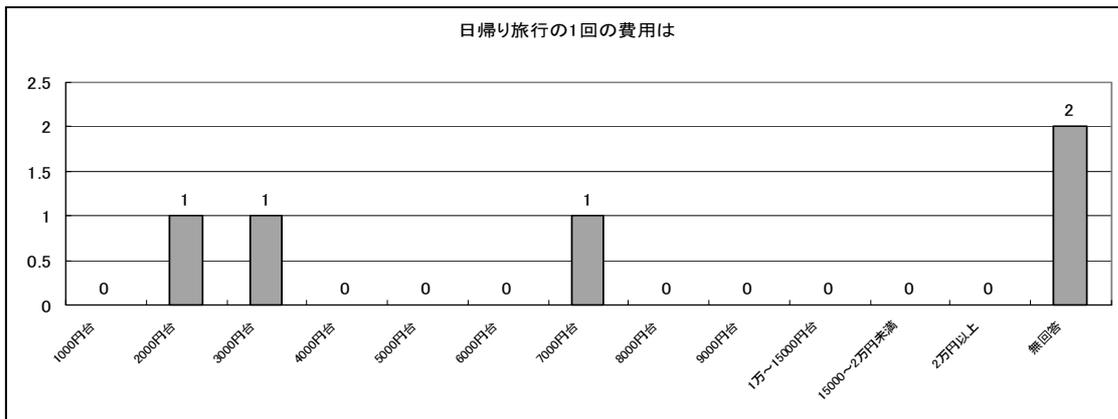
(1) 若年・一人暮らし



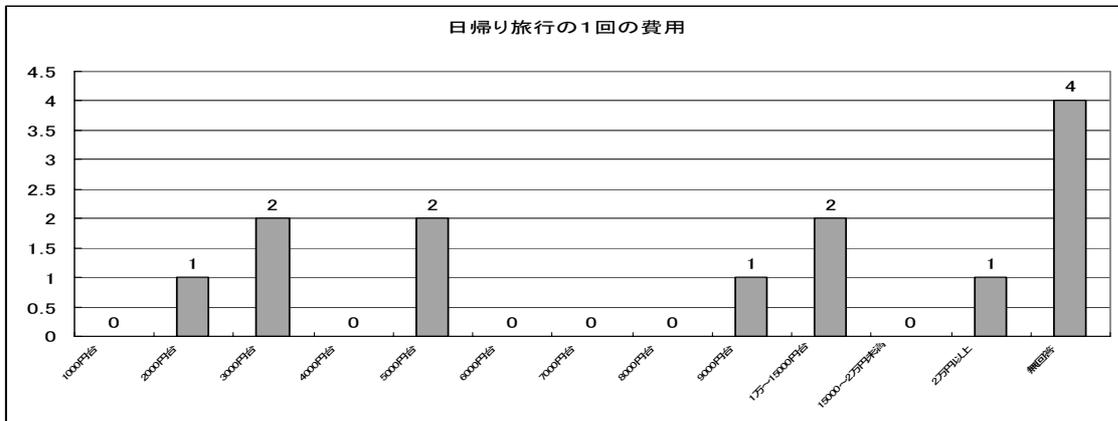
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

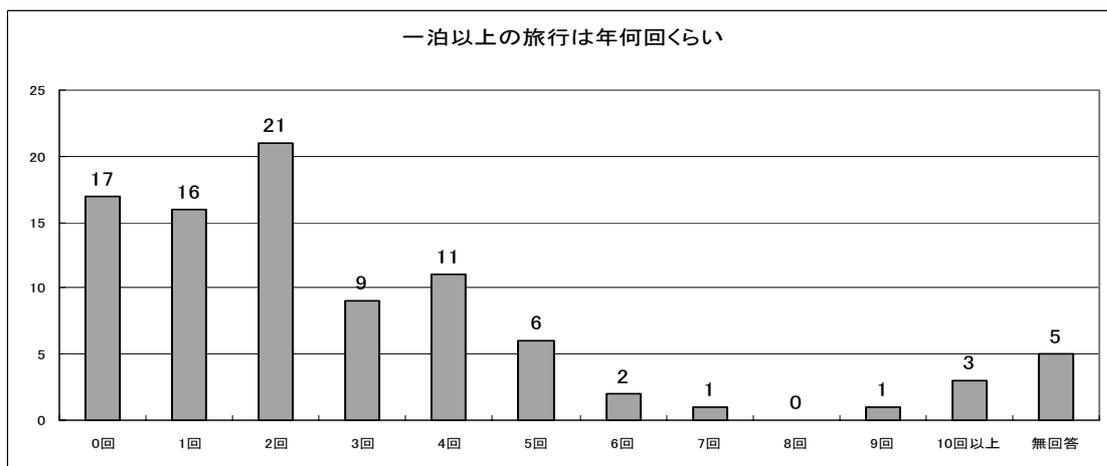


(4) 高齢・夫婦のみ

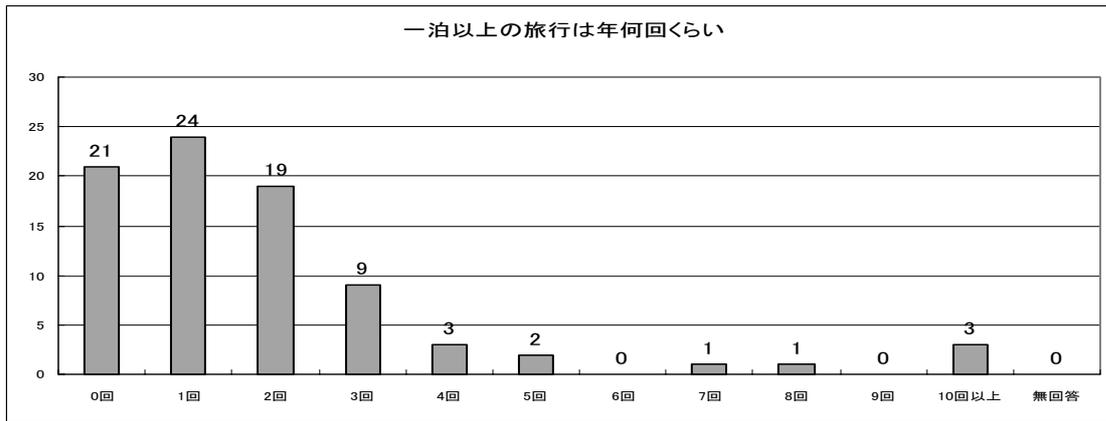


18. 一泊以上の旅行は年何回くらい

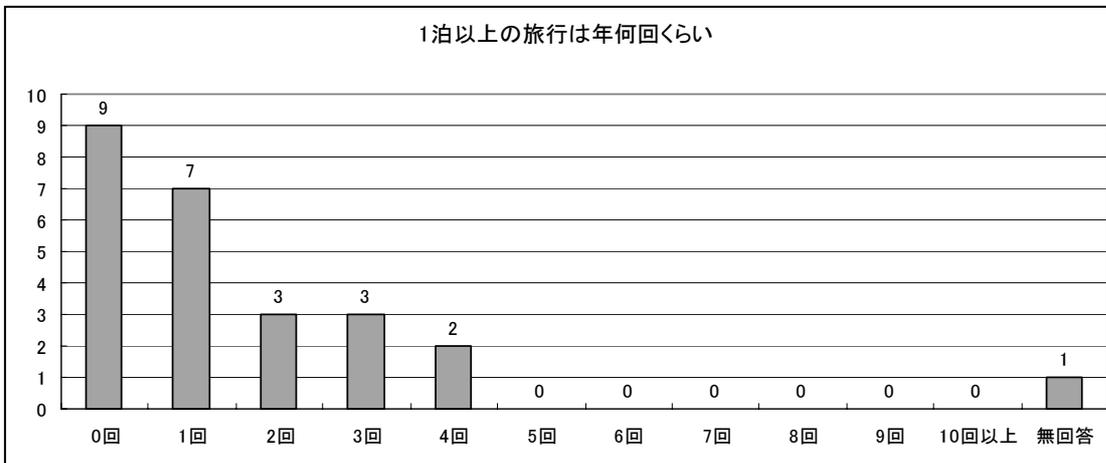
(1) 若年・一人暮らし



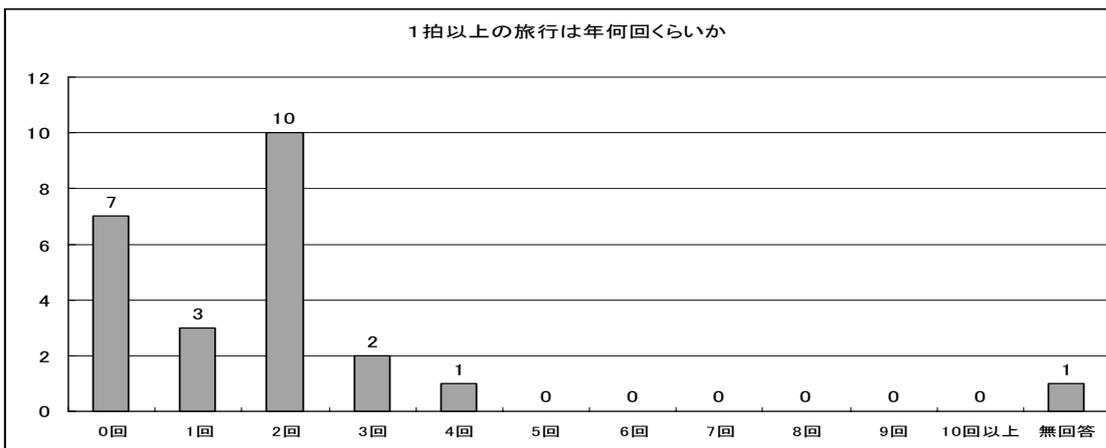
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

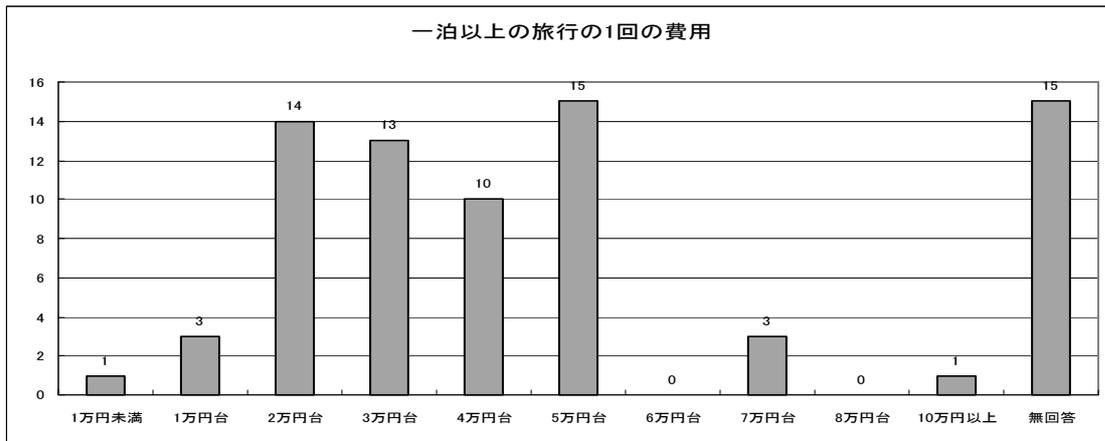


(4) 高齢・夫婦のみ

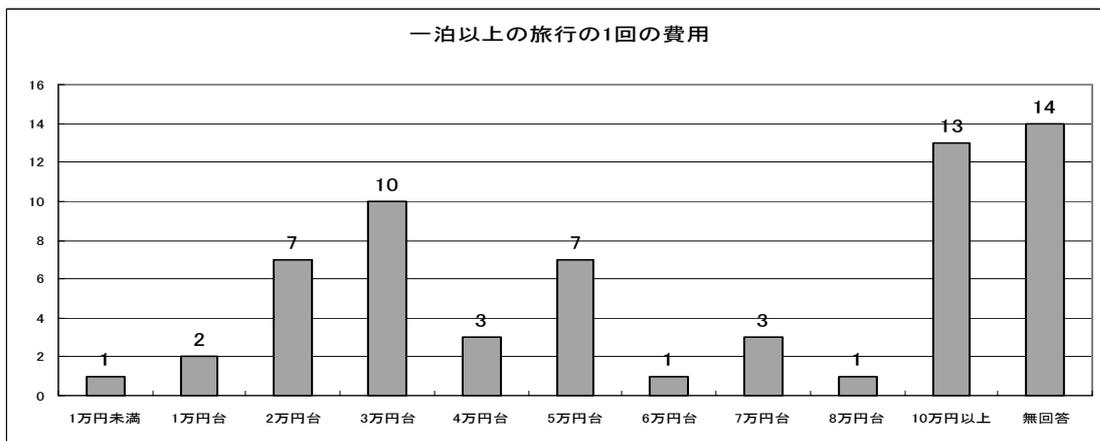


19. 一泊以上の旅行の1回の費用

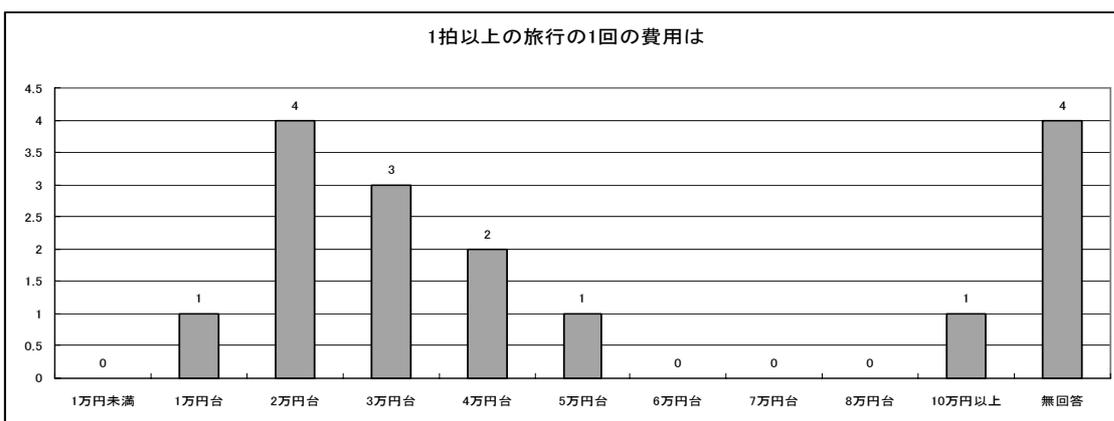
(1) 若年・一人暮らし



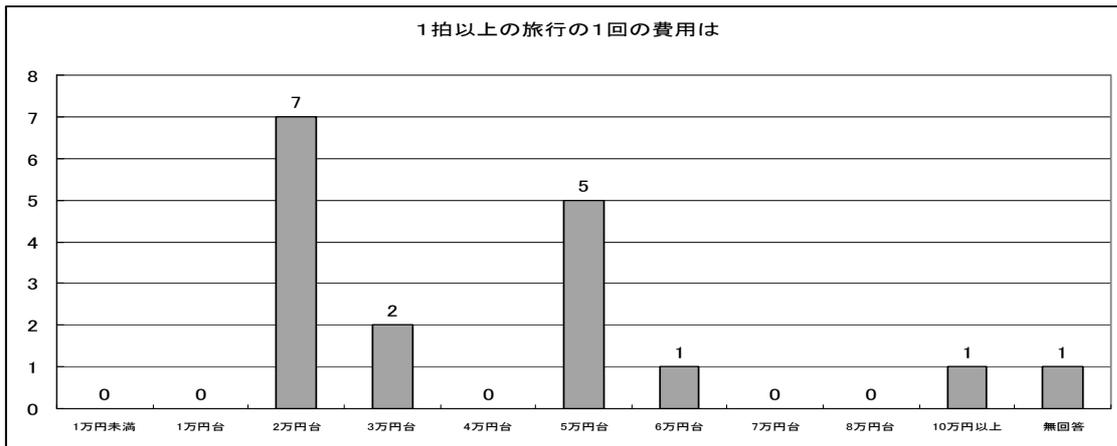
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

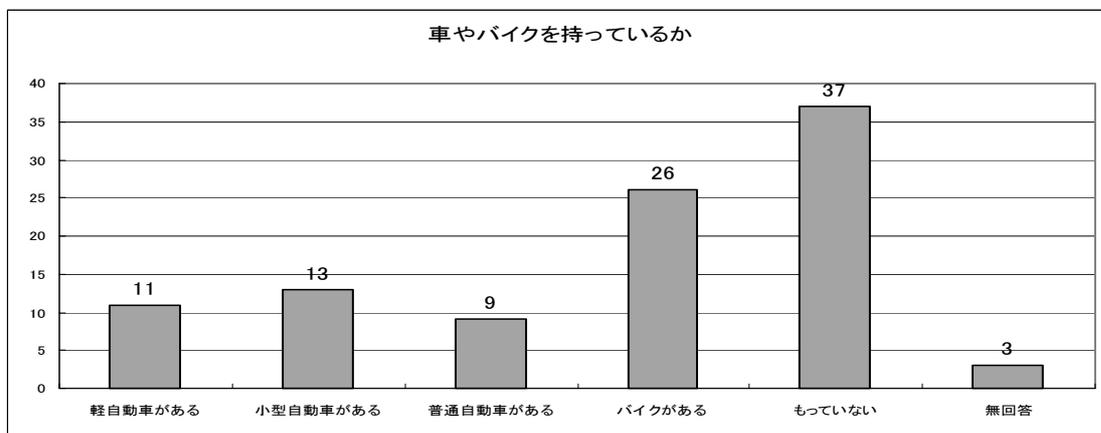


(4) 高齢・夫婦のみ

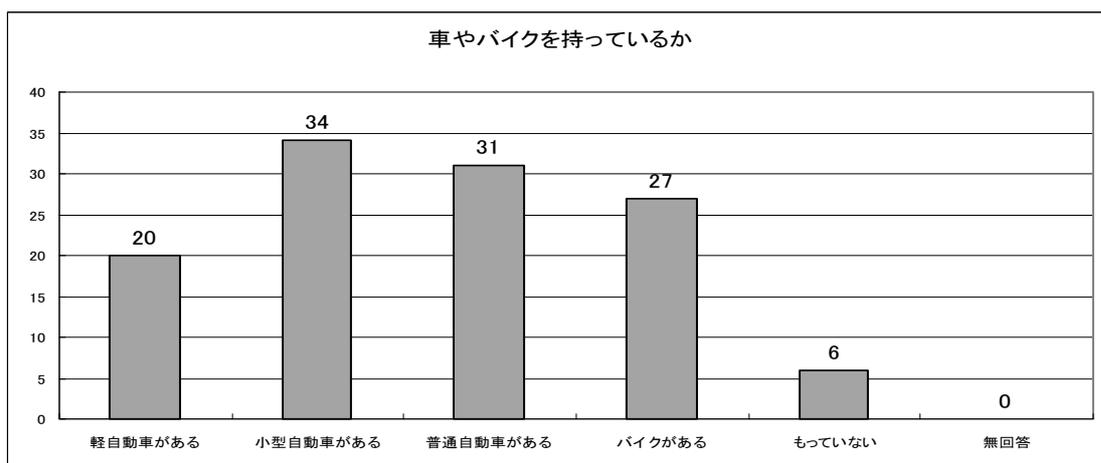


20. 車やバイクをもっていますか

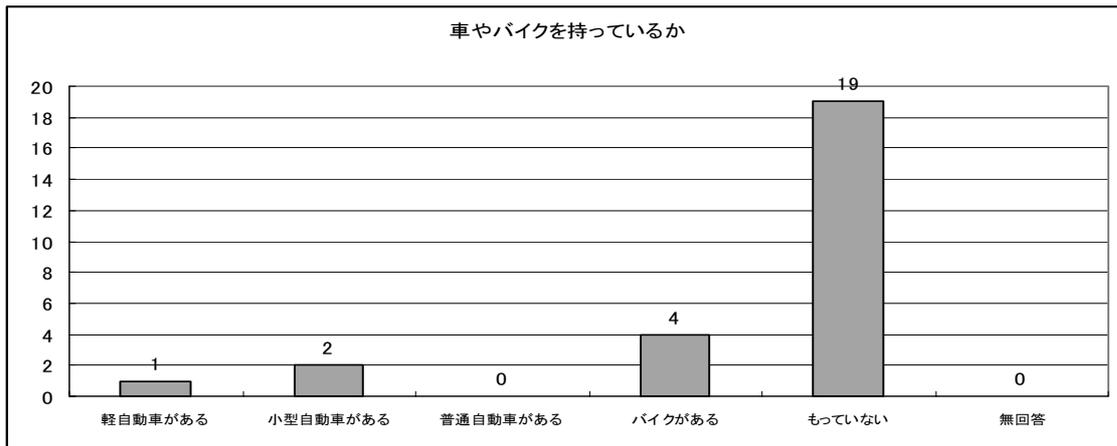
(1) 若年・一人暮らし



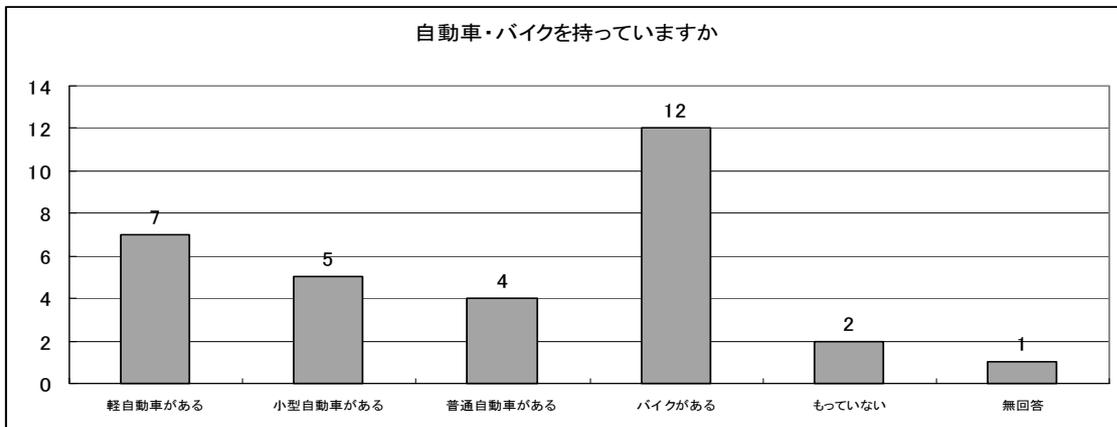
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

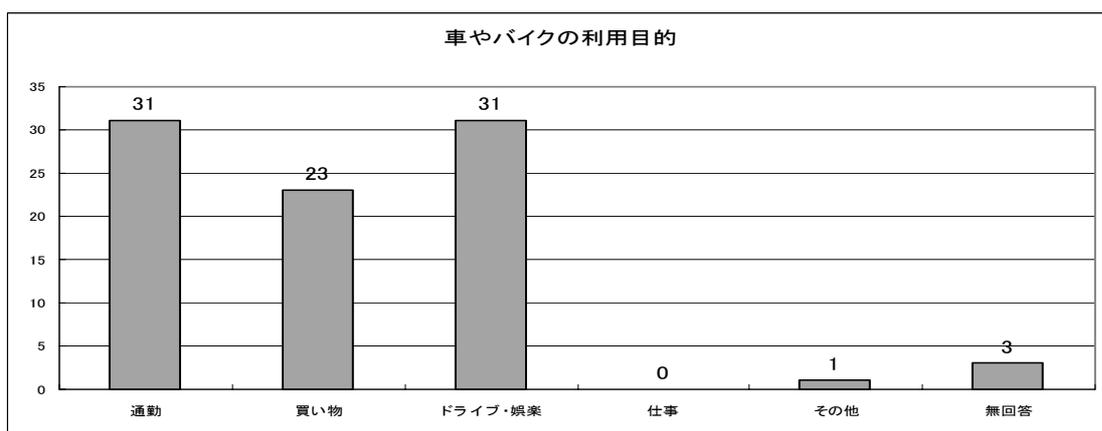


(4) 高齢・夫婦のみ

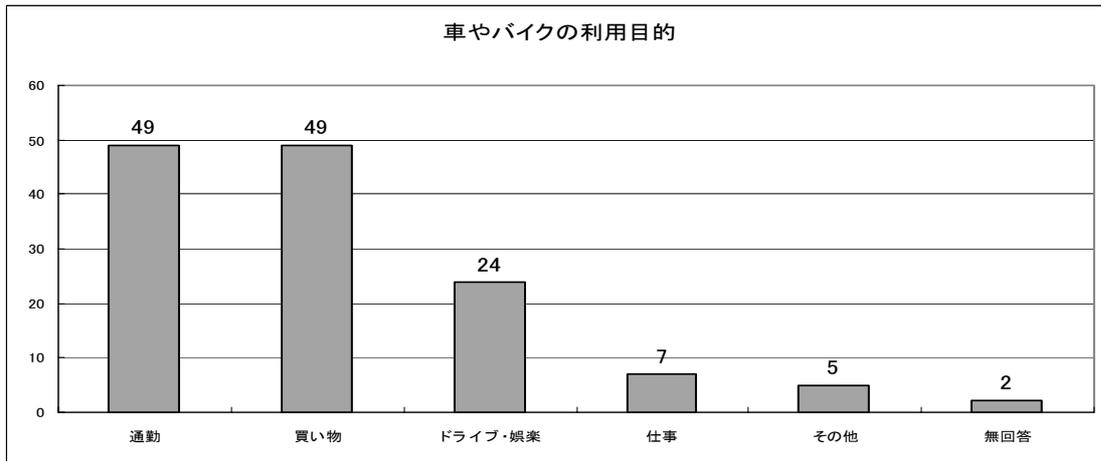


21. 車やバイクの利用目的

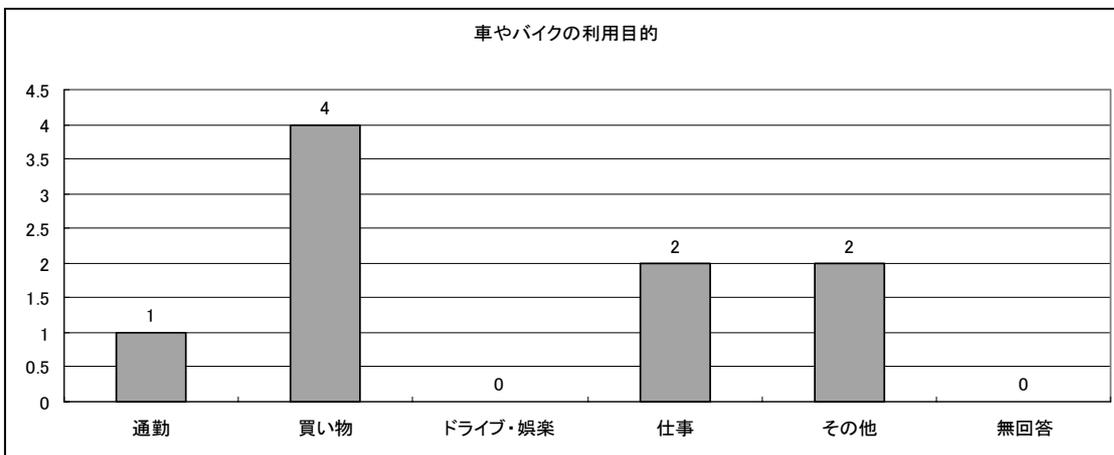
(1) 若年・一人暮らし



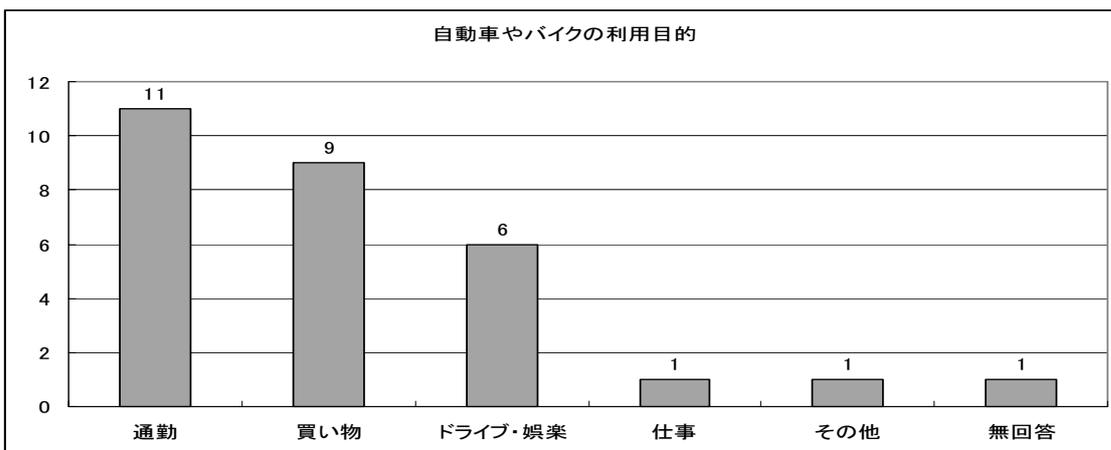
(2) 中年・夫婦と未婚子



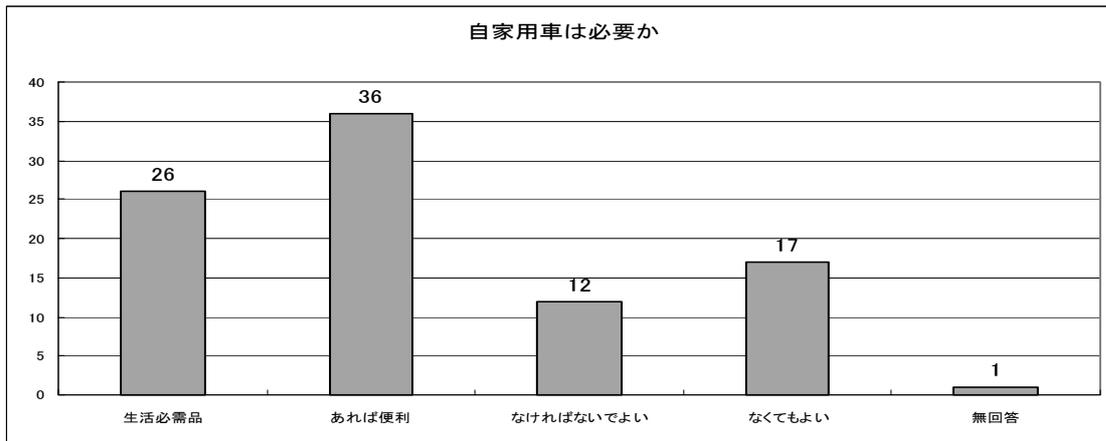
(3) 高齢・一人暮らし



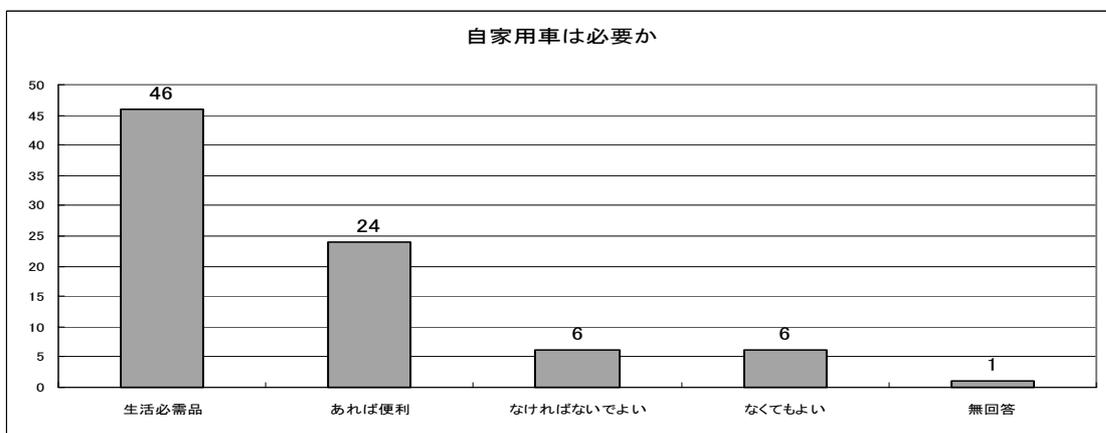
(4) 高齢・夫婦のみ



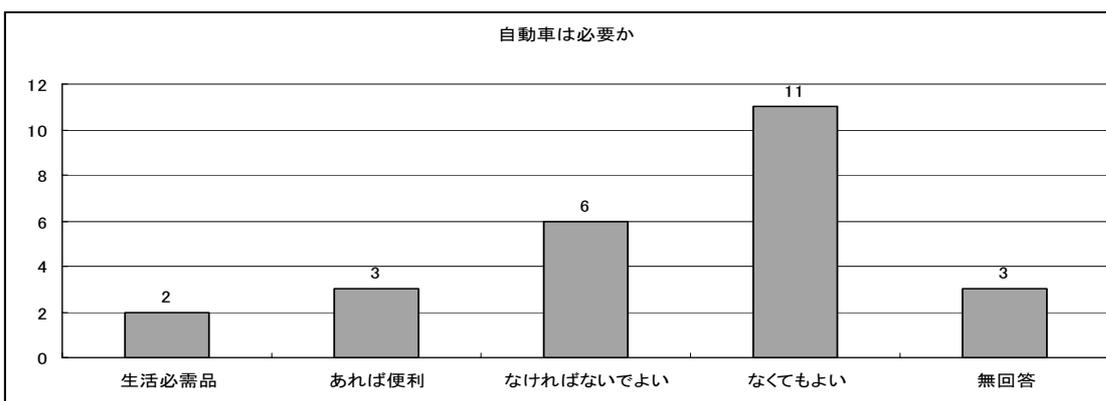
22. 自家用車は必要か
 (1) 若年・一人暮らし



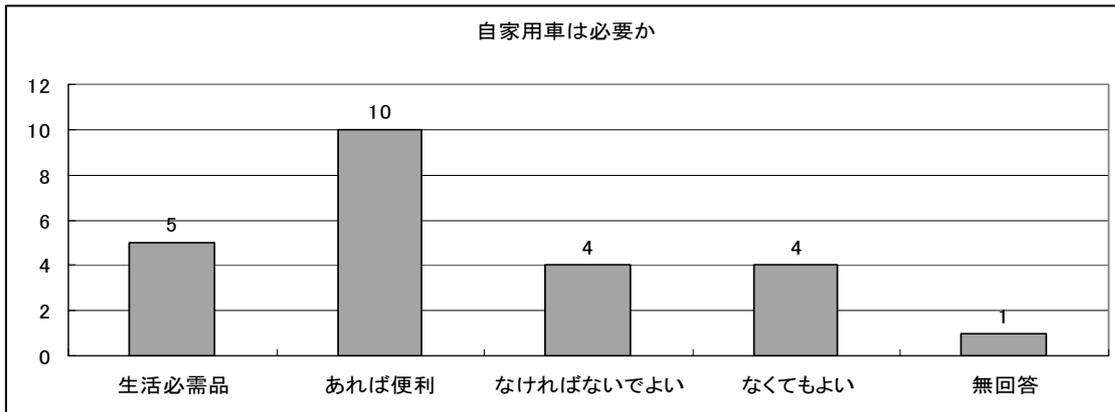
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

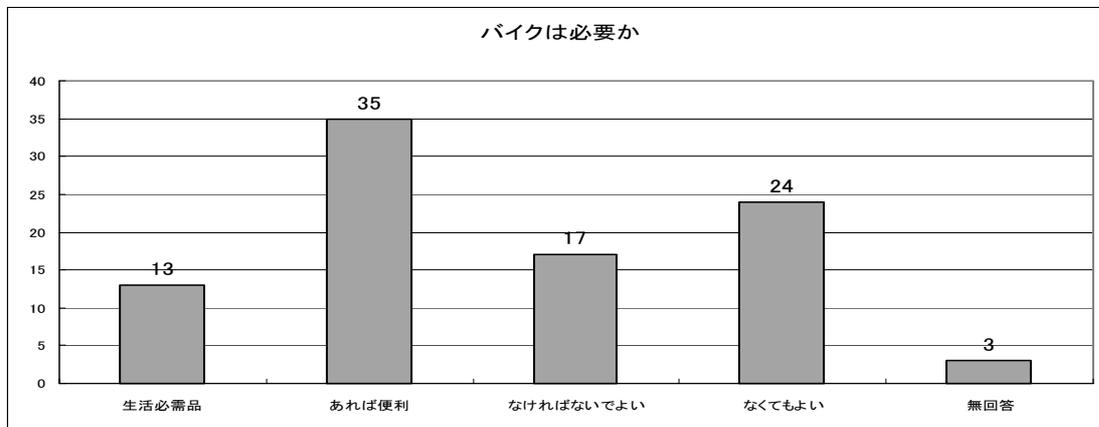


(4) 高齢・夫婦のみ

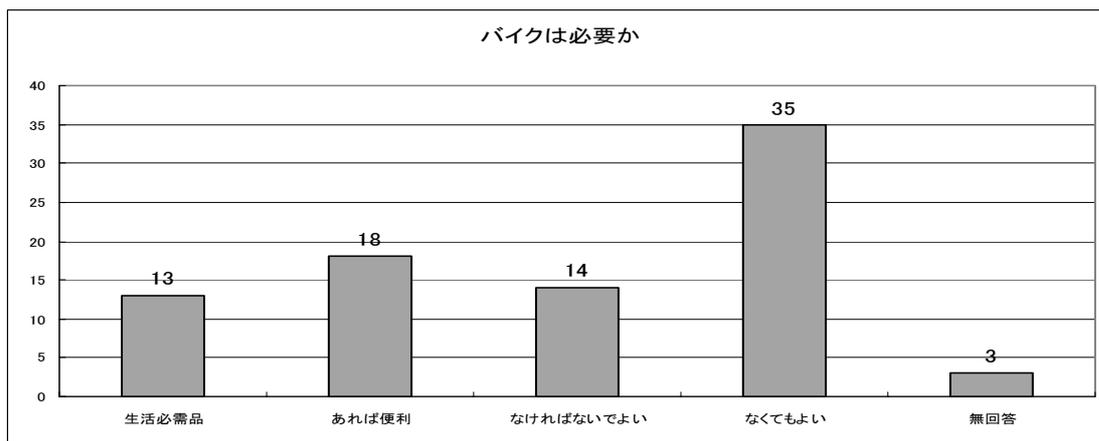


23. バイクは必要か

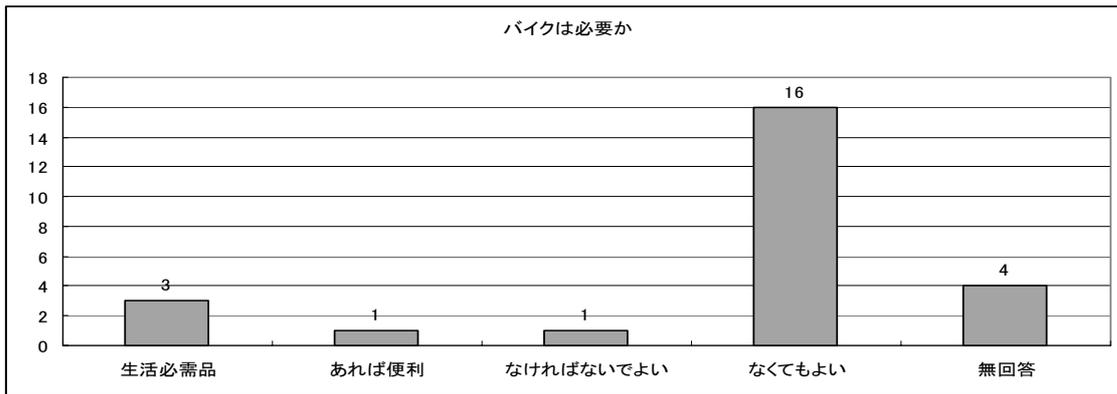
(1) 若年・一人暮らし



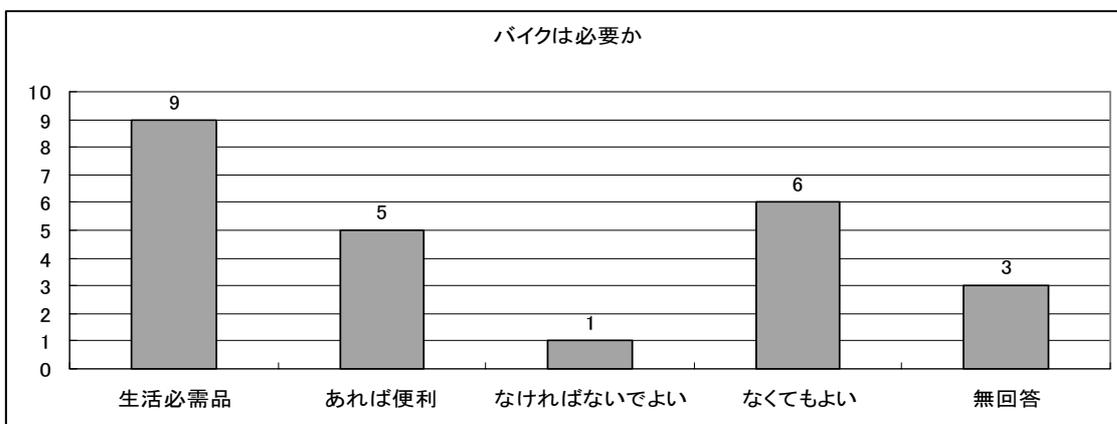
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

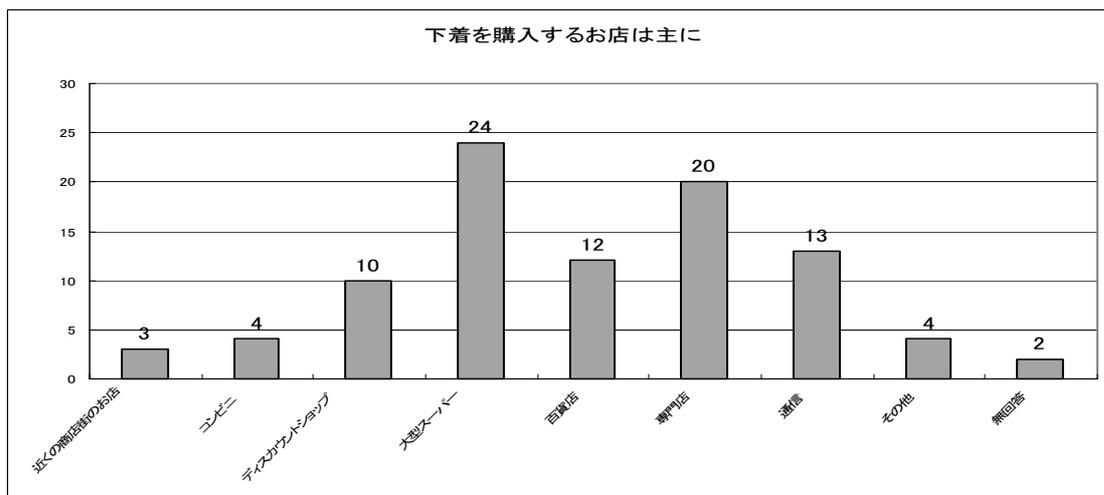


(4) 高齢・夫婦のみ

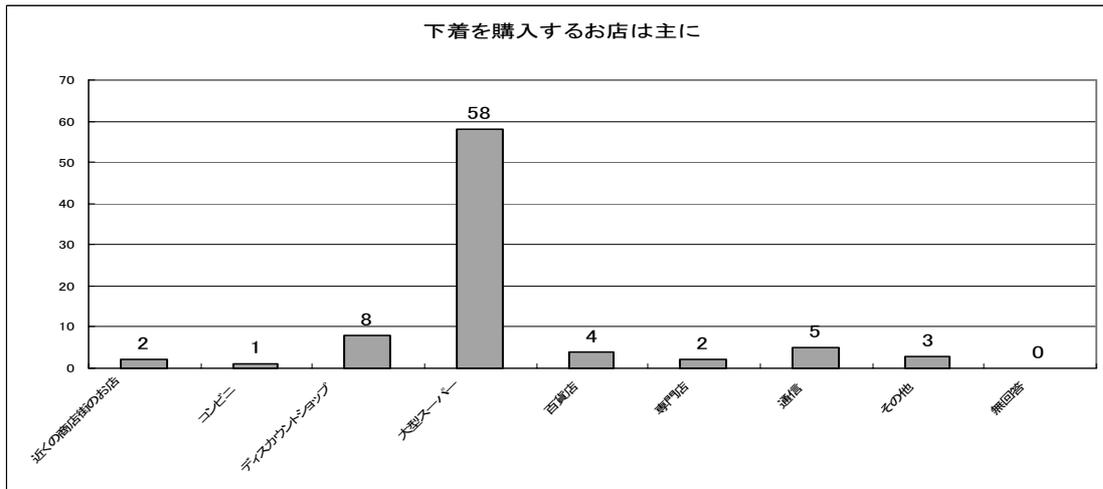


24. 下着を購入するお店は主に

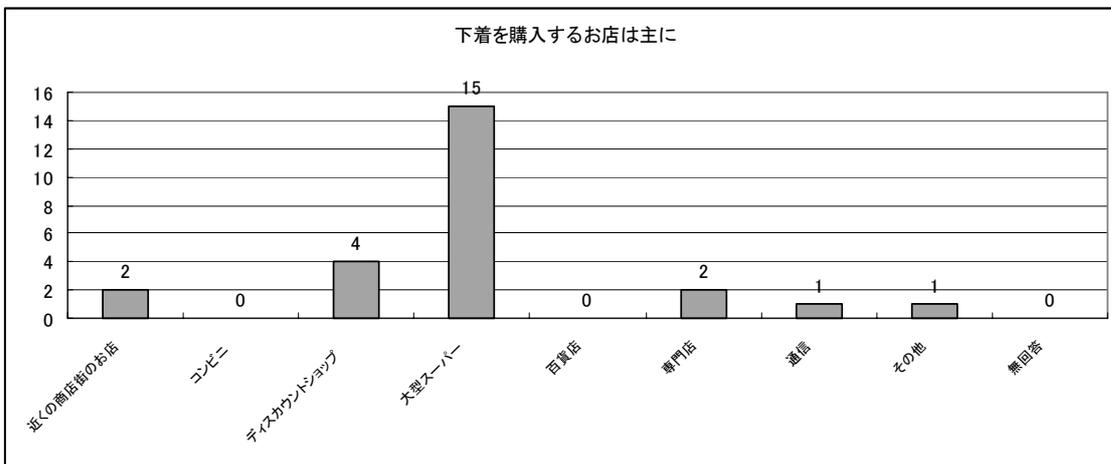
(1) 若年・一人暮らし



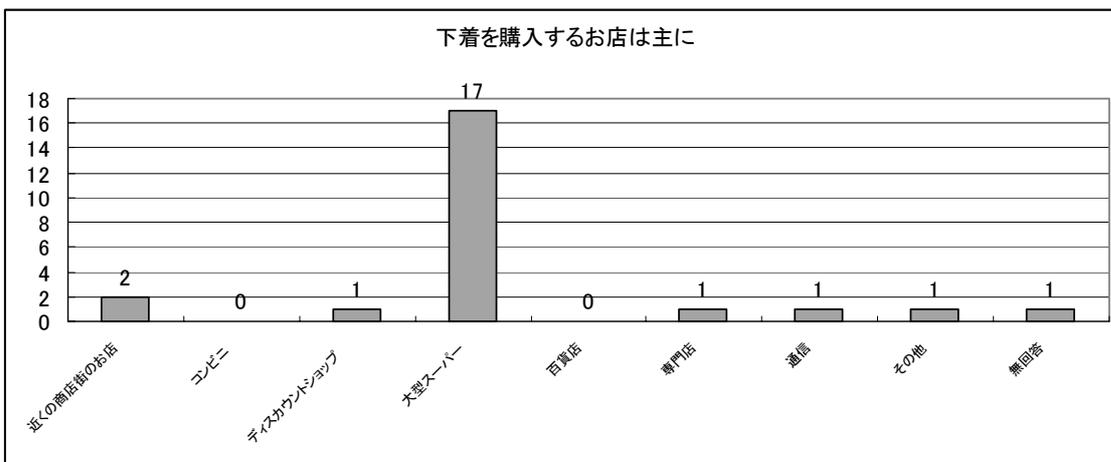
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

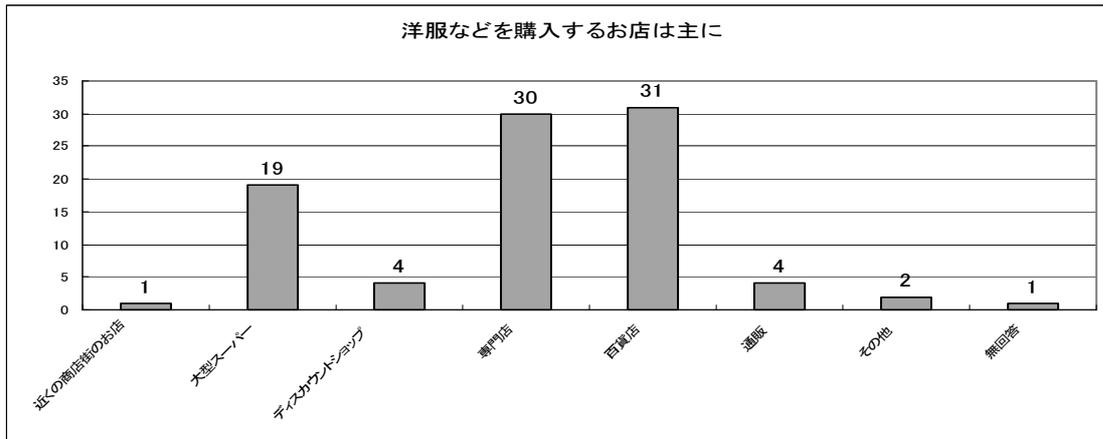


(4) 高齢・夫婦のみ

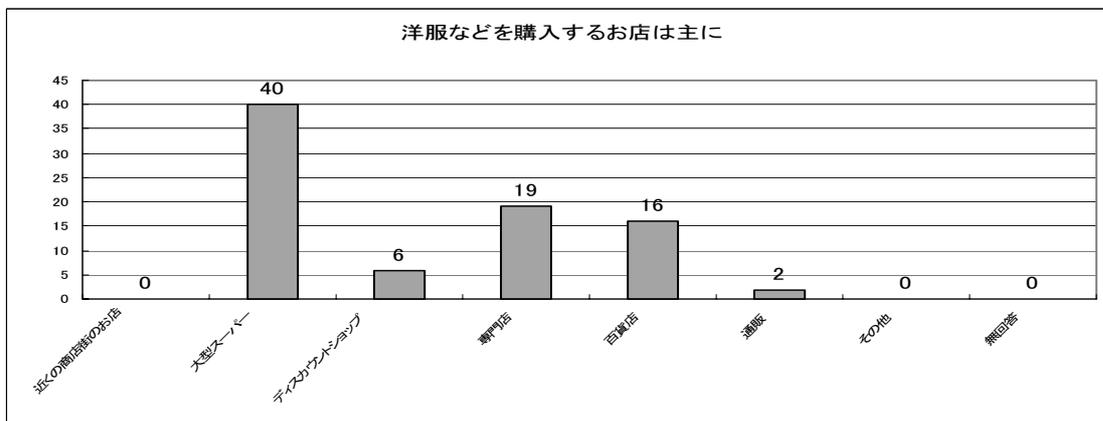


25. 洋服などを購入するお店は主に

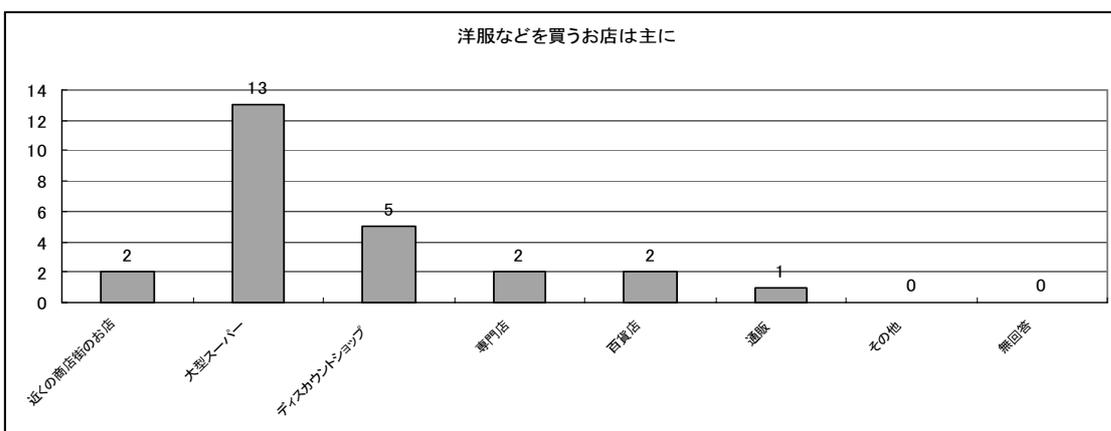
(1) 若年・一人暮らし



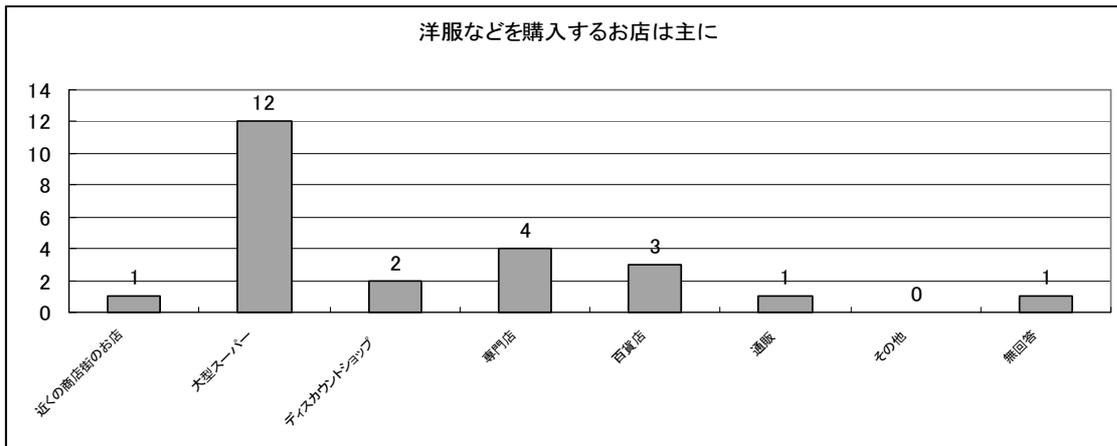
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

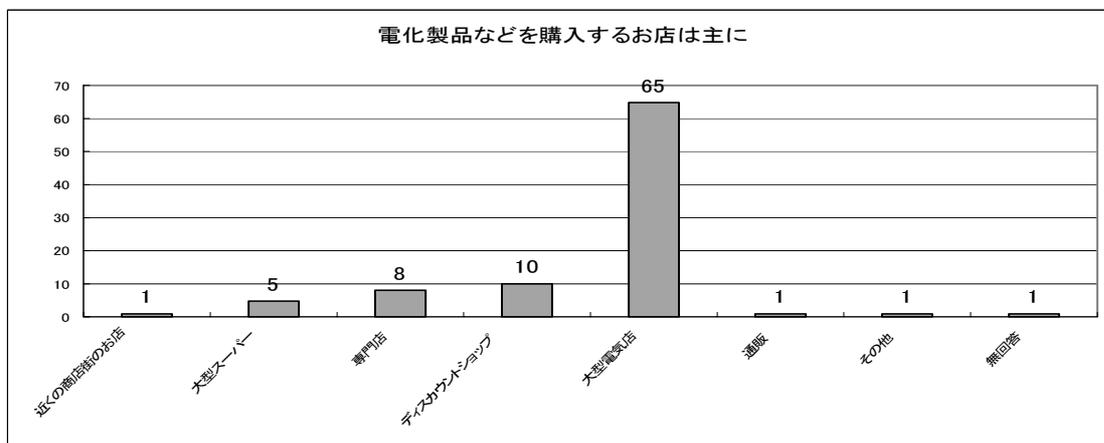


(4) 高齢・夫婦のみ

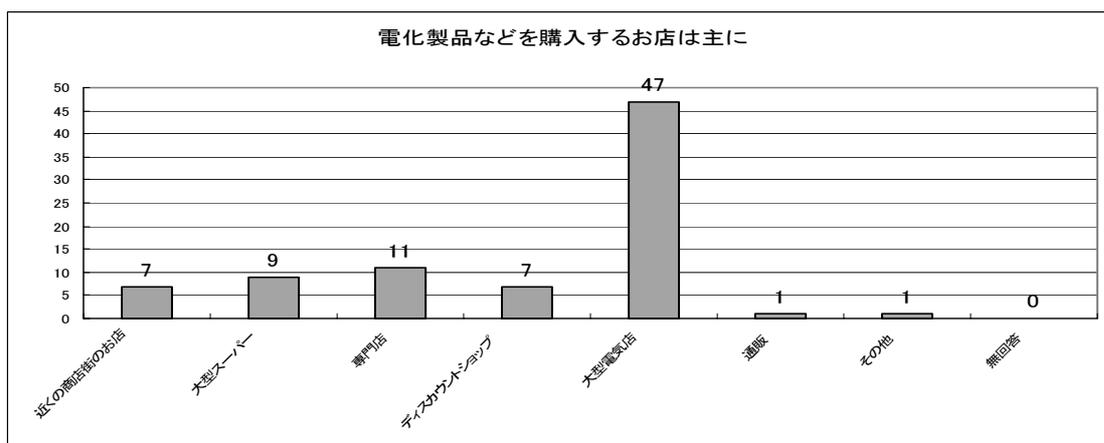


26. 電化製品などを購入するお店は主に

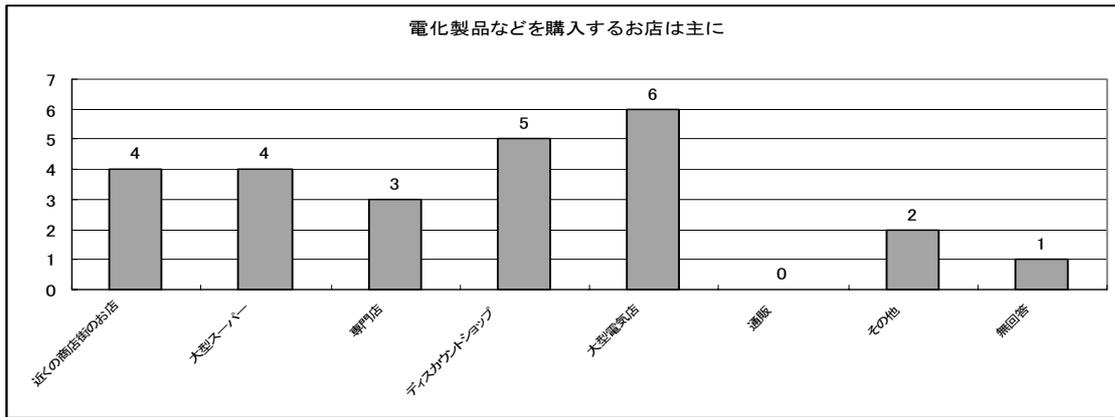
(1) 若年・一人暮らし



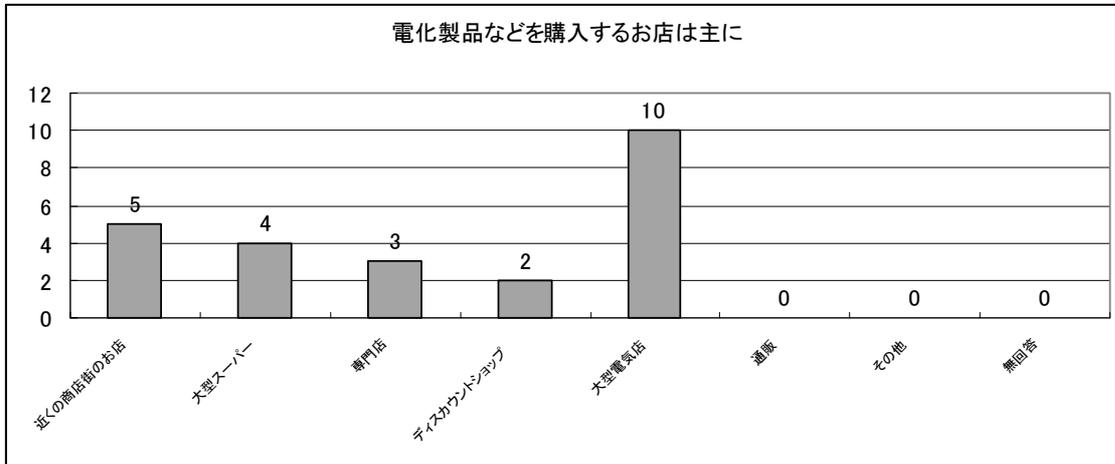
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

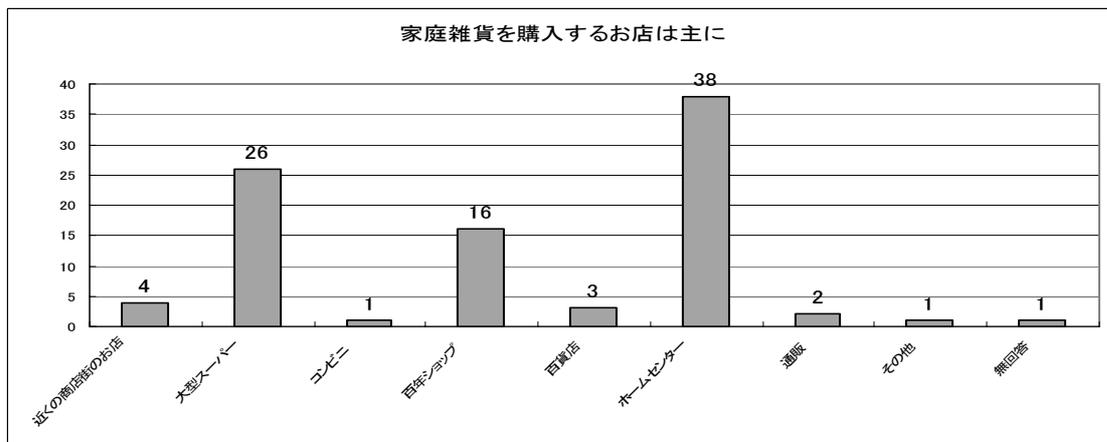


(4) 高齢・夫婦のみ

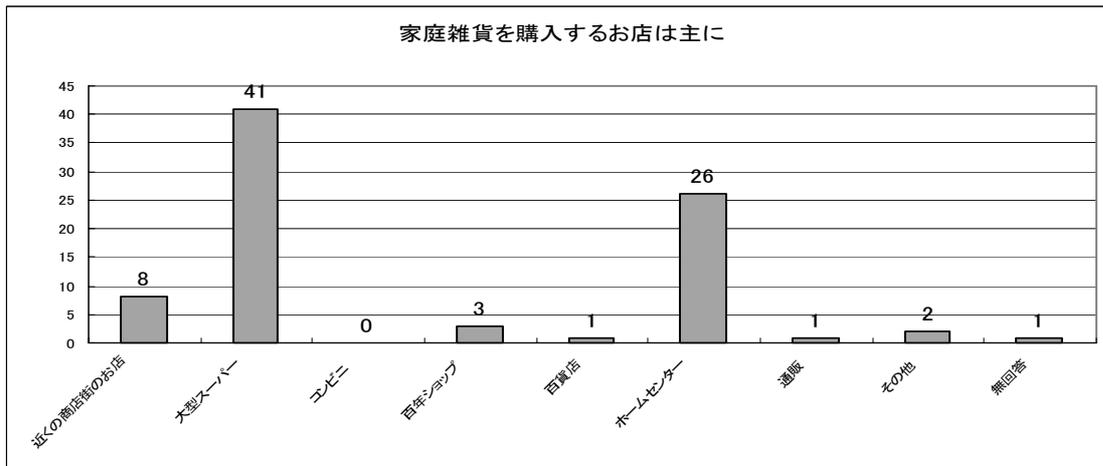


27. 家庭雑貨を購入するお店は主に

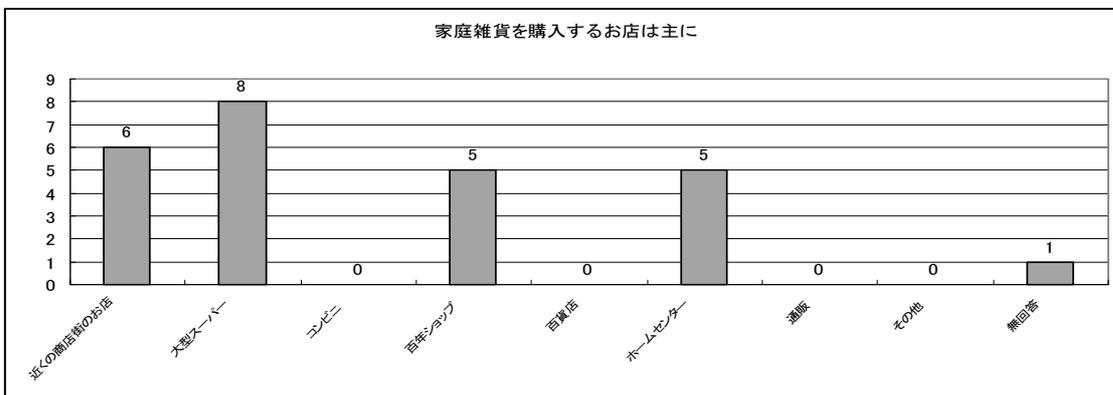
(1) 若年・一人暮らし



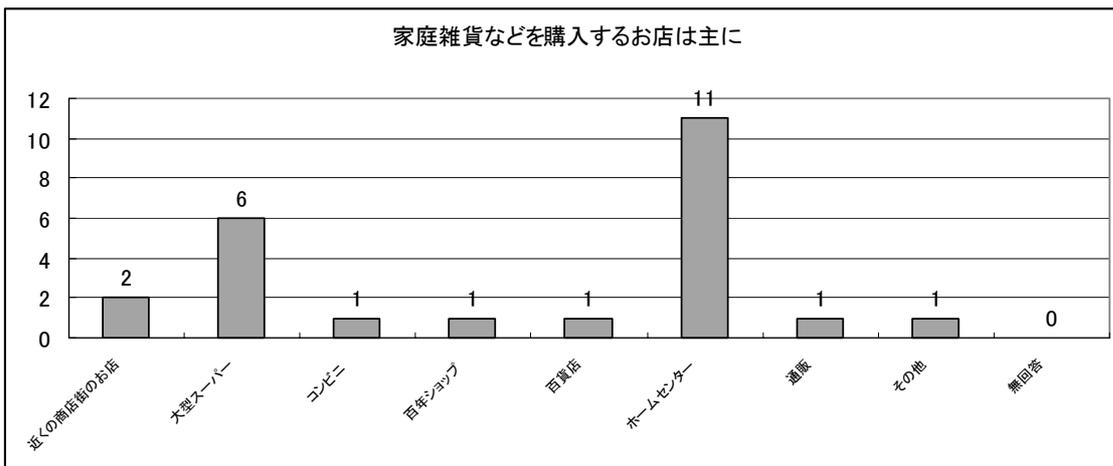
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

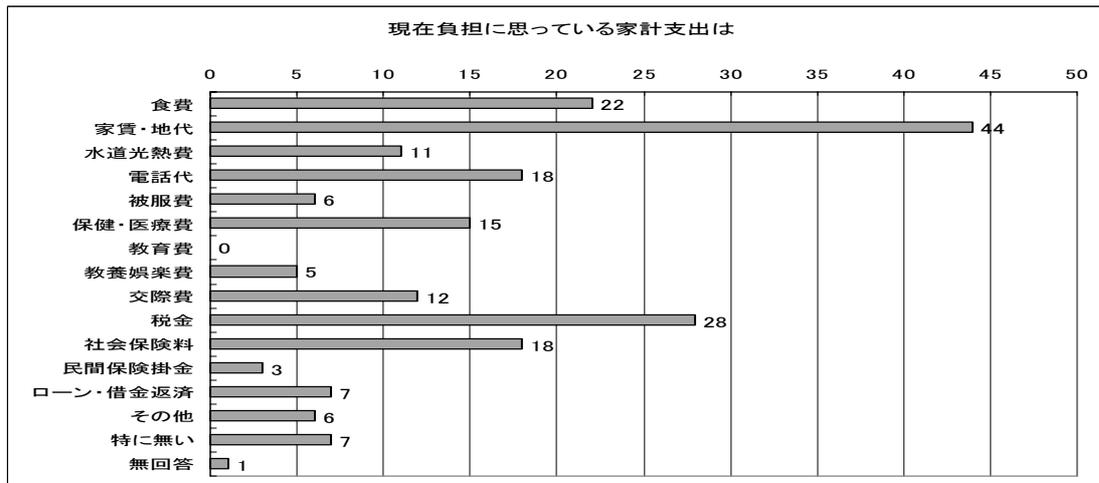


(4) 高齢・夫婦のみ

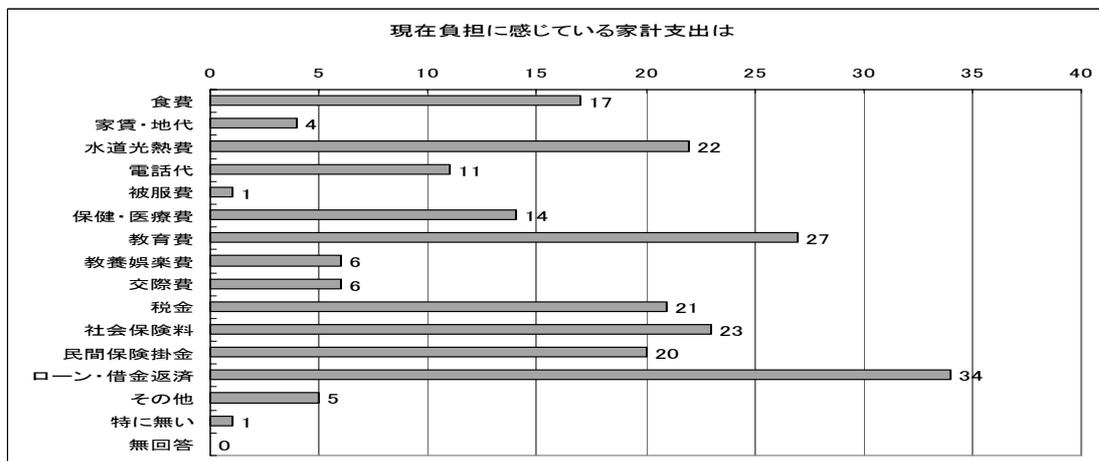


28. 現在負担に思っている家計支出は

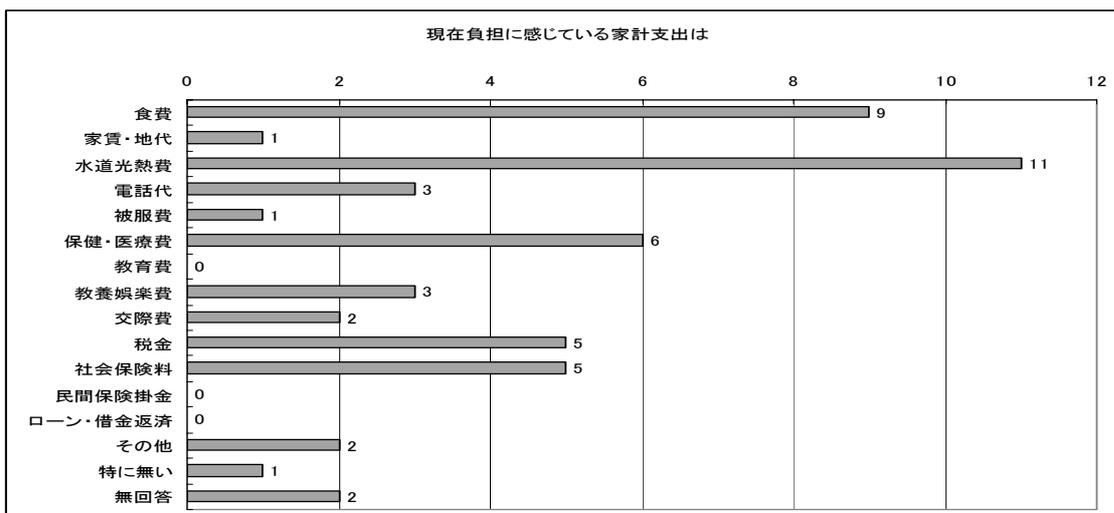
(1) 若年・一人暮らし



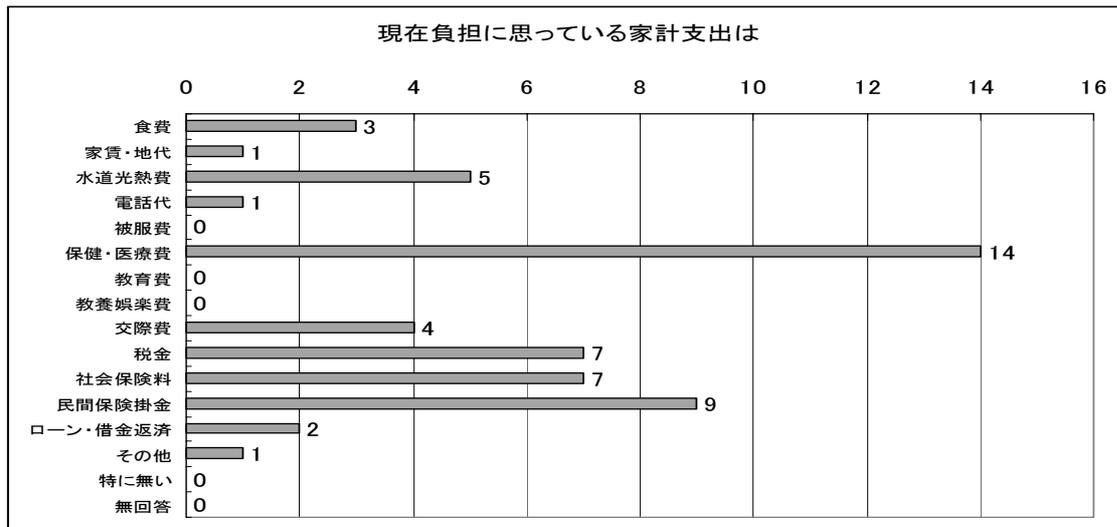
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし

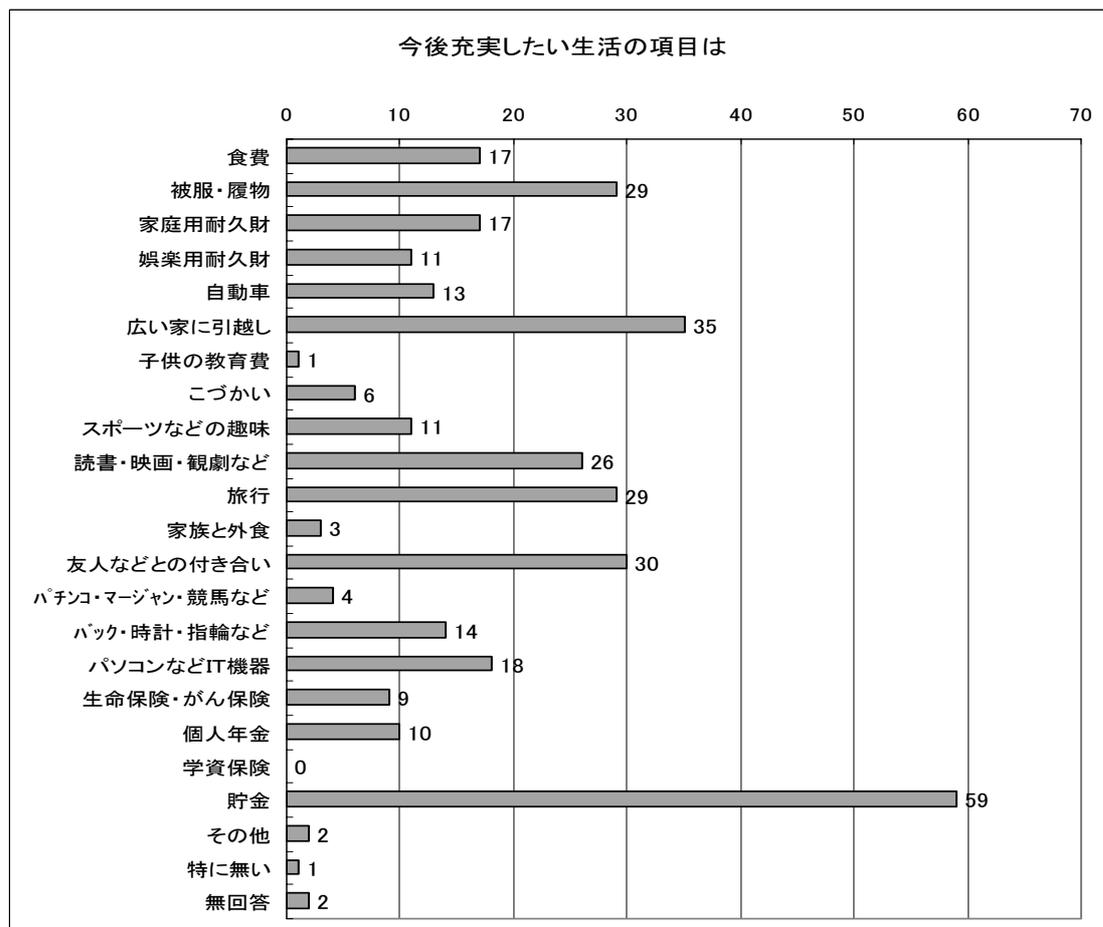


(4) 高齢・夫婦のみ

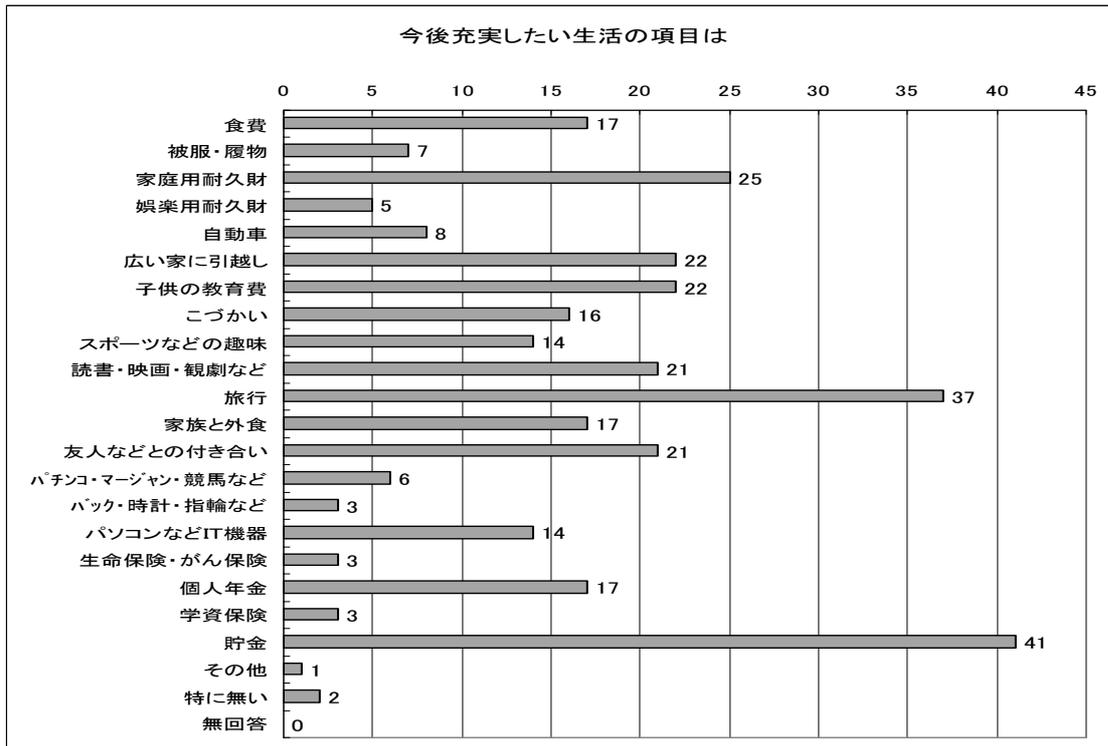


29. 今後充実したい生活は

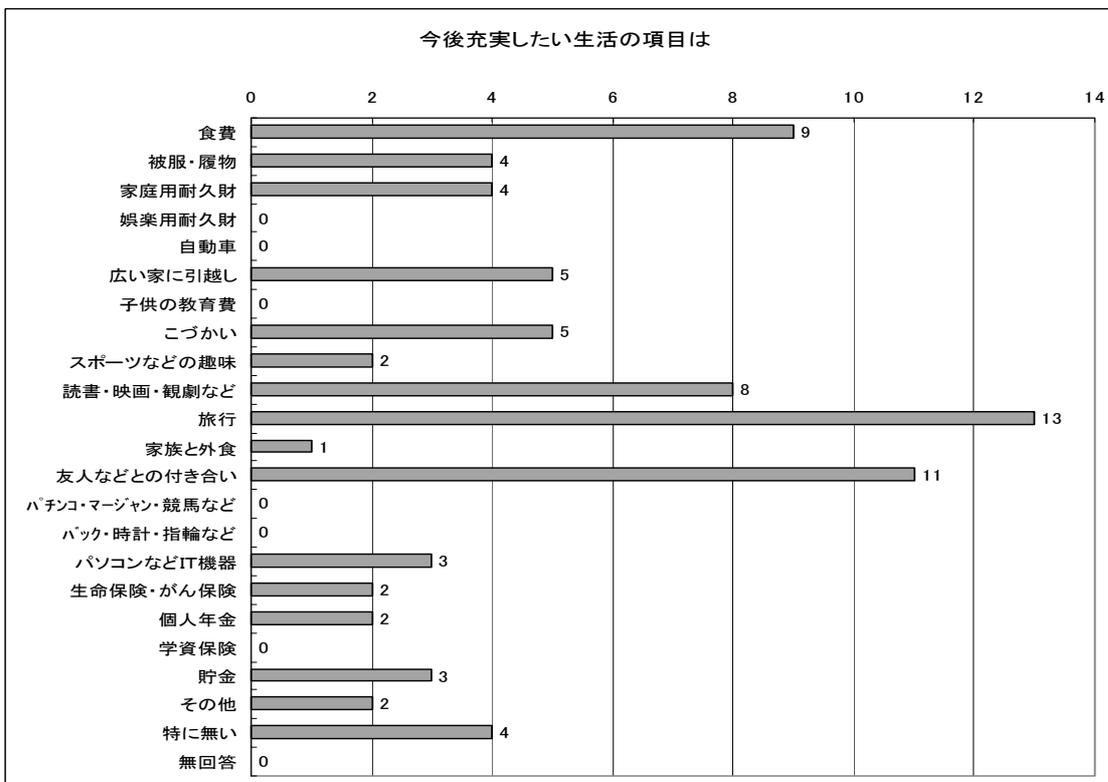
(1) 若年・一人暮らし



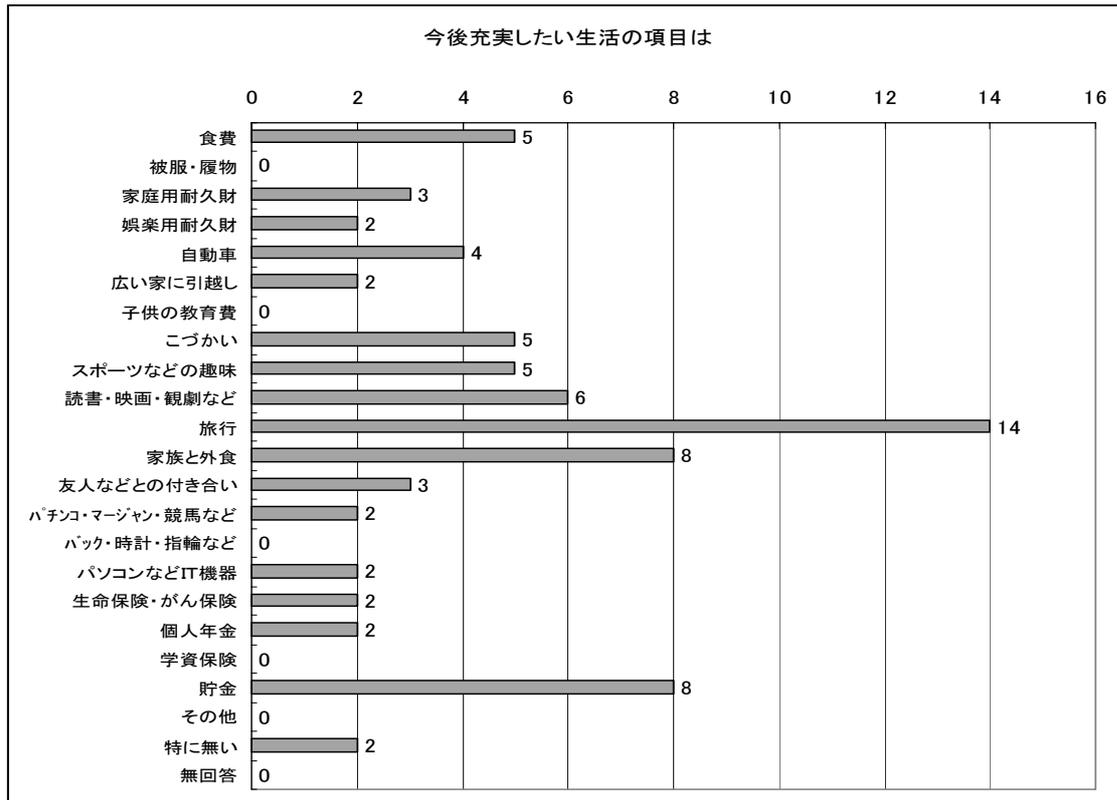
(2) 中年・夫婦と未婚子



(3) 高齢・一人暮らし



(4) 高齢・夫婦のみ



最低生計費試算シンポジウムから

京都総評は2006年4月25日に最低生計費試算を受けて「最低生計費試算についてのシンポジウム」をラポール京都で開催しました。シンポジウムには、58名が参加しました。

シンポジウムでは、仏教大学の金澤誠一教授が、試算結果について講演を行いました。金澤教授は講演の中で、試算結果を示したうえで、この最低生計費に満たない29歳以下の単身世帯が約60%いること、また、40台夫婦と子ども2人では約30%存在していると指摘しました。そして、生活崩壊が構造改革のもとで急速に進んでおり、家計の硬直化は低所得層の中では耐え切れなくなる世帯が増えていると、生活保護需給世帯や国民健康保険の保険料の滞納世帯の増大など具体的な事例をあげて指摘しました。

さらに、シンポジウムでは、京生連・高橋瞬作事務局長が「生活保護をめぐる情勢と最低生計費」、京都自治労連・山村隆委員長が「公契約条例の中での最低生計費」、京都総評・辻昌秀副議長が「最低賃金引き上げと試算結果」、京都社保協・田阪啓事務局長が「ナショナルミニマムと試算結果」について、それぞれ報告しました。

以下、シンポジウムでの発言を発言順に載せました。また、ナショナルミニマムに関するレポートをはじめ、発言に関する資料を一部載せました。

生活保護と最低生計費試算結果について

全京都生活と健康を守る会連合会・事務局長 高橋 瞬作

生活保護の問題を通して、今回の試算結果について述べたいと思います。

この3月の末に生活保護決定通知書が各保護家庭に届きました。4月から支給される保護費の通知です。3月と比較すると大幅に減少していました。中学を卒業したお子さんを一人抱える母子世帯で言えば1万6千円減少していました。高齢者は、今年3700円の減少です。生活保護の基準切り下げという大きな攻撃が始まっています。2003年には、保護基準全体が0・9%削減、翌年は0・2%削減でした。そして、2003年には17930円あった高齢加算が3年かけて段階的に削られながら、今年で廃止になりました。母子加算は16歳以上が来年廃止になります。4人以上の世帯の基準も切り下げられてきました（別紙 資料①）。

同時に生活保護行政にも大変大きな締め付けがはじまっています。これまで、なかなか保護が受けられないという実態がありますが、昨年の「全国知事会、全国市長会の

提言」を受けるかたちで、さらにきびしく締め付けて、保護を受けにくくするという「適正化のための手引き」が、厚生労働省から出されました。この手引きが全面的に実施されると、生活保護行政は、不当な調査、指導が横行し、警察との連携、告発が強化され、福祉の名に値しないものに変質してしまいます。福祉行政の現場は荒廃して、住民との信頼関係は損なわれます。住民の中でも生活保護に対する偏見が強まり、住民の間に亀裂が生まれてしまいます。

北九州市では、福祉事務所に2回も保護を受けたいと足を運んだ男性が、申請を拒否され餓死するという事件があり、その後も餓死者が発見されていますが、厚生労働省の「適正化のための手引き」が全国で実施されるなら、全国の町が「北九州市化」しかねません。

生活保護に対するこうした全面的な攻撃は、なぜ仕掛けられてきているのでしょうか。その理由は、直接的には、資料に見られるような生活保護予算の削減にあります。

資料① 国の生活保護予算 1990年=1兆2900億円→2006年=2兆0460億円。
京都市予算6957億3800万円のうち、生活保護662億5888万円(9.52%)
京都市の福祉予算2112億4000万円の31.37%

しかし、小泉「構造改革」の流れの中ですすめられている生活保護への全面的な攻撃には、さらに奥深い目的がある戸思われます。それは二つあります。一つは憲法第25条との関係です。わが国の社会保障・福祉の諸制度は、憲法第25条を根っこにできています。これらの法律の第1条「目的」はほとんどが憲法第25条の引用から書かれています。その中でも特に生活保護は直接、正面から憲法第25条を受け止め、体現した法制度です。ここに攻撃をしかけてきているねらいは、「憲法第25条の空洞化」にあります。自民党が出した改憲案には、25条の条文は、大きく変わったものではありませんが、実際の社会福祉、社会保障の制度や運用のところで「改悪」がすすみ、憲法第25条の空洞化が、実態として「改憲」につながっています。

攻撃の二つ目の狙いは、生活保護制度が歴史的、社会的に果たしている役割に対してです。最低生活の比較表(別紙 資料③)に示しましたように、大都市では、生活保護より最低賃金のほうが低いという現実があります。こうした点をとらえて、最低賃金や年金などと比べたときに、生活保護が高すぎるという世論を意図的に作り出しながら、生活保護への攻撃がされているのです。

中央労働政策審議会・最賃部会・公益委員の試案でも「(最低賃金)は、生活保護との整合性を考慮する必要がある」と指摘しています。毎日新聞の記事では、「高齢基礎年金(国民年金)よりも高い保護費はおかしいという意見があいついでいるので、保護基準を見直す」と紹介しています。しんぶん赤旗の記事では、政府税調の中で、「生活保護者からも医療費をとれとか、課税最低限を保護基準の方が上回っているので、生活保護世帯から所得税をとれなどと議論されている」と紹介されています。

このように、国民生活の基本にかかわる、所得税とか、医療費負担とか、最低賃金とか、

年金を議論するときに、かならず引き合いに出されるのが、生活保護基準です。すなわち、わが国では、生活保護制度および生活保護基準が、こうした国民生活の最低限保障と密接につながりながら、いわば、国民生活全体の「底支え」の役割を果たしているのです。こうした社会的役割に着目して、保護基準を引き下げることによって国民生活全体の低下を合理化していこうというのが大きな狙いではないかと思います。いわば、労働者の賃金が下がる、業者の収入・所得が下がる、年金改悪、医療の改悪が進む中で、「構造改革」を推進する側にとっては、生活保護およびその基準が「歯止め」として存在していることがじゃまでならない。この歯止めをとっばらうことに、生活保護への攻撃の目的があると思います。

しかし、国民はこうした事態にだまっていません。保護を受けている人が全国で600人以上、保護基準の切り下げを不服とする審査請求に立ち上がり、各地で保護基準の削減を違法・違憲とする裁判が始まっています。京都から秋田、広島、新潟、北九州に裁判が広がっています。この審査請求や裁判闘争の中で私たちは、「健康で文化的な最低限度の生活とは何か」を明らかにしてゆきたい。これを国民の共通認識にして、憲法第25条の実現、ナショナルミニマムの確立運動を、「構造改革」に対抗する国民の結集軸にしてゆくつもりです。

したがって、今回の最低生計費の試算は、「健康で文化的な生活」のためには、どれくらいの生活費が必要かを明らかにした点で、労働者の最低賃金やリビングウエッジ確立のために資するだけでなく、保護基準の切り下げの違法性・違憲性を明らかにし、裁判に勝利するうえでも大きな力となるものです。

国民生活の最低保障を確立するため、21世紀のこの国における「健康で文化的な生

活」を豊かに描き出し、国民的議論を巻き起こす。その大きな契機となるものが、この試算結果ではないかと思います。

資料③	最低生活保障の比較表	京生連・高橋
①生活保護基準	18歳単身 1級地-1・平成17年度	
生活扶助1類	42080	
生活扶助2類	43430	
住宅扶助	42500	
勤労控除	25230	
小計	×12ヶ月=1838880	
冬季加算	3090×5ヶ月=	15450
期末一時扶助		14180
合計(年額)		1868510円
	*その他、医療扶助や一時扶助などの給付がある。	
②京都府の最低賃金	682円 年取1374912円	
	1日8時間×682円=5456円×月21日=114576円×12ヶ月	
③最低賃金の所得税	14320円	
年取1.374.912万円	給与所得控除後	724912円
	社会保険料控除	165000
	基礎控除	380000
	所得税額	17900
	定率減税	△3580
	*住民税や保険料、医療費など、各種負担が加わる	
④国民年金の平均受給額	50000円×12ヶ月=600000円	
	満額でも 66208円×12ヶ月=794500円	

公契約条例の中での最低生計費について

京都総評副議長 山村 隆

公契約条例の運動をどういう思いでおこなっているのかまずお話をしたい。

最初に、国民の所得がさがりはじめた大きなポイントは、労働者の賃金が下がりはじめたことが原因。財界は、新時代の日本的経営を打ち出した時期に、労働者の賃金を国際競争に打ち勝つために、下げざるを得ないこと

をストレートに議論した。そこでは、「始めから下げると言うのでは抵抗が強まる。どうしてやるのか。その手法は規制緩和しかない」と日経連の会長がトップセミナーで発言していることから明らかです。そのときから規制緩和がはじまり、同時に企業内では賃金を下げる仕組みとしては、競争主義・成績

主義賃金を前に出し、労働者間で競争させる中で総額人件費をどれだけ削るのが露骨にやられた。リストラも強行された。一方では非正規労働者の激増で労働者の平均的賃金水準は引き下げられることになっている。こうした状況のもとで、統計的にも労働者の賃金は 1997 年頃から右肩上がりやが止まり、2000 年頃にはどんと下がった状況になっている。

安心して暮らしたい、幸せにいききたいというのが労働者の基本的にあたりまえの要求。いま、労働者の中に大変な格差が持ち込まれている格差の社会だ。その中で、賃金破壊が格差拡大の中心的な問題になっている。一体何を歯止めにしたか、労働組合は模索している。社会的なルールをどう作るのかポイントだと思う。

公契約条例をつくろうというのは、こういった賃金破壊攻撃に対する新たなルールに挑戦することだ。国際的な運動として公契約やリビングウェッジ運動などが起こっている。アメリカでは 100 を超える自治体でリビングウェッジ条例が実現している。自治体の仕事は公務員だけでなく、民間の仲間がさまざまな契約で仕事をしている。しかし、税金を使うこれらの仕事で、賃金破壊、労働条件・健康破壊が進んでいる。グローバル化の中で、世界中でもこうした矛盾が進んでいる。その中で、公共的な仕事をする人々の賃金や労働条件をどこで守るのか、ここが一つの賃金破壊攻撃を突破するための入り口。そして、こういった公正なルールができれば、そのことが一つの基準となって、賃金破壊を止めることになる。

税金を使う仕事をする場合、民間でも公務でも行政サービスは同じ。こうした考えの基

でロンドンではすでに条例ができています。ロンドン市が発注する契約で働く民間労働者は、基本的にはロンドン市で働く公務員と同じ賃金・労働条件でなくてはならないという条例。理念は、サービスの確保、市民に対する責任だというのが市長の答弁だ。日本では、そんなことはまったく言われない。市民の人も、「サービスは安い方がいい、小さな政府を言うてから、小さな政府がいい」というのが常識のようになってしまっている。しかし、これは労働者の生活を悪くするばかり。労働者に公正な賃金が払われてこそ、税金が文字通り、地域に還元されることになる。公共事業で使われる税金が東京に集中しているという指摘があり、地域格差も生まれている。こうした不公正を弱めるためにも、公契約が役に立つことになる。

公契約条例(法)の根拠に、ILO94 号条約がある。この条約の第 2 条の 1 項に、平均的労働者の賃金を公共の仕事をする場合は支払うよう求めている。ヨーロッパの場合、類似の労働者拡張適用が広がっている。そのことを参考に水準をきめよというのが ILO 条約の主旨。日本では、労働者の賃金水準がこうあるべきという姿すらない。そこで、大切なのは、法律で水準を決めないと具体的に支払わさないことになる。競争による賃金引き上げや下請けいじめなどもとめることはできない。そこで、最低生計費の試算は、最低の支払い水準を明示するうえで非常に重要なポイントになってくる。日本における公契約条例を実現し、実効性あるものにする前提として、最低生計費を地域世論、地域でのコンセンサスを得るものにすることが必要だ。

最低賃金と試算結果について

京都総評副議長 辻 昌秀

この試算は、そもそも最低賃金をどう引き上げるのかたたかひの中で必要に迫られて試算がはじまりました。何よりも、低賃金

労働者が最近急増したのが背景です。その一つの実態を表しているのが資料に示した国税庁統計に基づいてつくったものです。源泉

徴収に基づいて、民間労働者のみの賃金収入の人数が書いてあります。左上の欄を参考に示しますと、200万円以下の収入の方が、1999年には803万人存在しているという意味です。右端に合計があります。1999年と2004年を比較したものが下の計算欄で、200万円以下の人は159万5千人増大しました。300万円以下は50数万人増えました。一方、300万円以上の収入の方は220万人減少しました。数年間に、300万円以上は220万人以上減って、300万円以下の層の労働者が175万人増大したのです。低賃金が文字どおり増大したということがみてとれると思います。

さて、最低賃金とは、使用者が労働者が雇うときに一定額以上払う、都道府県ごとに決められ、京都は682円。これ以下ではだめという法律です。最賃違反の募集がコンビニにもあります。最低賃金ぎりぎりの労働者が結構存在しています。この水準を私たちは問題にしてきました。計算してありますが、月額に直すと11万3666円。公租公課、税金・社会保険を引くと9万円ぐらいで、人が自立した生活することができない賃金水準です。ちなみに、最低生計費を時間額に直すと1112円となります。1112円となったが、最低賃金と比較するとかなり開きがあることが分かると思います。(注、概略版発行時点での数字)そして、最低賃金が生活保護以下で問題だと十数年間言い続けてきました。

最低賃金の水準については、各国にもありますので、例をあげておきました。アメリカは日本と同じ水準で、それでは生活できないのでリビングウエージのとりくみがされています。自治体ごとに条例をつくり、時間額で1000円前後の賃金を保障することをしています。EUでは、時間額1000円以上です。オランダ政府は、一般の労働者の平均賃金の50%以上ないと最低賃金は有効に機能しないと指摘しています。

そのように最低賃金が低いと問題とされてきたために、国会でも問題となってきました。坂口氏は前の労働大臣で、彼は、生活保護よりも低いのは問題で、検討すると国会答弁をしました。今の川崎大臣は、3月の国会答弁

で「基本的には暮らせる数字」と答弁と後退しています。前の労働大臣の時に最低賃金問題研究会ができ、昨年に研究会報告が出ました。研究会は研究者のみで、生活保護はセーフティネット、最低限のものなので、それ以下はおかしいという報告をだしました。これに基づいて、労働政策審議会がはじまり、その中に最低賃金部会がつくられ、現在も審議が続けられています。公労使が入った審議会でも、ここでは一旦暗礁にのりあげました。経営側が反対したためです。生活保護と比べる必要が一切ないと主張しています。生活保護は公的扶助、最低賃金は賃金だということを言って比べるのはおかしいと主張しています。そして、公益側の試案というのが発表されています。試案は、地域別最低賃金の水準については生活保護との整合性が必要としています。問題は、生活保護を切り下げる攻撃がつよまっていることです。生活保護を引き下げ整合性を取ろうとしているとみざるをえません。

つまり、日本の社会で歯止めは何も無いということになってきているのです。日本の社会に貧困ラインに準じるものがない。生活保護がそうだと思っていたけれど、どうもそうではない。生活保護そのものを最低生計費としてしっかりと確立するためにも、また、最低賃金を最低生計費を満たせるためにも、一体、最低生計費はいくらなのかを出す意味、意義は日本の社会の中で大変大きくなったとみています。

諸外国では、労働者が働いて得る賃金がいくらぐらい必要なのか、それなりに合意があります。アメリカの例を挙げていますが、AFLCIOの調査では、労働は報われるべきだ、92%の人が考えています。4人家族の場合は、少なくとも2万5千ドルの年収を得るべきだと回答しています。具体的金額ができてきている。日本の社会でいくらだと思いませんかといったときに、一般の人は何も無いと思います。こうした合意形成を日本の社会の中でするためにも、具体的数字を示さないといけない。今回、私たちは提示するものをもてたと思います。

今、非正規雇用労働者増えて低収入、低賃金の労働者増えています。非正規であろうが、

正規であろうが、賃金いっしょ、社会保障制度もいっしょという、例えばオランダのように、自分の生活スタイルにあわせて正規雇用、非正規雇用を選択する社会では日本はありません。それが、自由に選択できる、つまり、

均等待遇が実現できるようにしようと思えば、賃金問題、最低規制問題に手をつけられない限りできないと私は思っています。そういう意味でも、最低生計費を生かした取り組みを一層強めたいと申しまして報告とします。

ナショナルミニマムと最低生計費試算について

田阪 啓（京都社保協事務局長）

ナショナルミニマムの定義について

なぜ、私が報告することになったのか、実は社保協の中で、ナショナルミニマムについて勉強と検討会を続けていました。途中、京都総評が最低生計費試算のプロジェクトをつくるということになりまして、そこに、合流しいっしょに勉強し、今日までできました。

「ナショナルミニマム」という言葉がようやくというか、あちこつでよく聞かれるようになってきたと思います。ナショナルミニマムとはなにか、その定義ですが、狭義と広義があります。これまで一般にナショナルミニマムという場合、所得保障のナショナルミニマムをさすことが多かったと思いますが、広義的といえる本来のナショナルミニマムの概念は所得保障だけでなく、住宅や教育、医療、介護、基本的な生活の維持機能やさらに、環境や文化、税金や公共施設、生活に関するあらゆる問題を範疇に含んでいます。そして、「日本におけるナショナルミニマムの確立」とは、「憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生存権を、人間の社会生活の諸分野において、制度的に確立することである」と思います。そういう点で、広義と狭義のナショナルミニマムの区別と関連を統一的に捉えることが大事だと思っています。

「全国一律最賃制の確立」と「生活保護制度改善」の二正面の運動を

次に、最低生計費と所得保障のナショナルミニマムについてですが、当面の運動で「ナショナルミニマムの確立」という場合に、「所得保障のナショナルミニマム」がその中心に

なっています。最賃、生活保護、年金などそれぞれ最低限の所得保障をどういう基準でやるのかという話です。先ほども説明がありましたように、日本では、賃金のナショナルミニマムが欠如しています。健康で文化的な最低限度の生活に値しないという低い基準になっていて、全国一律の最低賃金制度がない。生活保護との関係も逆転している。生活保護での生計費原則も後退し続けている。これら（最低生計費基準がないことなど）が日本のナショナルミニマムの確立に混乱を与えていると思います。こういう中で、最低生計費を、所得保障の基準にすえる重要な意義があると思っています。実際に働いている人たちの最低限の生活を保障する制度なしに、それらの基準以下で働く状況にある労働者がたくさんいる中、また逆転現象も生まれている現状で、それを放置したままでは年金や福祉の諸制度を改善し、その分野のナショナルミニマムの制度を確立することは、困難です。やはりだからこそ、働いている人の最低保障、全国一律最賃制の確立が戦略的に共通の重要な目標になるわけです。「全国一律最賃制の確立」を軸にして、これを基準に諸分野の（所得保障の）ナショナルミニマムが確立されるべきです。しかし、ナショナルミニマム確立運動の実際の「環」となるのは、運動の歴史的な経過や力関係の中で、「生活保護」なんじゃないかと。労働者の最低保障を求める運動は一時期、一部を除いて無いに等しかった。「生活保護基準の切り下げを許さずに、改善をもとめる」それを当面の現実的な運動の環として、それと関連して「全国一律の最低賃金制をめざす」という二正面の運動が必要ではないでしょうか。「全国一

律最低賃金制を確立してそれを軸に「ナショナルミニマムの確立をはかる」ことは理論的にはそうであり、そう目指すのですが、同時に今の運動（生活保護制度の改善等）と一体として進めることが大事ではないかとわたしのレポートで提起しました。

「セーフティネット」という言葉に注意

ナショナルミニマムの確立は新自由主義と支配勢力のせめぎあいのたたかいです。23日開票の千葉県7区の衆議院補欠選挙で民主党の大田和美氏が勝利したが、小沢党首は格差問題に争点をしぼり、セーフティネットが必要と訴えたところマスコミは報道しています。このセーフティネットは、新自由主義の立場から唱えられているもので、弱肉強食でズタズタにさせておき、落ちてくる人だけを助けるセーフティネットは支配勢力の言葉であることに注意しなければなりません。人間尊重のナショナルミニマムでないといけないんです。国民生活の悪化が進んでいる、底抜けが始まっています。ナショナルミニマムの確立で底抜けに落ちないように歯止めがほんとに求められています。

ナショナルミニマム確立を諸分野の運動をつなぐ共通目標に

また、わたしの「レポート」ではナショナルミニマム確立を諸分野の運動をつなぐ共通目標にしてきたと取りくみを書かせていただいています。生活保護の生存権裁判、この問題も、朝日訴訟のように大きくしたい。（当事者や保護制度のためというだけでなく）ナショナルミニマムの確立をめざすという位置づけで裁判支援も取り組んでいます。原爆

訴訟、学生無年金障害者訴訟など、ナショナルミニマム確立の立場からとりくんでいきたいとおもいます。憲法25条に基づく「ナショナルミニマムの確立」の目標は、往々にして個々ばらばらに進めている社会運動諸分野の運動を一つにつなぐ、共通の戦略的目標になるものと確信しています。

労働組合が社会保障闘争を戦略的課題として

また、「レポート」では労働運動と社会保障闘争の関係と、労働組合が社会保障闘争を戦略的課題として取り組むことの必要性、そして、「最低生計費試算結果」が、全国一律最低賃金制度確立やそれを基軸としてこの国のナショナルミニマム確立、および現行の生活保護基準など諸制度の改善の重要な根拠を与えるものとして活用すべき大きな意義をもっていることを書かせていただきました。

レポートで「ナショナルミニマムに関わる基本的な要求課題（案）」を提示

そして「」レポートの最後に社保協のナショナルミニマム検討会議で議論してきた「所得保障のナショナルミニマムに関わる基本的な要求課題（案）」を提示しておきました。

最低生計費試算結果を重要な武器に

最低生計費試算の結果を重要な武器として全国一律最賃確立とナショナルミニマム確立という共通目標に向かって、各分野の運動をつなぐ大きな取り組みにしていこうではありませんか。

4. 25 格差社会を問う「今、生活できる生計費とは…最低生計費試算の結果と私たちの生活…」 報告会

ナショナルミニマムと最低生計費試算結果

1. ナショナルミニマムとは何か…ナショナルミニマムの定義と憲法 25 条

ナショナルミニマムは国民的最低限と直訳されるが、国家が国民に保障する最低限度の生活水準のことを言う。

ナショナルミニマムは最低限度の所得保障をさすものとして論じられてきた歴史的経過がある。これを狭義とするならば、今日的に 0. は、広義にとらえ、所得保障だけでなく、住宅・教育・保育・医療・介護など基本的な生活維持機能や環境・文化・税制・公共施設等、生活に関連する全体を含むものとされている。前者を「所得保障のナショナルミニマム」、後者を「包括的ナショナルミニマム」と言い換えることができる。ナショナルミニマムとだけ言う場合は後者をさすものとする。今日の日本において、「ナショナルミニマムの確立」とは、憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の」生存権を人間の社会生活の諸分野において制度的に具体化することである。

そして今、ナショナルミニマムについて、この狭義と広義のナショナルミニマムの区別と関連を統一的にとられ、労働運動と社会運動の共通の戦略目標とする課題が問われているといえる。

2. 最低生計費と所得保障のナショナルミニマム

貨幣経済社会にあつては、包括的ナショナルミニマムの一部をなす所得保障のナショナルミニマムはその根幹をなすものといえる。同時に、今日の情勢は教育・保育・医療・介護など生活の共通分野について、徹底した応能負担原則に基づく、社会サービス・現物給付を含む包括的なナショナルミニマム確立の必要性を増大させている。

では、所得保障のナショナルミニマムは、いかなるもので、いかにあるべきか。稼働者と非稼働者の所得保障の関係はどうか。稼働者であっても、賃金労働者とその他の者との関係はどうか。

1) 賃金のナショナルミニマムの欠如

今日、日本の施策としては、ナショナルミニマムが狭く狭く解され、もっぱら非稼働者を対象とする生活保護基準が唯一それとされてき

田阪 啓（京都社保協事務局長）
た。非稼働者のもう一つの年金制度は、最低保障年金制度がなく、所得保障のナショナルミニマムとして機能していない。働く労働者のナショナルミニマムは労働基準法がそれにあたるものであり、第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならない」とし、最低賃金制に関する規定を設けている。しかし現行最低賃金法は、この労働基準法の理念が消され、経済・経営が優先されて、「労働者の生計費」はほとんど無視され、最低賃金額は今日では、生活保護基準を下回っている。現在日本において最低賃金制度と生活保護制度の関係は切断され、基軸となるべき賃金のナショナルミニマムが成立していない。賃金のナショナルミニマムの欠如という片肺逆立ちの関係の中で日本の（所得保障の）ナショナルミニマムは混迷している。

2) 生活保護制度でも生計費原則が後退

憲法 25 条に基づく生活保護基準は、60 年代マーケットバスケット方式による最低生計費を根拠にし、朝日訴訟の闘争を通じて、一定の改善がすすめられてきた。その後基準算定方式は一般低所得世帯との比較、水準均衡方式に変更された。昨今において、老齢加算の削減・廃止など、今日の国民生活水準の低下を理由に保護基準の切り下げが行われている。更に日本の生活保護制度は、国際的にも異常な保護の「補足の原理」の濫用により、受給者を極端に狭めているという問題点を持っている。ここでも、憲法 25 条の具体化であるはずの最低生計費を基準にして保護費を決定する当たり前の原則が後退している。

3) 最低生計費を所得保障のナショナルミニマムの基準に

ここで言う最低生計費は、生命を維持するぎりぎりの絶対的最低生計費を意味するのではなく、憲法 25 条のうたう「健康で文化的な」人前で恥じない生活を補う最低生計費を意味する。更に言えば人間の発達を補うものでなければならない。この最低生計費はいかなるものか

が今回の試算の結果である。

最低生計費をまづもって現行の最低賃金の唯一の算定基準として要求し、また、全国一律最低賃金制度の確立を図ることが重要である。そして全国一律最低賃金を基軸に他分野の所得保障のナショナルミニマムの確立が図られるべきである。しかしまた、最低生計費に基づく全国一律最低賃金制度の制定のためには一定の時間が必要とされているもとで、所得保障のナショナルミニマムの確立のためには、**生活保護基準の切り下げを許さず、生活保護制度の改善を要求し、それを当面の現実的運動の軸として、全国一律最低賃金制度確立をめざす 2 正面の運動**が必要であろう。同時に賃金の前提となる雇用の安定を図る制度確立と失業対策の改善が必要である。

つまり最低生計費に基づいて全国一律最低賃金制度確立をめざすとともに、当面生活保護基準を改善し、少なくともその切り下げを許さず、生活保護基準を上回るよう現行最低賃金制度の改善を一步一步、求めていくことの運動が重要である。そして働く人の（底なしの）貧乏人（ワーキングプア）を作らないこと、働く意思と能力ある者には安定して働けるようにし、失業者への失業給付の改善をはかることなどの制度要求を求めてたたかわなければならない。

3. 包括的ナショナルミニマムについて

包括的なナショナルミニマムの確立は、諸外国でも未達成で 21 世紀の課題といわれている。それは、1 枚の青写真を完成させれば、それで終わりというものでない。ナショナルミニマムの水準は社会の発展と人間発達とともに発展するものである。

ナショナルミニマムは資本主義の本質である利潤第一主義、とりわけ今進められている新自由主義とはあい対立する関係にあり、ナショナルミニマムの確立は、それとのせめぎ合いの中で進められる。ナショナルミニマムの確立の度合いはそれを必要とする階級と支配階級との力関係で決まるが、支配階級である資本家階級は、社会の安全装置という限りにおいて、ナショナルミニマムの幅を狭め、支配維持に利用さえしている。セイフティネット論が新自由主義の立場から唱えられていることには注意しなければならない。

私たちが求めるナショナルミニマムは、弱肉

強食の市場に人間を放り出し、傷つきずたずたになったものを受けるだけのセイフティネットではない。人間尊重のナショナルミニマムでなければならない。

4. なぜ今、ナショナルミニマムか … 労働者・国民の状態と制度確立が求められる背景

1) 進行する格差社会とワーキングプア … 国民生活の悪化

①・生活保護受給者の急増（100 万世帯突破全人口の 1% 超）と生活保護基準以下の収入しかない所帯 8% 超（20% 以上と推定する学者もいる。先日テレビの生活保護の特番では 10%～20% と）

②・15～34 才非在学男性労働者… 250 万円未満 28.1%。200 万円未満 14.8%

→→20% 近くがワーキングプア。女性単身世帯では 30% 以上がワーキングプア。

（生保基準（京都市）215 万円（税社会保険料加算）、京都総評最低生計費試算 2,225,112 円

③・国保未納所帯 470 万（資格証明書 2000 年 9.7 万世帯→04 年 30.6 万世帯）

④・就学援助所帯の急増（97 年 78 万人→04 年 134 万人）（生保基準の 1.1～1.5 倍）

2) 生活と福祉のもっとも基礎となる雇用の流動化と破壊

①・企業内に困いこむ年功的終身雇用制の破壊とそのもとの企業内福祉の後退

②・非正規・不安定雇用の急増…1591 万人（05.3）。若年層は 48.2%。

公務職場にも拡大

③・現行最低賃金（京都時給 682 円。月額 h8, D22 換算で 12 万円）は生活保護基準以下であり、賃金所得だけでは「最低限度の文化的な生活」が維持できない事態が進行。

3) 新自由主義による連続する社会保障の改悪と公的責任の後退

2002 年国会… ●サラリーマンの保険 3 割負担などの医療制度改悪

2004 年国会… ●保険料の自動引き上げなどの年金制度改悪

2005 年国会… ●ホテルコスト導入などの介護保険法改悪 ●社会保障原理に反する「応益負担」（定率 1 割負担）導入の障害者自立支援法 ●生活保護の高齢加算・母子加算の削減・廃止開始 ●郵政民営化

2006年国会… ●医療制度「改正」関連法案

(4.25現在審議中) *6月法案成立改悪案の主な内容①高齢者を狙い撃ち(1割負担から2割負担。ホテルコスト導入。病院つぶしと病院追い出しなど)②保健証一枚でだれでも同じ水準の医療が受けられるという日本の優れた医療制度の根幹を崩す「混合診療」容認 ●公的責任交代の行革関連5法案(20日衆議院通過) *法案成立 市場化テスト法案では、国保料の徴収、取立てクレジット会社が可能に。

5. ナショナルミニマム確立を諸分野の運動をつなぐ共通目標に

京都社保協では憲法25条に基づく「ナショナルミニマムの確立」の目標は、社会運動諸分野の運動をつなぐ、共通の戦略的目標になるものと確信して活動を進めている。

社会保障の分野は、広義的には社会保障の重要なテーマというべき雇用や賃金(最低賃金制度)を含め、年金、医療、介護、障害福祉、生活保護など多岐にわたっている。同じ分野であっても更に多くの種別・制度に分かれ、それぞれの団体の運動や要求もそれに沿って動いている。各団体においては当然自分たちの固有の運動が優先され、同じ社保協内であっても、すべての団体間で本格的な共同を作りあげるには正直大きな努力が必要である。政府は今、新自由主義による社会保障全般の全面的改悪を「時間差と分断」という手法で攻撃をかけてきている。この分断攻撃を許さず、分野を超え、連帯と共同を拡大することこそが最大の反撃であり、われわれはそのように進まなければならない。

大衆運動は、生起する問題と要求に従い個別具体的に進められる。

障害者自立支援法の「応益負担」に反対する昨年来の京都の運動は、障害種別ごとの「沢山の軸」が一つになり、外への大きな共同を広げ、また、法案が通った後も持続して運動が続いているという点で、大きな財産と教訓を残した。京都社保協はこの「応益負担」原則導入はナショナルミニマムを侵害するものと捕らえ、単なる支援でなく共同の立場で取り組んできた。

昨年、京都では全国に先駆けて、松島松太郎さんを原告とする「生活保護・老齢加算の削減取り消し訴訟」を求める裁判(生存権裁判)が提訴された。京都社保協は、この生存権裁判闘争を憲法25条の実現・ナショナルミニマム確立の運動の重要な梃子として位置づけ、朝日訴訟のような

大きな運動に広げたいと考えている。また、昨年2回にわたって「人間らしく生きる権利 憲法25条を語り合うつどい」を開催し、低年金者、最低賃金生活者、住宅や国民健康保険の問題に関わる人、学生無年金障害者訴訟、外国人無年金者訴訟、原爆被爆者訴訟、中国残留孤児訴訟等の社会保障裁判の原告などを交えて、バラバラに取り組みられている諸分野の運動の交流を行った。憲法25条に基づく「ナショナルミニマムの確立」という共通の目標が諸分野をむすびつけている。

6. 労働運動と社会保障闘争について

1) 社会保障闘争を並列的な課題でなく一層重要な労働運動の戦略課題として

(社会保障闘争の意義と位置付け)

今日、経済社会の「構造改革」があらゆる分野で押し進められ、生活を直撃して、雇用と国民生活の不安定化が進行している。リストラによる失業者の増大し3百数十万人と常態化している。賃金破壊、雇用破壊による低賃金不安定労働者の急増し、非正規労働者1500万人時代に突入し、雇用者3人に1人が非正規労働者と言う事態になっている。そして年功賃金・終身雇用制など企業主義の崩壊が進行し、労働者の生活を維持する機能の比重は「企業的なもの」から「社会的なもの」に移ってきている。

一方社会保障構造改革は、公的責任を後退させ、社会保障の営利化・市場化を進めている。そして応能主義から応益主義へと費用負担構造も転換し、国民負担の拡大をもたらしている。その流れの中で、2002年の3割負担導入などの医療制度改悪、2004年の年金制度改悪、2005年の介護保険や障害者自立支援法、また生活保護制度などの分野で社会保障の連続改悪が次々と実行された。さらに2006年の今国会では、高齢者を狙い撃ちにする医療制度改悪と言うだけでなく、「混合診療」容認のルールを引くなど、保健証一枚でだれでも同じ水準の医療が受けられるという日本の優れた医療制度の根幹を崩す重大な改悪法案が審議している。

こうしたもと所得の再分配機能が、社会保障でも、税制でも後退し、所得格差が拡大している。社会保険の空洞化が進行し、「国民健康保険滞納所帯450万突破」「国民年金の未納・免除者の増大1000万人超」という深刻な事態になっている。未納理由の調査結果によれば、「経済的困難」をあげるのが圧倒的多数である。

ここにも貧困と所得格差の拡大の深刻さが現れている。

こうした情勢は社会保障の連続改悪に反対し、ここの社会保障の充実を求めるたたかいと共に、この国のナショナルミニマム（国家が国民に保障する最低限度の生活水準）確立をめざすたたかいが極めて重要であることをしめしている。

そして雇用形態の変化や格差の拡大など以上のような社会構造の変化が進む中にあるのは、所得の再分配機能を拡大させる社会保障闘争を、労働運動そのものの一層重要な戦略課題として、位置付け直す必要がある。そして社会保障は憲法・平和の課題と共に全国国民共同の直面する重要課題となっている。

2) 賃金闘争と所得の再分配としての社会保障闘争の関係

生産を現実に担い価値を生み出している労働者の所得保障を基軸として生活水準を向上させることは、ナショナルミニマムの確立を中心内容とする社会保障拡充と相互に深く関係している。

第1次の所得分配としての賃金闘争は、企業内のたたかいだけでなく国民的なたたかいに発展させる必要性和根拠がある。第1次の所得分配としての賃金は労働者の所得保障のカナメであり、この改善向上は、当該労働者のためになるだけでなく、社会の担い手を強くし、地域経済への波及等社会的意義を持つ。公務員賃金は、一定規模の民間企業賃金水準と連動していて、それがまたひとつの標準賃金とされ、関連する多くの労働者の賃金水準に大きな影響を及ぼしている。今、意図的な「公務員攻撃」で、公務員の労働条件と賃金の切り下げが行われ、労働者全体の労働条件に悪影響を与えるものとなっている。「公務員敵視」の分断攻撃を見抜き、公務労働者の賃金闘争が民間労働者と同じく、あるいはそれ以上に社会的意義をもっていることを共通の理解に広げる必要がある。公務労働者の賃金水準以下の所は、それへの引き上げを目標に賃金改善闘争が必要と言える。その点で賃金・労働条件改善闘争でも、企業内だけでなく、地域や国民の共感をひろげてたたかう必要がある。

「企業内だけでなく、地域や国民の共感をひろげてたたかう」とするならば、そのためには、また、企業内外の未組織労働者や非正規労働者

などの要求を捉え、賃金底上げをはかる闘争が決定的に重要である。そして最低賃金やリビングウエッジなど法規制による賃金底上げを求める運動を労働者と国民共同の社会的運動として取り組まなければならない。

このような第1次の所得分配としての賃金闘争によるだけでは、格差の溝と貧困の拡大を避けられないのが現実である。ここに社会保障の重要性がある。税と社会保障により第2次の所得分配（所得の再分配）を富める者から貧しきものへいかに行うか、階級社会における大きな対決点の一つがここにある。

稼働する労働者の立場から見れば、第2次の所得分配（所得の再分配）闘争として位置付けられる社会保障闘争は、労働運動が賃金闘争と共に正面から取り組むべき課題であり、今日の情勢（非正規労働者の増大や企業主義の崩壊等）はその比重を一層大きくしていると断言できる。

3) 全国一律最低賃金制度確立を基軸としてナショナルミニマム（国家が国民に保障する健康で文化的な最低限度の生活保障制度）の確立を

「人たるに値する」最低限度の所得保障としての全国一律最低賃金制度確立は「稼働者にかかわるナショナルミニマム」といえるものである。今日、稼働者のナショナルミニマムとしての全国一律最低賃金制度が無いもとの、あるいは多くの労働者が低賃金と劣悪な労働条件のもとに置かれているもとの、非稼働者らすべての国民を対象とするこの国のナショナルミニマムを確立する上で障害になっている。そしてそれに代わる現行の生活保護制度は、重要な役割を果たしていると同時に、厳しい制約があることなど諸矛盾と諸問題に突き当たっている。

全国一律最低賃金制度を基軸としてこの国のナショナルミニマムを確立する必要がある。その点で、全国一律最低賃金制度確立は社会保障闘争と深く関連した重要課題であり、労働運動の重要課題と言うだけでなく国民的共同の運動として広げる必要がある。

今回、実証的根拠を持って京都総評が打ち出した最低生計費試算結果は、全国一律最低賃金制度確立やそれを基軸としてこの国のナショナルミニマム確立、および現行の生活保護基準など諸制度の改善の重要な根拠を与えるものとして活用すべき大きな意義をもっている。

7. 社会保障拡充と主に所得保障のナショナルミニマムに関する基本的な要求課題（案）

- 1) 「人たるに値する」「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」最低生計費を補う全国一律最低賃金制度確立の法制化を求めます。当面の緊急要求として、現行地域最低賃金が現行の生活保護基準を上回るよう求めます。
- 2) 最低生計費と全国一律最低賃金を基軸に以下のこの国のナショナルミニマムの確立を求めます。
 - ① 障害や加齢等により働けない者への所得保障のナショナルミニマムとして、無拠出の最低保障年金制度創設を求めます。
 - ② 農漁民、商工業者等の最低生計費を補う所得保障制度を求めます。

「自家労賃」を正當に評価し、最低生計費および全国一律最低賃金との連動をもとめます。

また特に、安全な食と自然環境及び国土の保全に必要である、第一次産業の保全のため、その従事者への直接の所得保障と生産費を補う価格保障を適切に組み合わせた制度の確立

を求めます。

- ③ 「人たるに値する」最低限度の所得に対して課税しない課税最低限の引き上げを求めます。

社会保障目的であれ、消費税の導入、増税に反対します。
- ④ 最低生計費原則に基づき生活保護基準を改善し、必要な人が適用されやすいよう制度と運用の改善を求めます。高齢者加算の減額・廃止など生活保護基準の切り下げに反対します。
- ⑤ 低所得者に対する住宅・教育・保育・医療・介護など、基本的な生活維持費用の（市場化でなく）社会化による低廉化、無償化を前進させ、基盤の整備と共に国民全体への波及を求めます。
- ⑥ 憲法 27 条の勤労権を保障する諸制度の確立と改善を求めます。
 - ・少なくとも最高裁判例の解雇 4 条件を下回らない「解雇制限法」の制定を求めます。
 - ・失業給付や職業訓練、公的就労、雇用促進の施策の拡充、拡大を求めます。

京都総評最低生計費試算プロジェクト会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	2004年 10月28日	学習会 1、生活保護の現状と改悪の動向（吉永） 2、マーケットバスケット方式と最低生計費の算出（金澤）
第2回	12月 2日	最低生計費試算のための調査について 調査内容、調査対象、予備調査等について
第3回	2005年 1月 11日	調査の実施要項、調査用紙の検討 説明会の開催と内容の検討
調査説明会	2月 3日	調査に関する説明会の開催 最低生計費試算の意義と方法（金澤） 最低生計費試算についての調査について及びその説明
第4回	2月24日	調査用紙の確定
第5回	6月28日	調査の中間集約の結果について
第6回	7月27日	調査の結果とモデルについての討議
第7回	8月18日	最低生計費試算モデルについての検討 市場価格調査についての検討
第8回	9月16日	ナショナルミニマム検討会との合同会議 ナショナルミニマムと労働者の諸問題について（辻） 市場価格調査について
第9回	10月22日～23日	試算のたたき台をもとにした検討会
第10回	12月6日	最低生計費試算（2つのモデル）についての検討 中間発表の日程等 概略版の作成について
第11回	2006年 1月16日	最低生計費試算についての検討 他の試算や生計費との比較検討 概略版の編集について 発表の段取りについて
第12回	2月24日	概略版の普及について 報告会の開催の内容について 高齢者世帯の追加について 本報告作成の方向について シンポジウムの開催についての検討
試算結果報告会	3月7日	報告会 最低生計費試算結果と意義（金澤） 公契約条例と最低生計費試算について（山村）
第13回	4月18日	本報告の作成について 高齢者の追加調査と集約について シンポジウム開催の内容について
シンポジウム	4月25日	格差社会を問う 「今、生活できる生計費とは——最低生計費試算の結果と私たちの生活——」 シンポジウムの開催 1、最低生計費試算の結果について（金澤） 2、生活保護をめぐる情勢と最低生計費（高橋） 3、公契約条例と最低生計費（山村） 4、最低賃金引き上げと試算結果（辻） 5、ナショナルミニマムと試算結果（田坂）
第14回	5月19日	本報告の作成について 高齢者世帯についての試算結果の検討
第15回	6月6日	本報告書の作成と内容について
第16回	7月20日	最低生計費試算の運動論についての検討

【プロジェクトの構成】

京都総評最低生計費試算検討委員会

責任者 齊藤 真一 (京都総評副議長、建交労京都府本部委員長)

委員及び協力者

山村 隆 (京都総評副議長、京都自治労連委員長)

田阪 啓 (京都自治労連副委員長)

田村 隆洋 (自立労連特別執行委員)

中村 東輝子 (京都ヒューマンユニオンセンター)

稲村 守 (京都総評事務局次長)

高橋 瞬作 (京都生活と健康を守る会事務局長)

河原 美恵子 (京都総評女性部)

石渡 牧子 (京都総評青年部)

岡本 貞人 (元京都総評青年部)

池田 建一 (京建労書記次長)

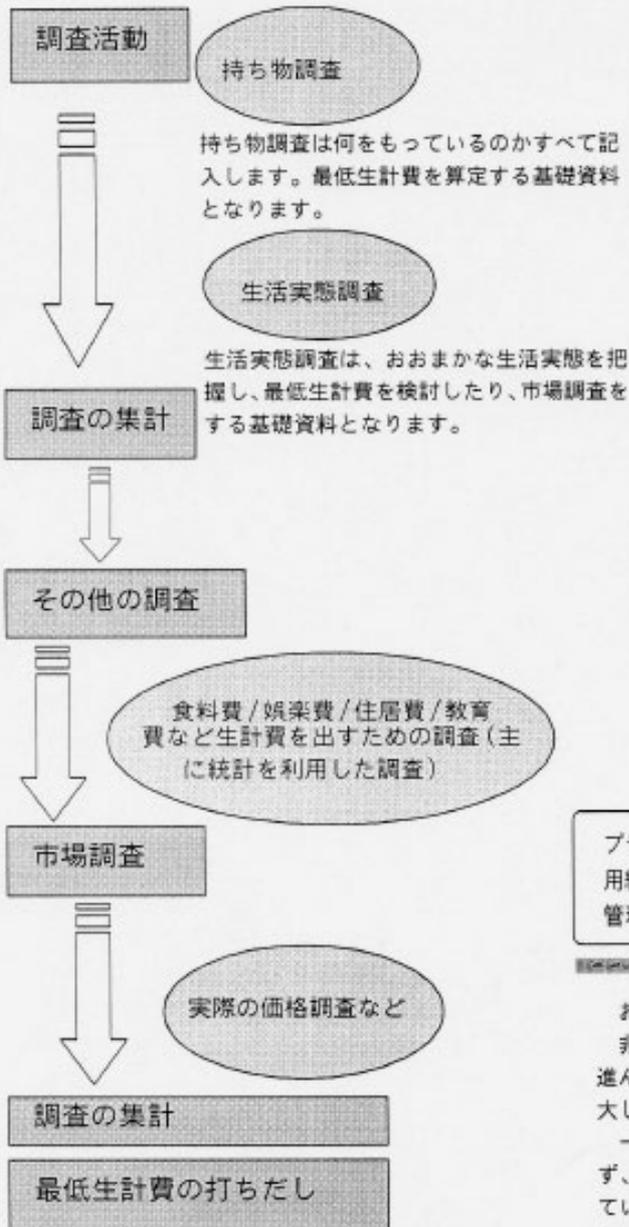
事務局長 辻 昌秀 (京都総評副議長)

研究者 金澤 誠一 (仏教大学教授)

吉永 純 (花園大学助教授)

最低生計費試算の調査へのご協力を

試算のプロセス



調査は

- 1) 主な対象
若年の単身世帯を中心としながら他の年齢階層、単身以外の世帯についても対象とします。
- 2) 最低生計費とはについて
「生命の維持・単なる肉体的能率の維持」の水準ではなく、今日的な生活様式を満たし得る最低の社会的再生産の水準。社会的「生活基盤」制度や社会保障・社会福祉制度は現在与えられている一定のものを前提として、その基礎上的消費生活の必要最低限の「基準」で、議論して決めていきます。
- 3) 調査方法
マーケットバスケット方式で試算をおこないます。これは、最低生計費の明示する消費生活の内容を、品目別に一つ一つ積み上げる方法です。このことによって、最低生計費の内容を具体的に提示することとなり、その当・不当についての大衆的議論をおこなうことができるとともに、合意形成をすることができます。
- 4) 以上のほか、運動としてとりくむことや、ナショナルミニマム(国家が国民に保障する健康で文化的な最限度の生活保障制度)の視点を重視します。

プライバシーの保護を徹底するようにします。そのため、調査用紙の返却は専用の封筒に入れ封をしてお返しください。保管・管理についても厳格にします。ご理解・ご協力をお願いします。

お願い

非正規雇用労働者の増大の中、雇用の不安定化、低賃金化が進んでいます。そして、経済的、社会的に自立できない層が増大しています。

一方で、日本の最低賃金は金額が低すぎるため機能しておらず、労働者の低賃金化を食い止めることができない状況が続いています。現行の最低賃金で生活できないことは、この間の青年部の生活体験でも明らかです。

実際に最低生計費とは何か、いくら必要なのか、今明らかにすることが必要になってきています。そのため、京都総評は、京都独自に最低生計費を試算するプロジェクトをはじめています。試算するためには、いくつかの調査が必要となっています。

みなさんのご協力をお願いするものです。

京都総評最低生計費試算プロジェクトチーム

連絡先：京都総評内

京都市中京区壬生仙念町 30-2

ラポール京都 5階

Tel075-801-2308 Fax075-812-4149

email: sohyo@labor.or.jp

アンケート調査へのご協力をお願い

京都総評は、最低生計費を試算するために、4月いっぱいをめどに次のアンケート調査をおこないます。みなさんのご協力をお願いします。

生活実態調査用紙

- ◆ 調査期間は、3月15日から4月末までです。
- ◆ 調査対象は、単身の若年者を中心としつつも、全年齢階層かつ世帯を持つ方も対象です。なお、調査目的にみあったアンケート回収数にするために、各階層にお願いする数は、各単産との調整をしています。
- ◆ 記入済みの調査アンケートは、別添の封筒に入れて封をし、各単産・地区労協を通じて期限内に順次集約していただくようお願いいたします。
- ◆ この調査は、仏教大学・金沢先生の研究グループの全面的なご協力で行なっています。
- ◆ これらの調査の目的や意義は、「最低生計費調査へのご協力を」をご参照ください。

この調査への問い合わせは、

京都総評事務局まで 電 話：075-801-2308

FAX：075-812-4149

Email: sohyo@labor.or.jp

取り扱い

2005年3月

問9. あなたは、公的年金保険に加入（あるいは受給）していますか。（1つだけ）

1. 国民年金 2. 厚生年金 3. 共済年金 4. 何も加入していない（あるいは何も受給していない）

問10. 国民年金に加入している場合、保険料は支払っていますか。（1つだけ）

1. 順調に支払っている 2. 苦労して払っている 3. 滞納している（ ）ヶ月）

問11. 年金を受給している場合、あなたの1ヶ月の年金額はどれくらいですか。（1つだけ）

1. 5万円未満 2. 5～10万円未満 3. 10～15万円未満 4. 15～20万円未満
5. 20～25万円未満 6. 25～30万円未満 7. 30万円以上

Ⅲ あなたの悩みや要求などについてうかがいます。

問12. あなたの悩みや要求は次のどれですか。（5つまで）

1. 賃金のこと 2. 休暇や権利のこと 3. 仕事の進め方 4. 職場の人間関係
5. 人事異動 6. 昇進・昇格 7. 家族の人間関係 8. 失業や倒産など雇用不安
9. 退職や老後の生活設計 10. 親の介護 11. 子どもの育児やしつけ
12. 子どもの教育や進学 13. 子どもの就職 14. ローン・借金返済
15. 結婚や恋愛 16. 自分の時間が取れない 17. 一家団らんの時間が取れない
18. 自分や家族の健康 19. その他 20. 特にない

問13. あなたの悩みや要求の相談相手は主に次のどれですか。（3つまで）

1. 配偶者 2. 親 3. 兄弟 4. 子ども 5. その他の親戚
6. 職場の上司 7. 職場の同僚 8. 労働組合の役員 9. 学生時代の友人
10. 近所の友人 11. サークル活動などの友人 12. 町内会長や民生委員
13. 学校の先生や医師 14. 宗教団体の人 15. 政党などの人 16. 公共的な相談機関
17. その他（ ） 18. 相談相手がいない

Ⅳ あなたの性別や年齢、家族などについてうかがいます。

問14. あなたの性別は 1. 男性 2. 女性

問15. あなたの年齢はつぎのどれですか。（1つだけ）

1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

問16. あなたの世帯構成は（1つだけ）

1. 独居 2. あなたと親 3. あなたと親と兄弟 4. あなたと親と兄弟夫婦
5. あなた夫婦のみ 6. 友達や兄弟などと一緒に 7. あなた夫婦と未婚子 8. あなたと未婚子
9. あなた夫婦と未婚子と親 10. あなた夫婦と親 11. その他（ ）

問17から問19は親や友人と一緒に住んでいる独身（問16で2～6と答えた人）の場合のみ回答して下さい。

問17. あなたは、近い将来、独立して住む予定はありますか。（1つだけ）

1. できれば独立したいが、それだけの収入が足りない
2. できれば独立したいが、家族の事情などでできない
3. 結婚してからも親と一緒に住む予定である
4. 結婚しなくても親と一緒に住む予定である
5. その他（ ）

問18. あなたは、親から経済的援助を受けていますか。(3つまで)

1. 家賃の援助を受けている
2. 車を買う時援助を受けた
3. 毎月決まった額の援助を受けている
4. 決まった額ではないが、時々援助を受けている
5. 全く援助を受けていない

問19. できれば独立したいと思っている人(問17で1と2と答えた人)は、あとどれだけの収入があれば独立できますか。(1つだけ)

1. 1万円
2. 2万円
3. 3万円
4. 4万円
5. 5万円
6. 6万円
7. 7万円
8. 8万円
9. 9万円
10. 10万円以上

問20. あなたが住んでいる住宅は次のどれですか。(以下はみなさんお答えください)

1. 一戸建て持家
2. マンション持家
3. 一戸建て借家
4. マンション・アパート借家
5. 公営住宅
6. 社宅・官舎
7. 公団・公社の賃貸住宅
8. その他()

問21. 借家の場合、家賃はどれくらいですか。月()万円()千円 共益費 月()万円()千円

問22. 持家の場合、ローン返済はありますか。1. ある 2. 完済した 3. もともとない
ローン返済の額は 月()万円()千円 ボーナス時()万円()千円

V あなたの日常生活についてうかがいます。

問23. 朝食は通常どうしていますか。(1つだけ)

1. いつもだいたい家族とそろって食べる。
2. 家で一人で食べる。
3. 家では食わず、一人で牛乳やコーヒーなど飲物をとるだけ
4. 家では食わず、(通勤途中に)パンやそばなどを食べる。
5. 朝食はとらない
6. その他()

問24. 昼食は通常どうしていますか。(1つだけ)

1. 家から弁当持参
2. 家で食べる
3. 弁当やパンなどを買って職場で食べる
4. 職場の給食を食べる
5. 職場の食堂で食べる
6. (職場で)出前を取る
7. (職場の外の)食堂や喫茶店等を利用する
8. その他()

*昼食代は、一食平均()円

問25. 夕食は通常どうしていますか。(1つだけ)

1. 家で家族と一緒に食べる
2. 家で一人で食べる
3. (帰宅途中)食堂などを利用する
4. その他()

問26. あなたは(仕事が終わった後)や休日にお酒・お茶・会食等に行ったりすることがありますか。(1つだけ)

1. ほとんどない
2. 月に数回程度
3. 週に2~3回程度
4. ほとんど毎日

*お酒・お茶・会食代は 1回平均()円

問27. あなたは休日(余暇)をどのように過ごしていますか。(3つまで)

1. 自宅で休養
2. 日帰りの行楽(ハイキング、ドライブ、遊園地など)
3. 家事や育児
4. 看護や介護
5. 親戚づきあい
6. 社会活動(地域活動含む)
7. 友人・知人との交際
8. 一泊以上の旅行
9. 自己啓発・読書
10. スポーツなど体力づくり
11. 映画などの鑑賞
12. その他()
13. 特に何もしない

問28. あなたの余暇の過ごし方で最も楽しいのは何ですか。自由にお書きください。

問29. あなたは月に何回くらい日帰り旅行をしますか。(1つだけ)

1. ○回 2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回 6. 5回 7. 6回 8. 7回
9. 8回 10. 9回 11. 10回以上

*一回平均して()円かかる。

問30. あなたは年に何回くらい一泊以上の旅行をしますか。(1つだけ)

1. ○回 2. 1回 3. 2回 4. 3回 5. 4回 6. 5回 7. 6回 8. 7回
9. 8回 10. 9回 11. 10回以上

*一回平均して()円かかる。

問31. あなたの家では自家用車・バイクがありますか。(2つまで)

1. 軽自動車を持っている 2. 小型自動車(661~2000cc)を持っている
3. 普通自動車(2000cc以上)を持っている 4. バイクを持っている 5. もっていない

問32. 自家用車・バイクがある場合、主に何に利用していますか。(2つまで)

1. 通勤 2. 買物 3. ドライブ・娯楽 4. 仕事 5. その他()

問33-1. あなたは自家用車が必要だと思いますか。(1つだけ、全員回答)

1. 生活の必需品 2. あれば便利 3. なければいけない 4. なくてもよい

問33-2. あなたはバイクが必要だと思いますか。(1つだけ、全員回答)

1. 生活の必需品 2. あれば便利 3. なければいけない 4. なくてもよい

問34. あなたは下着を購入する場合、主にどんなお店を利用しますか。(1つだけ)

1. 近くの商店街のお店 2. コンビニ 3. ディスカウントショップ 4. 大型スーパー
5. 百貨店 6. 専門店 7. 通販 8. その他()

問35. あなたは下着以外の洋服などを購入する場合、主にどんなお店を利用しますか。(1つだけ)

1. 近くの商店街のお店 2. 大型スーパー 3. ディスカウントショップ 4. 専門店
5. 百貨店 6. 通販 7. その他()

問36. あなたは電化製品など耐久財を購入するのは、主にどんなお店ですか。(1つだけ)

1. 近くの商店街のお店 2. 大型スーパー 3. 専門店 4. ディスカウントショップ
5. 百貨店 6. 大型電気店 7. 通販 8. その他()

問37. あなたは家庭雑貨を購入するのは、主にどんなお店ですか。(1つだけ)

1. 近くの商店街のお店 2. 大型スーパー 3. コンビニ 4. 百元ショップ
5. 百貨店 6. ホームセンター 7. 通販 8. その他()

問38. あなたが特に現在負担に思っている家計支出は何ですか。(3つまで)

1. 食費 2. 家賃・地代 3. 水道・ガス・電気料金 4. 電話代(携帯含む) 5. 被服費
6. 保険・医療費 7. 教育費 8. 教養娯楽費 9. 交際費 10. 税金 11. 社会保険料
12. 生命保険など民間保険掛金 13. ローン・借金返済 14. その他() 15. 特にない

問39. あなたは消費生活の中で、今後充実したいものは主に何ですか。(5つまで)

1. 食費 2. 被服・履物 3. 家庭用耐久財の購入 4. 娯楽用耐久財の購入 5. 自動車の購入
6. もう少し広い家に引っ越したい 7. 子供の教育費(塾を含む) 8. こづかい 9. スポーツなど趣味
10. 読書・映画・観劇などの趣味 11. 旅行 12. 家族との夕食 13. 友人などとの付き合い・交際
14. パチンコ・マージャン・競馬などの娯楽 15. バック・時計・指輪などの身の回り用品
16. パソコンなどのIT機器 17. 生命保険・ガン保険など 18. 個人年金など 19. 学資保険
20. 貯金 21. その他() 22. 特にない

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査へのご協力をお願い

京都総評は、最低生計費を試算するために、4月いっぱいをめどに次のアンケート調査をおこないます。みなさんのご協力をお願いします。

持ち物調査用紙

- ◆ 調査期間は、3月15日から4月末までです。
- ◆ 調査対象は、単身の若年者を中心としつつも、全年齢階層かつ世帯を持つ方も対象です。なお、調査目的にみあったアンケート回収数にするために、各階層にお願いする数は、各単産との調整をしています。
- ◆ 記入済みの調査アンケートは、別添の封筒に入れて封をし、各単産・地区労協を通じて期限内に順次集約していただくようお願いします。
- ◆ この調査は、仏教大学・金沢先生の研究グループの全面的なご協力で行なっています。
- ◆ これらの調査の目的や意義は、「最低生計費調査へのご協力を」をご参照ください。

この調査への問い合わせは、

京都総評事務局まで 電 話：075-801-2308

FAX：075-812-4149

Email: sohyo@labor.or.jp

取り扱い

2005年3月

手持ち財調査

調査の目的：この調査は、最低生計費を算定するための基礎資料とするものです。それは最低賃金要求や年金要求など社会保障要求の基礎となるものであります。

調査された内容については、秘密を守りますので、ありのままにご回答をお願いいたします。

注意事項：・次の各項目で、自分の世帯で持っている物は○印を、持っていない物は×印をつけて下さい。

・○印をつけた物については、その持っている数を記入して下さい。

・費目がない物は、()内に記入し、つけたして下さい。

・記入は、各ページごとに、たてに進んで下さい。

・なお、不明な物、該当しない物は、くうらんにして、次に進んで下さい。

費目	○×	数量	費目	○×	数量	費目	○×	数量
1 設備機器	/	/	3 冷暖房用機器	/	/	茶たんす		-
システムキッチン			ルームエアコン			応接用座卓		
太陽熱温水器			電気ストーブ			座り机		
給湯器 <small>(ガス調圧減圧し器を除く)</small>			石油ストーブ			腰掛机 <small>(椅子含む)</small>		
洗髪洗面化粧台			ガスストーブ			本箱・本棚		
温水洗浄便器			電気こたつ			スチール棚		
()			温風ヒーター			サイドボード・リビングボード		
()			扇風機			()		
2 家事用耐久財	/	/	空気清浄機			()		
電子・ガスレンジ <small>(電子レンジ専用)</small>			加湿器			6 食堂用家具	/	/
自動炊飯器		()				食器戸棚		
電気冷蔵庫		()				食堂セット		
電気掃除機		()				食卓・ちゃぶ台		
電気洗濯機			4 居間・寝室用家具	/	/	ワゴン		
電動ミシン			和ダンス <small>(椅子付を除く)</small>			()		
ガステーブル			整理ダンス <small>(椅子付を除く)</small>			()		
ガス台			洋服ダンス <small>(椅子付を除く)</small>			()		
ポータブルガス台			鏡台 <small>(ドレッサー)</small>			7 室内装備品	/	/
トースター			シングルベット			掛(柱)時計		
ミキサー・ジューサー			ダブル・セミダブルベット			目覚まし時計		
ガス瞬間湯沸し器			ソファベット			照明器具 <small>(蛍光灯の傘)</small>		
電気餅つき機			二段ベット			じゅうたん <small>(5万円以上を除く)</small>		
電気アイロン			収納用かご			室内用かご		
電気ポット		()				カーテン		
ホットプレート		()				座布団		
()		()				こたつ掛け		
()		()				(玉)のれん		
()			5 応接・書斎用家具	/	/	()		
()			応接セット			()		
()			ソファ <small>(単品)</small>			()		

費目	○×	数量	費目	○×	数量	費目	○×	数量
8 寝具類			グラス類			土なべ		
敷きふとん			コップ			でんふらなべ		
掛けふとん			ウイスキーグラス			耐熱ガラスなべ		
タオルケット			洋酒グラス			鉄びん		
毛布			ジョッキ			やかん		
シーツ			とっくり・さかずき			土びん		
まくら			とっくり			かま		
ふとんカバー			さかずき			むしき		
マットレス			スプーン・ナイフ類			コーヒーポット		
まくらカバー			スプーン			()		
()			フォーク			()		
()			ナイフ			調理用容器		
9 家事雑貨			容器			米びつ		
茶わん類			重箱			漬物おけ		
飯茶わん			重ねばち			みそおけ		
湯のみ茶わん			魔法瓶			洗いおけ		
蒸し茶わん			水筒			水切りかご・ざる		
どんぶり			菓子ばち			ボール		
コーヒー・紅茶茶わん			茶びつ			広口ビン(果実酒用)		
吸い物わん			きゆうす			その他台所用品		
洋皿類			水差し			台所用はかり		
盛り皿・盛りばち			氷入れ			包丁		
スープ皿			砂糖入れ			まな板		
パン・ケーキ皿			弁当箱			すり鉢		
果物用ガラス皿			ランチャー			せいろう		
グラタン皿			ぜん・盆			たわし		
和皿類			ぜん			おろし器		
盛り皿			盆			ふきんかけ		
中皿			なべ・かま類			はし		
小皿			大なべ			しゃもじ		
さしみ皿			中なべ			洗濯・掃除用具		
大ばち			小なべ			干し物さお		
中ばち			ほうろうなべ			ポリバケツ(ごみ入れ)		
小ばち			フライパン			くずかご		
角皿			中華なべ			座敷ほうき		
()			すき焼きなべ			洗濯用ローブ		

費 目	○×	数 量	費 目	○×	数 量	費 目	○×	数 量
洗濯用バケツ・かご			消火器			12被服・履物	/	/
ホース			郵便受け			男子・和服	/	/
()			懐中電灯			着物		
タオル類	/	/	座椅子			羽織		
タオル			傘立て			和服用帯		
バスタオル			電話台			和服用コート		
電球・蛍光灯	/	/	金庫			ゆかた		
電球			マジックラック			男子・洋服	/	/
蛍光灯			買い物かご			背広		
裁縫用具	/	/	スリッパ立て			礼服		
裁縫箱			()			オーバーコート		
裁ちばさみ			()			レインコート		
裁ち板			()			ジャケット(替上着)		
アイロン台			()			替ズボン(ジーンズ含む)		
家庭用工具	/	/	()			半ズボン		
なた			10家事用消耗品(月の量)	/	/	ジャンパー		
スパナ			ポリ袋		月 枚	作業服		
ドライバー			ラップ		月 箱	パーカー		
のこぎり			ちり紙		月 束	男子・シャツ・セーター類	/	/
金づち			ティッシュペーパー(箱)		月 箱	ワイシャツ		
くぎ抜き			トイレトペーパー		月 本	長袖シャツ		
のみ			台所洗剤		月 本	半袖シャツ		
かな			住宅用洗剤		月 本	ポロシャツ		
ペンチ			トイレ用洗剤		月 本	セーター・カーデガン		
砥石			洗濯用洗剤		月 本	男子・下着類	/	/
空気入れ			漂白剤		月 本	シャツ(合・冬)		
園芸用くわ			防虫剤		月	シャツ(夏)		
園芸用ふるい			殺虫剤		月	Tシャツ		
園芸用スコップ			()			ジャージ		
小型噴霧器			()			トレーナー		
じょうろ						パンツ・ブリーフ		
花木用はさみ						ステテコ		
その他	/	/	11家事サービス(月単位)	/	/	パジャマ(夏)		
玄関マット			粗大ゴミ回収料金			パジャマ(冬)		
救急箱			科学雑巾借料			男子・はきもの	/	/
脚立						スリッパ		

費 目	○×	数 量	費 目	○×	数 量	費 目	○×	数 量
サンダル			長袖・半袖シャツ			子供服	/	/
靴			セーター・カーデガン			オーバーコート		
長靴・ゴム			女子・下着	/	/	ジャンパー		
運動靴・スニーカー			ブラスリップ			パーカー		
男子・他の被服	/	/	スリッパ			ワンピース		
靴下			パンティー			ツーピース		
手袋			ブラジャー			タウントップ		
ネクタイ			ガードル			Tシャツ		
マフラー			スリーマー			スカート		
バンド・ベルト			シャツ(肌着)			ズボン・Gパン		
()			パジャマ			ショートパンツ		
()			ネグリジェ			学校制服		
()			ガウン			乳児服	/	/
女子・和服	/	/	ジャージ			ベビー服		
婚礼用式服一式			トレーナー			ベブリースーツ		
喪服一式			女子・はきもの	/	/	ケープ		
訪問着			スリッパ			子供用シャツ・セーター類	/	/
婦人着物			サンダル			ワイシャツ		
羽織			靴			カッターシャツ		
帯			レインシューズ			スポーツシャツ		
和服コート			運動くつ・スニーカー			セーター		
ショール			こま下駄			カーディガン		
ゆかた			女子・他の被服	/	/	ベスト		
女子・洋服	/	/	パンティストッキング			子供用下着類	/	/
スーツ			ソックス			シャツ(肌着)		
アンサンブル			スカーフ			ランニング		
ワンピース			手袋			アンダーシャツ		
オーバーコート			ベルト			パンツ		
レインコート			エプロン			ズボン下		
ジャケット			()			パジャマ(夏用)		
スカート			()			パジャマ(冬用)		
スラックス			()			子供・他の被服・履物	/	/
ジャンパー			()			ベルト		
女子・シャツ・セーター類	/	/	()			ソックス		
ブラウス			()			靴・スニーカー		
Tシャツ			()			()		

費 目	○×	数 量	費 目	○×	数 量	費 目	○×	数 量
13 身の回り用品	/	/	カラオケ装置	/	/	18 通信機器	/	/
洋傘			ピアノ			携帯電話（PHS含む）		
旅行用カバン			電子鍵盤装置			電話		
ショルダーバック（男性用）			（ ）			ファクシミリ		
ショルダーバック（女性用）			（ ）					
ハンドバック			15 書籍・他の印刷物	/	/	19 理美容用品	/	/
ショッピングバック			日刊新聞			ヘアードライヤー		
リュックサック			週刊新聞			電気ホットカラー		
財布			週刊誌（月何冊）			電気かみそり		
腕時計（男子用）			単行本（月何冊）			歯ブラシ		
腕時計（女子用）			16 教養娯楽用品	/	/	電動歯ブラシ		
カフスボタン			スポーツ用具			ヘアブラシ		
指輪			ゴルフ用具一式			かみそり		月 本
ブローチ			スキー・スノーボード			化粧石鹸		月 個
ネックレス			テニスラケット			シャンプー		月 本
ブレスレット			テレビゲーム機			ヘアリンス		月 本
帽子			ゲームソフト			ボディシャンプー		月 本
ハンカチ			CDカセット			歯磨き		月 本
（ ）			DVDカセット			整髪・養毛剤		月 本
（ ）			ビデオカセット			化粧クリーム		月 本
（ ）			MDプレーヤー			化粧水		月 本
14 教養娯楽用耐久財	/	/	（ ）			乳液		月 本
カラーテレビ			（ ）			ファンデーション		月 本
ラジオ			（ ）			口紅		月 本
ラジカセ			（ ）			香水・オーデコロン		月 本
MDコンボ			17 交通	/	/	（ ）		
ビデオデッキ			軽自動車（660cc以下）			（ ）		
ステレオセット			小型自動車（661～2000cc）			（ ）		
カメラ（デジカメ含む）			普通自動車（2000cc以上）			（ ）		
ビデオカメラ			バイク			（ ）		
ワープロ			自転車			（ ）		
パソコン								

*あなたの性別は 男性 女性
 *あなたの年齢は ()歳
 *あなたの世帯構成は (本人+ + +)
 *あなたの職業は ()
 *あなたの住宅は 一戸建て持家 マンション持家 アパート・マンション借家 公営住宅 社宅・官舎 公団・公社の賃貸住宅
 その他 ()

【発行】

2006年7月30日発行

京都総評（京都地方労働組合総評議会）

住所：京都市中京区壬生仙念町3-2 ラボール京都5階

電話 075-801-2308

FAX 075-812-4149

メール sohyo@labor.or.jp

無断転載を禁じます。転載、掲載される場合はご一報ください。